

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
<b>第1章 総則</b> (用語の定義)		<b>第1章 総則</b> (用語の定義)	
<b>第3条</b> この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。		<b>第3条</b> この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。	
用語	意味	用語	意味
1~41 (略)		1~41 (略)	
42 単位料金区域	電話サービス契約約款に定める、通話量の算定の基礎となる通話地域間距離を測定するための単位となる区域	42 削除	
43~48 (略)		43~48 (略)	
49 加入者交換機	電話サービス又は総合ディジタル通信サービスにおいて契約者回線又は端末回線(この欄において、契約者回線及び専用回線に該当するものを除きます。)を収容する当社が指定する交換設備	49 削除	
50~51 (略)		50~51 (略)	
52 中継交換機	電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの中継交換を行う当社が指定する交換設備	52 削除	
53 (略)		53 (略)	
54 信号用中継交換機	電気通信サービスの制御を行うための信号(以下「信号」といいます。)の交換を行う当社が指定する交換設備	54 削除	
55~101 (略)		55~101 (略)	
102 番号情報データベース	電話帳掲載及び番号案内に必要な契約者の情報を収容するために特定端末系事業者当社が設置するデータベース設備及びその付属設備	102 削除	
102-2 番号情報データベース登録事業者	番号情報データベースにその契約者の番号情報を登録する協定事業者	102-2 削除	
102-3 番号情報データベース利用事業者	番号情報データベースに収容された番号情報を利用する協定事業者	102-3 削除	

(端末回線端接続事業者の料金及び技術的条件集)

**第4条** 当社は、端末回線端接続事業者と接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同一であるときは、当該接続に係る料金の計算及び支払い、接続料(番号案内機能等、端末間伝送等機能、端末回線伝送機能2-1-1-1-1第7欄、光回線設備に係る拠点間通信機能、特別光信号中継伝送機能に係る付加機能

(端末回線端接続事業者の料金及び技術的条件集)

**第4条** 当社は、端末回線端接続事業者と接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同一であるときは、当該接続に係る料金の計算及び支払い、接続料(端末間伝送等機能、端末回線伝送機能2-1-1-1-1第7欄、光回線設備に係る拠点間通信機能、特別光信号中継伝送機能に係る付加機能及び端末回線伝

及び端末回線伝送機能設置手続費に係るものを除きます。）、当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止並びに技術的条件（技術的条件集形態1に別に定めるものを除きます。）のうち、その接続する役務の種類に応じ、各々の契約約款に規定されている部分（選択制による通話料金の月極割引、高額利用に係る基本額の割引及び長期継続利用に係る基本額の適用を含みます。）について、第1条（約款の適用）の規定にかかるわらず、料金については、当社が事業者向け割引料金を設定し、協定事業者からの接続申込みを承諾し当該料金を適用するまでの間はその契約約款の料金表を準用し、その他の部分については、その契約約款の規定（施設設置負担金の差額負担に係る規定を含みます。当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止にあっては、その契約約款の当社が行う契約解除及び利用停止に係る規定とします。）を準用します。この場合において、片端が当社の契約者である専用回線の場合については、専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の支払いは要しません。

## 第2章 接続する設備の範囲

### 第2節 相互接続点

#### （相互接続点の設置範囲）

第8条 当社及び接続申込者は、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1欄に規定する標準的な接続箇所に相互接続点を設置するときは、通信用建物ごとに当社が定める区域内（電話サービス契約約款に規定する電話加入区域若しくは収容区域又は総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する総合ディジタル通信サービス区域をいいます。この項において「収容区域等」といいます。）に相互接続点を設置するものとします。この場合において、当社は、収容区域等外に相互接続点を設置する場合には、接続申込者と協議します。

2 当社及び接続申込者は、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄から第8欄に規定する標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置する場合は、次によるものとします。

(1) 相互接続点の設置場所が通信用建物等であるとき

その標準的な接続箇所の所在する中継区域（当社の指定する中継交換機に中継伝送路設備が収容される区域をいいます。）内。

(2) 相互接続点の設置場所が通信用建物等と異なる場合であるとき

その標準的な接続箇所が所在する単位料金区域内。

## 第3章 接続申込み

### 第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

#### （接続用設備の設置又は改修の申込み）

第23条 接続申込者（特定光信号端末回線との接続申込者においては、収容される1の光ファイバケーブルを複数の接続申込者で共用することを希望する場合に限ります。以下この条において同じとします。）は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み（第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事（加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。）の申込みを含みます。）を当社が指定する事務取扱所に行なうことができます。

ただし、第2号から第5号の申込みを行う接続申込者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るために協議を行なうことを要します。

(1) （略）

(2) 加入者交換機又は加入者交換機の伝送装置で接続する場合

(3) 中継交換機又は中継交換機の伝送装置で接続する場合

送機能設置手続費に係るものを除きます。）、当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止並びに技術的条件（技術的条件集形態1に別に定めるものを除きます。）のうち、その接続する役務の種類に応じ、各々の契約約款に規定されている部分（選択制による通話料金の月極割引、高額利用に係る基本額の割引及び長期継続利用に係る基本額の適用を含みます。）について、第1条（約款の適用）の規定にかかるわらず、料金については、当社が事業者向け割引料金を設定し、協定事業者からの接続申込みを承諾し当該料金を適用するまでの間はその契約約款の料金表を準用し、その他の部分については、その契約約款の規定（施設設置負担金の差額負担に係る規定を含みます。当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止にあっては、その契約約款の当社が行う契約解除及び利用停止に係る規定とします。）を準用します。この場合において、片端が当社の契約者である専用回線の場合については、専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の支払いは要しません。

## 第2章 接続する設備の範囲

### 第2節 相互接続点

#### （相互接続点の設置範囲）

第8条 当社及び接続申込者は、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1欄に規定する標準的な接続箇所に相互接続点を設置するときは、通信用建物ごとに当社が定める区域内（電話サービス契約約款に規定する電話加入区域若しくは収容区域又は総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する総合ディジタル通信サービス区域をいいます。この項において「収容区域等」といいます。）に相互接続点を設置するものとします。この場合において、当社は、収容区域等外に相互接続点を設置する場合には、接続申込者と協議します。

2 当社及び接続申込者は、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄から第8欄に規定する標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置する場合は、次によるものとします。

(1) 相互接続点の設置場所が通信用建物等であるとき

(2) 相互接続点の設置場所（標準的な接続箇所に限ります。）が単位料金区域（電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）内であって、通信用建物等と異なる場所であるとき

## 第3章 接続申込み

### 第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

#### （接続用設備の設置又は改修の申込み）

第23条 接続申込者（特定光信号端末回線との接続申込者においては、収容される1の光ファイバケーブルを複数の接続申込者で共用することを希望する場合に限ります。以下この条において同じとします。）は、次の接続用設備の設置又は改修の申込みを当社が指定する事務取扱所に行なうことができます。

ただし、第5号の申込みを行う接続申込者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るために協議を行なうことを要します。

(1) （略）

(2) 削除

(3) 削除

(4)～(9) （略）

2 協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第5条（標準的な接続箇所）に規定された標準的な接続箇所において既に接続を実施している当社の接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことができます。

(4)～(9) (略)

2 協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第5条（標準的な接続箇所）に規定された標準的な接続箇所において既に接続を実施している当社の接続用設備の設置又は改修の申込み（第4号に定める前項第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。）を行うことができます。

(1)～(2) 削除

(3) 前項第2号に規定する番号送出装置

随時。

(4) 前項第2号から第3号及び第5号に規定する伝送装置等又は伝送路

ア 翌年度上半期分の伝送装置等又は伝送路については、当年度10月。

イ 翌年度下半期分の伝送装置等又は伝送路については、翌年度4月

(5) (略)

3 接続申込者が、第1項第2号から第3号及び第5号の場合に接続用設備の設置又は改修の申込みを行うときは、第1項の規定にかかわらず、接続申込者の選択において、前項の規定により前項第4号に規定する期限までに当該接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことができるものとします。

4 協定事業者は、第2項第4号の規定にかかわらず、協定事業者のトラヒックの急激な増加によって呼損（伝送装置等又は伝送路の回線容量を上回る呼の発生により、当該伝送装置等又は伝送路を介した通信が疎通できなくなることをいいます。）が継続的に発生するおそれがある場合に限り、第1項第2号、第3号及び第5号に規定する接続用設備の設置又は増設の申込みを、協定事業者のトラヒックが急激に減少するおそれがある場合に限り、それらの接続用設備の減設又は廃止の申込みを随時行うことができます。

ただし、その協定事業者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るために協議を行うことを要するものとし、その申込みが大量に行われた場合には、当社は、その申込みの全部又は一部を第2項第4号の規定による申込みとして取り扱うことがあります。

（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）

第25条 当社は、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みがあったときは、次の各号に定める場合を除いて、その申込み（加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。）を承諾します（接続用設備の設置又は改修が必要でない場合は、その旨を接続申込者に通知します。）。

（接続用設備の設置又は改修の変更等）

第27条 当社は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に別表3（様式）様式第16の書面による変更の申込みがあった場合は、次の各号の場合を除き、別表3様式第17の書面により承諾します。

(1) (略)

(2) その変更の申込みが第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第2項第4号の規定により申し込まれた場合であって、その変更の内容が軽微なもの（第26条（個別建設契約の締結）に規定する個別建設契約に定められた接続用設備の設置若しくは改修に係る工事予定線表又は設備使用開始予定期限等の軽微な変更に限ります。）でないと当社が判断したとき。

(1)～(2) 削除

(3) 削除

(4) 前項第5号に規定する伝送装置等又は伝送路  
随時。

（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）

第25条 当社は、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みがあったときは、次の各号に定める場合を除いて、その申込みを承諾します（接続用設備の設置又は改修が必要でない場合は、その旨を接続申込者に通知します。）。

（接続用設備の設置又は改修の変更等）

第27条 当社は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に別表3（様式）様式第16の書面による変更の申込みがあった場合は、次の各号の場合を除き、別表3様式第17の書面により承諾します。

(1) (略)

### 第3章 協定の締結手続き等

#### 第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)

第34条の7 接続申込者は、当社の特別光信号中継回線と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7-2の線路設備調査及び接続申込書により特別光信号中継回線についての調査及び接続の申込み(接続を予定する特別光信号中継回線の利用区間、利用波長数及び接続開始希望時期の指定を含みます。)を行うことを要します。この場合において、接続申込者は、様式第15-3の設備建設申込書による分波光変換装置の設置又は改修の申込みを併せて行うことを要するものとし、当社は、その線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、線路設備調査及び接続申込みの受け付けとします。また、接続申込者は、その申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第10条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを同時にを行うことも可能です。

2~4 (略)

5 当社は、第1項に規定する申込みに併せて行われた分波光変換装置(第1表(接続料金)第2(網改造料)1-1(網改造料の対象となる機能)第73欄を用いて接続する場合を除きます。)の設置又は改修の申込みに係る当社からの完成通知に記載した期日と、第2項に規定する回答を当社が行った日から12ヶ月が経過する日のいずれか早い日をもって、接続申込者が特別光信号中継回線の利用を開始したものとみなします。

### 第3章 協定の締結手続き等

#### 第6節の3 優先パケット機能の接続に関する手続き

(優先パケット機能の接続に係る管理方針)

第34条の14 当社は、特定のパケットについて優先的に通信の交換等又は伝送を行う機能(以下、「優先パケット機能」といいます。)との接続にあたり、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 通信の秘密を確保すること
- (2) 優先パケット機能を利用する協定事業者及び当社並びに当該通信を取り扱う電気通信事業者及び当社が提供する電気通信サービスの利用者に対し、不当な差別の取扱いを行わないこと
- (3) 優先パケット機能を利用した通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないこと

2 当社は、端末系交換機能第10欄ア(1)欄又はイ(1)欄及びルーティング伝送機能第2欄ウ欄(以下、「優先クラス通信機能」といいます。)との接続にあたって、1回線あたりの優先クラスの利用帯域の上限を設けるものとします。この場合において、利用可能な上限値は、優先クラス通信機能を利用する回線がIP通信網サービス契約約款に定めるメニュー5-1(1Gbit/sのプラン2を除きます。)、メニュー5-2及びメニュー5-4(以下、「ファミリータイプ及びマンションタイプ」といいます。)の場合は1Mbit/s(音声のみに利用する場合は4Mbit/s)、メニュー5-1の1Gbit/sのプラン2(以下、「ビジネスタイプ」といいます。)の場合は10Mbit/s(音声のみに利用する場合は12Mbit/s)とします。

### 第8節 当社の電気通信設備又はソフトウェアの更改又は利用中止

(当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改)

第36条 当社は、次の各号に規定するところにより、個別管理対象設備(料金表第1表第2(網改造料)1-1表に掲げる機能に係る電気通信設備又はソフトウェアであって、同表中第47欄の伝送路設備利用機能に係る電気通信設備(伝送装置を除きます。)又はソフトウェア以外のものをいいます。以下同じとします。)又は光信号伝送装置、光信号電気信号変換装置若しくは波長分割多重装置を更改(別表1(接続により提供する機能)に掲げる機能に係る既存の電気通信設備又はソフトウェアに代えて、当該機能に係る新たな電気通

### 第3章 協定の締結手続き等

#### 第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)

第34条の7 接続申込者は、当社の特別光信号中継回線と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7-2の線路設備調査及び接続申込書により特別光信号中継回線についての調査及び接続の申込み(接続を予定する特別光信号中継回線の利用区間、利用波長数及び接続開始希望時期の指定を含みます。)を行うことを要します。この場合において、接続申込者は、様式第15-3の設備建設申込書による分波光変換装置の設置又は改修の申込みを併せて行うことを要するものとし、当社は、その線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、線路設備調査及び接続申込みの受け付けとします。また、接続申込者は、その申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第10条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを同時にを行うことも可能です。

2~4 (略)

5 当社は、第1項に規定する申込みに併せて行われた分波光変換装置(第1表(接続料金)第2(網改造料)1-1(網改造料の対象となる機能)第71欄を用いて接続する場合を除きます。)の設置又は改修の申込みに係る当社からの完成通知に記載した期日と、第2項に規定する回答を当社が行った日から12ヶ月(当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。)が経過する日のいずれか早い日をもって、接続申込者が特別光信号中継回線の利用を開始したものとみなします。

### 第3章 協定の締結手続き等

#### 第6節の3 優先パケット機能の接続に関する手続き

(優先パケット機能の接続に係る管理方針)

第34条の14 当社は、特定のパケットについて優先的に通信の交換等又は伝送を行う機能(以下、「優先パケット機能」といいます。)との接続にあたり、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 通信の秘密を確保すること
- (2) 優先パケット機能を利用する協定事業者及び当社並びに当該通信を取り扱う電気通信事業者及び当社が提供する電気通信サービスの利用者に対し、不当な差別的取扱いを行わないこと
- (3) 優先パケット機能を利用した通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないこと

2 当社は、端末系交換機能第10欄ア(1)欄又はイ(1)欄及びルーティング伝送機能第2欄ウ欄(以下、「優先クラス通信機能」といいます。)との接続にあたって、1回線あたりの優先クラスの利用帯域の上限を設けるものとします。この場合において、利用可能な上限値は、優先クラス通信機能を利用する回線がIP通信網サービス契約約款に定めるメニュー5-1(1Gbit/sのプラン2を除きます。)、メニュー5-2及びメニュー5-4(以下、「ファミリータイプ及びマンションタイプ」といいます。)の場合は1Mbit/s(音声のみに利用する場合は4Mbit/s)、メニュー5-1の1Gbit/sのプラン2(以下、「ビジネスタイプ」といいます。)の場合は10Mbit/s(音声のみに利用する場合は12Mbit/s)とします。

### 第8節 当社の電気通信設備又はソフトウェアの更改又は利用中止

(当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改)

第36条 当社は、次の各号に規定するところにより、個別管理対象設備(料金表第1表第2(網改造料)1-1表に掲げる機能に係る電気通信設備又はソフトウェアであって、同表中第34欄の伝送路設備利用機能に係る電気通信設備(伝送装置を除きます。)又はソフトウェア以外のものをいいます。以下同じとします。)又は光信号伝送装置、光信号電気信号変換装置若しくは波長分割多重装置を更改(別表1(接続により提供する機能)に掲げる機能に係る既存の電気通信設備又はソフトウェアに代えて、当該機能に係る新たな電気通

信設備又はソフトウェアを設置若しくは改修又は開発して利用開始することをいいます。以下同じとします。) します。

## 第6章 責務

### 第1節 責務

#### (守秘義務)

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(8) (略)

(9) 番号情報データベースに関し、番号情報データベース登録事業者（接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。）に番号情報データベース利用事業者（協定以外の契約により番号情報データベースに収容された番号情報をを利用する事業者を含み、かつ、接続申込者を含みます。以下本条において同じとします。）名等を、番号情報データベース利用事業者に番号情報データベース登録事業者名等を通知する場合

新たな電気通信設備又はソフトウェアを設置若しくは改修又は開発して利用開始することをいいます。以下同じとします。) します。

## 第6章 責務

### 第1節 責務

#### (守秘義務)

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(8) (略)

(9) 削除

## 第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

（トラヒック又は回線数等の通知）

第50条 接続申込者は、相互接続点ごとのトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等当社が接続申込者ごとに要請するトラヒック又は回線数等を、当社に通知することに協力するものとします。

ただし、当社が利用者料金を定めるときは、この限りではありません。

2 接続申込者は、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項第2号、第3号及び第5号に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みを行う場合は、次の各号に定める期限までに、次の各号に定める相互接続点ごとのトラヒック及び回線数（その申込みに係るものに限ります。）並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等を通知することを要します。

(1) 削除

(2) 削除

(3) 随時（第23条第1項又は第4項に規定する申込みを行う場合）

その申込みに係る接続用設備の使用開始希望月を含む半期末、翌半期末及び翌々半期末時点での予測トラヒック及び予測回線数並びにその申込みの日を含む月から過去3ヶ月分の実績トラヒック

## 第9章 接続等の一時中断、停止、中止及び廃止

### （接続の停止）

第60条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することができます（表中第2欄の場合において、新たな接続申込みに限り債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。）。

区 别	期 間
(1)～(5) (略)	_____
(6) 協定事業者がその接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき（第1欄から第3欄に掲げる理由を除きます。）。	その違反の事由が解消されるまでの間

## 第9章 接続等の一時中断、停止、中止及び廃止

### （接続の停止）

第60条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することができます（表中第2欄の場合において、新たな接続申込みに限り債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。）。

区 別	期 間
(1)～(5) (略)	_____
(6) 協定事業者がその接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき（第1欄から第3欄に掲げる理由を除きます。）。	その違反の事由が解消されるまでの間

## 第 10 章 料金等

### 第 2 節 接続料金の支払義務

(従量制の網使用料の支払義務)

第 65 条 当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料（網使用料のうち定額制の網使用料以外のものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要する電気通信事業者は、第 54 条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表 2 第 4 表（従量制網使用料支払事業者）に規定するところによります。

ただし、番号情報データベース登録機能、番号情報データベース利用機能については、この限りではありません。

### 第 3 節 工事費及び手続費等の支払義務

(工事費の支払義務)

第 67 条 協定事業者（接続申込者を含みます。以下この条及び次条において同じとします。）は、第 23 条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する加入者交換機等接続回線設置等工事、第 37 条（その他の工事の請求）、第 37 条の 2（DSL 回線の回線調整工事）に規定する工事の申込み又は第 37 条の 4（光回線設備の回線調整等工事）の承諾を受けたときは、料金表第 2 表第 1（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその協定の解除若しくは消滅又はその工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、これを返還します。

（手続費の支払義務）

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(6)（略）

(7) その協定事業者が、第 96 条（協定事業者の契約者の契約者回線番号等の電話帳掲載）に規定する電話帳掲載の請求の承諾を受けたとき。

(8) その協定事業者が第 97 条の 2（番号情報データベース登録）第 1 項ただし書きに規定する番号情報データベースへの画面による登録を請求し、当社がその登録を行ったとき。

### 第 4 節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定等)

第 71 条 通信回数は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点（その通信が番号案内機能等を利用するものであるときは、当社が課金信号を送信した時点とします。）を 1 回として登算し、当社の機器により測定します。

ただし、番号情報データベース登録機能及び番号情報データベース利用機能については、この限りではありません。

2（略）

3 前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる通信については、当社は通信回数及び通信時間の測定を行いません。

(1)～(5)（略）

(6) 当社の ENUM サーバを利用する通信であって、加入者交換機及び一般収容局ルータと接続しない通信。

## 第 10 章 料金等

### 第 2 節 接続料金の支払義務

(従量制の網使用料の支払義務)

第 65 条 当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料（網使用料のうち定額制の網使用料以外のものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要する電気通信事業者は、第 54 条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表 2 第 4 表（従量制網使用料支払事業者）に規定するところによります。

### 第 3 節 工事費及び手続費等の支払義務

(工事費の支払義務)

第 67 条 協定事業者（接続申込者を含みます。以下この条及び次条において同じとします。）は、第 37 条（その他の工事の請求）、第 37 条の 2（DSL 回線の回線調整工事）に規定する工事の申込み又は第 37 条の 4（光回線設備の回線調整等工事）の承諾を受けたときは、料金表第 2 表第 1（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその協定の解除若しくは消滅又はその工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、これを返還します。

（手続費の支払義務）

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2（手續費）に規定する手續費の支払いを要します。

(1)～(6)（略）

(7) 削除

(8) 削除

### 第 4 節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定等)

第 71 条 通信回数は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点を 1 回として登算します。

2（略）

3 前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる通信については、当社は通信回数及び通信時間の測定を行いません。

(1)～(5)（略）

(6) 当社の ENUM サーバを利用する通信であって、一般収容局ルータと接続しない通信。

#### (手続費の実績に基づく精算)

第74条の2 当社は、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）に規定するみなし契約者に関する宛名情報提供手続費、光回線設備線路条件調査費欄、光配線区域情報調査費、又はき線点情報調査費について、その事業年度の需要の実績値及び受付実績数（以下「当年度実績」といいます。）を把握したときは、それらの手続費と、当年度実績によって算定した精算のための手続費との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

#### (工事費及び手続費等の遡及適用)

第 75 条 当社は、料金表第2表（工事費及び手続費）に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手続費、番号情報データベース登録手續費、みなし契約者に関する宛名情報提供手續費、光回線設備線路条件調査費欄、光配線区域情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手續費、申込者情報確認結果即時通知手續費又は第4表（光信号引込等設備に係る負担額）に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

### 第 12 章 料金等

#### (責任の制限)

第 84 条 当社又は協定事業者は、接続が行われなかったことに伴い発生する逸失利益又はその契約者に対し行う損害賠償の事務処理に通常要する費用について、相手方に対し求償しないこととします。

2～3 （略）

4 番号情報データベースに登録された番号情報の誤謬又は番号情報の不正利用によって、協定事業者に損害が生じた場合において、当社は、当社の責めに帰すべき事由がない限り、協定事業者に対する責任を負わないものとします。

### 第 13 章 利用者への責任に関する事項

#### (利用者からの苦情又は故障修理の請求等に対する対応)

第 93 条 利用者料金を設定する電気通信事業者は、利用者からの通信料金若しくはサービス内容に関する問合せ又はその他の苦情の受け付け及び対応を行うことを要します。

ただし、第 54 条（接続形態）に規定する接続形態のうち利用者料金設定事業者と利用者料金請求事業者が異なる場合には、利用者料金に係る苦情の受け付け及び対応は、利用者料金請求事業者が行うことを要します。

2 当社又は協定事業者は、利用者からの接続に係る故障修理の請求等の受け付けを行うこととし、その故障の修理及び措置は故障の発生原因を有する電気通信事業者が行うものとします。この場合において、当社は、故障修理の請求等の対応に係る具体的な事項について、協定事業者と協議の上定める保守確認事項に規定します。

3 番号情報の登録又は利用にあたって契約者から苦情、訴え等があった場合には、当社の責めに帰すべき事由がない限り、番号情報データベース登録事業者又は番号情報データベース利用事業者がその責任により対応するものとします。

#### (手続費の実績に基づく精算)

第74条の2 当社は、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）に規定するみなし契約者に関する宛名情報提供手続費、光配線区域情報調査費、又はき線点情報調査費について、その事業年度の需要の実績値及び受付実績数（以下「当年度実績」といいます。）を把握したときは、それらの手続費と、当年度実績によって算定した精算のための手続費との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

#### (工事費及び手続費等の遡及適用)

第 75 条 当社は、料金表第2表（工事費及び手続費）に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、みなし契約者に関する宛名情報提供手續費、光配線区域情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手續費、申込者情報確認結果即時通知手續費又は第4表（光信号引込等設備に係る負担額）に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

### 第 12 章 料金等

#### (責任の制限)

第 84 条 当社又は協定事業者は、接続が行われなかったことに伴い発生する逸失利益又はその契約者に対し行う損害賠償の事務処理に通常要する費用について、相手方に対し求償しないこととします。

2～3 （略）

### 第 13 章 利用者への責任に関する事項

#### (利用者からの苦情又は故障修理の請求等に対する対応)

第 93 条 利用者料金を設定する電気通信事業者は、利用者からの通信料金若しくはサービス内容に関する問合せ又はその他の苦情の受け付け及び対応を行うことを要します。

ただし、第 54 条（接続形態）に規定する接続形態のうち利用者料金設定事業者と利用者料金請求事業者が異なる場合には、利用者料金に係る苦情の受け付け及び対応は、利用者料金請求事業者が行うことを要します。

2 当社又は協定事業者は、利用者からの接続に係る故障修理の請求等の受け付けを行うこととし、その故障の修理及び措置は故障の発生原因を有する電気通信事業者が行うものとします。この場合において、当社は、故障修理の請求等の対応に係る具体的な事項について、協定事業者と協議の上定める保守確認事項に規定します。

第 15 章 協定事業者の契約者の契約者回線番号等の電話帳掲載及び番号案内並びに番号情報データベース登録及び番号情報データベース利用

(協定事業者の契約者の契約者回線番号等の電話帳掲載)

第 96 条 当社は、協定事業者から請求があった場合は、次の各号の場合を除き、協定事業者の契約者の氏名又は名称、契約者回線番号等、その終端のある場所等について、当社が発行する職業別電話帳に掲載します。また、当社が別に定めるところにより、職業別電話帳の掲載事項を掲載した電話帳（その掲載事項を電磁的記録その他の方法により調整したものを含みます。）に掲載することがあります。

(1) 電話帳に記載する名称等が当社が別に定める掲載基準に抵触する場合。

(2) 協定事業者が電話帳掲載及び番号案内に必要な契約者の情報を番号情報データベースに登録しない場合。

(協定事業者の契約者の契約者回線番号等の番号案内)

第 97 条 当社は、協定事業者から請求があったときは、次の各号の場合を除き、当社の番号案内サービスにおいて、その協定事業者の契約者の契約者回線番号等の番号案内を行います。

(1) 協定事業者が、前条に規定する当社の電話帳への掲載を行っていない場合。

(2) 協定事業者が電話帳掲載及び番号案内に必要な契約者の情報を番号情報データベースに登録しない場合。

2 当社は、協定事業者から請求があったときは、次の各号の場合を除き、当社の番号案内サービスにおいて、その協定事業者の当社の電話帳への掲載を行っていない契約者回線番号等の番号案内を行います。

(1) 番号案内データベースに登録する名称等が前条第 1 号に定める基準に抵触する場合。

(2) 協定事業者が電話帳掲載及び番号案内に必要な契約者の情報を番号情報データベースに登録しない場合。

(番号情報データベース登録)

第 97 条の 2 当社は、協定事業者から請求があったときは、協定事業者が、登録する契約者情報の取扱いにあたって、次の各号に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがある場合を除き、当社の番号情報データベースに電気通信回線設備による接続又は磁気媒体により契約者の番号情報（「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」等の法令及び「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和 4 年 3 月 31 日個人情報保護委員会・総務省告示第 4 号）」（以下「個人情報保護ガイドライン等」といいます。）に遵い、電話帳掲載又は番号案内に必要な範囲で当社が別に定めるものに限ります。以下同じとします。）の登録（新規登録、登録内容の変更又は削除を含みます。以下この条において同じとします。）を行います。

ただし、協定事業者は、電気通信回線設備による接続又は磁気媒体に代えて、書面により、契約者の番号情報の登録を請求することができます。

(1) 協定事業者は、契約者に対し、電話帳への掲載及び番号の案内を省略するかどうかを選択可能とすること（この場合において、協定事業者は、契約者に対し、番号の案内のみを行うかどうかを選択可能とすることができます。）。

(2) 協定事業者は、契約者が電話帳への掲載及び番号の案内の省略を選択した場合には、当社の番号情報データベースへの登録を請求しないこと。

(3) 協定事業者は、契約者が番号の案内のみを行うことを選択した場合には、番号の案内の目的に限定して、当社の番号情報データベースへの登録を請求すること。

(4) 協定事業者は、その契約者から契約者の番号情報を登録するよう請求された場合は、当社の番号情報データベースに遅滞なく登録を請求すること。

(5) その他、「個人情報保護ガイドライン等」を遵守すること。

2 番号情報データベース登録事業者は、当社に対して、番号情報データベース利用事業者が「個人情報保護ガイドライン等」に違反していることを証する書面を提出して、当該利用事業者に対する自社の契約者に係る番号情報の提供を停止するよう請求することができます。ただし、次条第 2 項に規定する番号情報の提供停止に関して番号情報データベース利用事業者から苦情、訴え等があった場合には、当社の責めに帰すべき事由がない限り、番号情報データベース登録事業者の責任により対応するものとします。

第 15 章 削除

第 96 条 削除

第 97 条 削除

第 97 条の 2 削除

#### (番号情報データベース利用)

第 97 条の 3 当社は、協定事業者（協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者を含みます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、協定事業者が、提供された契約者情報の取扱いにあたって、次の各号に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがある場合を除き、当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を電気通信回線設備による接続又は磁気媒体により提供します。

- (1) 協定事業者が契約者の番号情報の提供を受けた場合（番号案内機能等第 5 欄イ欄を利用する場合に限りま  
す。）には、協定事業者のデータベース（電気的なデータベース以外のデータベースを含みます。）を遅滞なく修正すること。
- (2) 番号情報データベース登録事業者の契約者の権利利益を不当に害しないこと（逆検索機能（契約者の氏名又  
は名称（契約者回線の終端のある場所等を指定する場合を含みます。以下この条において同じとします。）を  
指定して契約者回線番号等を検索する以外の検索機能をいいます。）及びダウンロード機能（具体的な契約者  
の氏名又は名称を指定することなく契約者回線番号等を抽出することをいいます。）を利用できないよう技術的  
に必要な措置が講じられていること等を含みます。）。
- (3) 協定事業者が、自ら（他者に業務を委託する場合を含みます。）電話帳掲載又は番号案内を行う目的のため  
だけに、番号情報データベースに登録された番号情報を利用すること。
- (4) 前条第 1 項第 3 号により、契約者の番号情報が、番号の案内の目的に限定して、当社の番号情報データベー  
スに登録されているときは、協定事業者は、番号の案内を行う目的のためだけに、当該番号情報を利用するこ  
と。
- (5) その他、「個人情報保護ガイドライン等」を遵守すること。

2 前条第 2 項の請求があった場合には、当社は、その請求に理由がないものと認められない限り、その旨を番  
号情報の提供を停止するよう請求された番号情報データベース利用事業者に通知して、前条第 2 項の請求を行  
った協定事業者の契約者に係る番号情報の提供を停止します。

#### 第16章 雜則

##### （個別契約事業者に対する契約者情報の提供）

第 98 条 当社は、協定事業者（番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号を有する中継事業者及び国際系  
事業者に限ります。以下この条において同じとします。）から、協定事業者がお客様情報照会書により指定し  
た契約者回線番号等（追加番号を除きます。以下この条において同じとします。）に係る契約者情報（電話サ  
ービス又は総合ディジタル通信サービスの契約者に関する情報をいいます。以下この条及び次条において同じ  
とします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係  
る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の住所等の契約者情報（異動事由及び異動年  
月日を含みます（その契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所等が変更されている場合は、変更後  
の契約者回線番号等又は契約者回線の設置場所等に関する情報を、利用休止の場合は、契約者情報の提供を求  
められた時点において当社が把握しているその契約者の住所に関する情報を含みます。）。以下第 99 条（みなし  
契約事業者に対する契約者情報の提供）第 3 項において同じとします。）をお客様情報照会書により回答し  
ます。

(1)～(3) （略）

(4) その協定事業者が、提供された契約者情報の取扱いにあたって、以下に掲げる事項を遵守しないおそれがないこと。

ア その協定事業者の電気通信サービスに係る利用者料金を請求、回収する等特に業務遂行上必要な目的のため  
だけに、提供された契約者情報を利用することとし、営業活動等に利用しないこと。

イ 提供された契約者情報を自ら（他者に業務を委託する場合を含みます。）利用することとし、他者に二次提

#### 第 97 条の 3 削除

#### 第16章 雜則

##### （個別契約事業者に対する契約者情報の提供）

第 98 条 当社は、協定事業者（番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号を有する中継事業者及び国際系  
事業者に限ります。以下この条において同じとします。）から、協定事業者がお客様情報照会書により指定し  
た契約者回線番号等（追加番号を除きます。以下この条において同じとします。）に係る契約者情報（電話サ  
ービス又は総合ディジタル通信サービスの契約者に関する情報をいいます。以下この条及び次条において同じ  
とします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係  
る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の住所等の契約者情報（異動事由及び異動年  
月日を含みます（その契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所等が変更されている場合は、変更後  
の契約者回線番号等又は契約者回線の設置場所等に関する情報を、利用休止の場合は、契約者情報の提供を求  
められた時点において当社が把握しているその契約者の住所に関する情報を含みます。）。以下第 99 条（みなし  
契約事業者に対する契約者情報の提供）第 3 項において同じとします。）をお客様情報照会書により回答し  
ます。

(1)～(3) （略）

(4) その協定事業者が、提供された契約者情報の取扱いにあたって、以下に掲げる事項を遵守しないおそれがないこと。

ア その協定事業者の電気通信サービスに係る利用者料金を請求、回収する等特に業務遂行上必要な目的のため  
だけに、提供された契約者情報を利用することとし、営業活動等に利用しないこと。

イ 提供された契約者情報を自ら（他者に業務を委託する場合を含みます。）利用することとし、他者に二次提

供しないこと。

ウ 目的達成後は遅滞なくその契約者情報を消去すること。

エ 対象契約者の権利利益を不当に害しないこと。

オ その他、「個人情報保護ガイドライン等」を遵守すること。

供しないこと。

ウ 目的達成後は遅滞なくその契約者情報を消去すること。

エ 対象契約者の権利利益を不当に害しないこと。

オ その他、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」等の法令及び「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和 4 年 3 月 31 日個人情報保護委員会・総務省告示第 4 号）」（以下「個人情報ガイドライン等」といいます。）を遵守すること。

## 料金表

## 第1表 接続料金

## 第1 網使用料

## 1 適用

区分	内容
(1) 網使用料の適用対象	<p>網使用料は、当社の指定電気通信設備が有する機能のうち、次の各号に掲げる基本的な接続機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項に規定する標準的な接続箇所において当社又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。以下同じとします。）、端末回線伝送機能、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能に適用します。</p> <p>ただし、網使用料の対象とすることが適当でない場合はこの限りではありません。</p> <p>ア 番号規則に規定する電気通信番号により、音声又はデータを疎通する機能 イ 事業者間料金精算を行うために必要となる機能 ウ 番号案内サービス接続機能</p>
(2)～(17) (略)	(略)
(17)-2 番号情報データベース登録機能に係る料金の適用	<p>番号情報データベース登録機能に係る料金については、当社は2（料金額）2-8第4欄に掲げる料金額を次に掲げる方法により請求します。</p> <p>ア 協定事業者が番号情報データベース登録機能を利用するため、契約者の番号情報を登録することに、協定事業者がその支払いを要するものとします。</p> <p>イ 当社は、2（料金額）2-8第4欄に掲げる1番号ごとの料金額に、登録された番号情報数を乗じて得た額を請求します。</p>
(17)-3 番号情報データベース利用機能に係る料金の適用	<p>番号情報データベース利用機能に係る料金については、当社は2（料金額）2-8第5欄に掲げる料金額を次に掲げる方法により請求します。</p> <p>ア 協定事業者が番号情報データベース利用機能を利用するため、番号情報データベースに登録された番号情報を利用することに、協定事業者がその支払いを要するものとします。</p> <p>イ 当社は、2（料金額）2-8第5欄に掲げる1番号ごとの料金額に、利用された番号情報数（番号情報の利用用途（電話帳掲載又は番号案内に限ります。ただし、自ら利用する場合と他者から業務を受託する場合は区別して取り扱います。）ごとに計算します。）を乗じて得た額を請求します。</p> <p>ウ 協定事業者が指定した日に番号情報データベースに登録された番号情報を利用する場合は、当社は2（料金額）2-8第5欄イ欄に掲げる料金額に限り適用します。</p>
(18)～(31) (略)	(略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	関門系ルータ交換機能（I P o E方式で接続する場合に限ります。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる令和2年4月1日時点のI P通信網終端装置（I P o E方式で接続するものに限ります。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和2年4月1日以降、その区分ごとのI P通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

## 料金表

## 第1表 接続料金

## 第1 網使用料

## 1 適用

区分	内容
(1) 網使用料の適用対象	<p>網使用料は、当社の指定電気通信設備が有する機能のうち、次の各号に掲げる基本的な接続機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項に規定する標準的な接続箇所において当社又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。以下同じとします。）、端末回線伝送機能、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能に適用します。</p> <p>ただし、網使用料の対象とすることが適当でない場合はこの限りではありません。</p> <p>ア 番号規則に規定する電気通信番号により、音声又はデータを疎通する機能 イ 事業者間料金精算を行うために必要となる機能 ウ 刪除</p>
(2)～(17) (略)	(略)
(17)-2 削除	
(17)-3 削除	
(18)～(31) (略)	(略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	関門系ルータ交換機能（I P o E方式で接続する場合に限ります。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる令和2年4月1日時点のI P通信網終端装置（I P o E方式で接続するものに限ります。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和2年4月1日以降、その区分ごとのI P通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

## 2 料金額

### 2-1 端末回線伝送機能

#### 2-1-1 基本額

##### 2-1-1-1 基本料

## 2 料金額

### 2-1 端末回線伝送機能

#### 2-1-1 基本額

##### 2-1-1-1 基本料

月額

(1) (略)		区分		単位	料金額	備考
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)				
ウ 光信号伝送装置により符号伝送が可能なものの(1 Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの)	(7) 光信号主端末回線收容装置と組み合わせることのできる光信号端末回線又は光局内スピッタの最大数が1のもの(1 Gbit/sタイプに限ります。)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端末回線收容装置ごとに	1,012円	2-1の4に係る料金は含みません。	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主端末回線收容装置ごとに	1,012円		
		③ ①②以外のもの	1光信号主端末回線收容装置ごとに	1,042円		
		(イ) (略)				
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,749円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,749円	
			(ウ) (ア) (イ)以外のもの	1回線ごとに	1,801円	
		イ 4線式のもの		1回線ごとに	3,603円	
		ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7)①欄に規定する料金額	

(1) (略)		区分		単位	料金額	備考
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)				
ウ 光信号伝送装置により符号伝送が可能なものの(1 Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの)	(7) 光信号主端末回線收容装置と組み合わせることのできる光信号端末回線又は光局内スピッタの最大数が1のもの(1 Gbit/sタイプに限ります。)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端末回線收容装置ごとに	1,021円	2-1の4に係る料金は含みません。	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主端末回線收容装置ごとに	1,021円		
		③ ①②以外のもの	1光信号主端末回線收容装置ごとに	1,052円		
		(イ) (略)				
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,918円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,918円	
			(ウ) (ア) (イ)以外のもの	1回線ごとに	1,976円	
		イ 4線式のもの		1回線ごとに	3,951円	
		ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額	
			① 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額	
			② 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額	
			③ 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①D欄に規定する料金額	
			④ 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①E欄に規定する料金額	
			⑤ 令和12年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		

	(イ) 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに 第6欄ア(7)②欄に規定する料金額			(イ) 保守の区別がタイプ1－2のもの	① 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金 ② 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金 ③ 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金 ④ 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金 ⑤ 令和12年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額 1回線ごとに 第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額 1回線ごとに 第6欄ア(7)②C欄に規定する料金額 1回線ごとに 第6欄ア(7)②D欄に規定する料金額 1回線ごとに 第6欄ア(7)②E欄に規定する料金額
	(ホ) (7) (イ)以外のもの	1回線ごとに 第6欄ア(7)③欄に規定する料金額			(ホ) (7) (イ)以外のもの	① 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金 ② 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金 ③ 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金 ④ 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金 ⑤ 令和12年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額 1回線ごとに 第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額 1回線ごとに 第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額 1回線ごとに 第6欄ア(7)③D欄に規定する料金額 1回線ごとに 第6欄ア(7)③E欄に規定する料金額
エ 2芯式のもの	(7)～(イ) (略)	――	――		エ 2芯式のもの	(7)～(イ) (略)	――
	(ホ) (7) (イ)以外のもの	1回線ごとに 4,569円			(ホ) (7) (イ)以外のもの	① 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金 ② 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金 ③ 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金 ④ 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金 ⑤ 令和12年4月1日以降に適用する料金	5,607円 5,824円 5,929円 6,069円 6,166円

(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	ア以外のもの イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限ります。)	(7)(イ)以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに 1,795円		(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	ア以外のもの イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限ります。)	(7)(イ)以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに 1,966円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに 1,795円				(7)(イ)以外の場合	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに 1,966円
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに 1,849円				(7)(イ)以外の場合	③ ①②以外のもの	1回線ごとに 2,025円
			(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに 68円			(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに 71円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに 68円	(4) 電話重畳する場合			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに 71円	
			(7)(イ)以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに 2,003円			(7)(イ)以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに 2,210円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに 2,003円	(7)(イ)以外の場合			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに 2,210円	
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに 2,057円	(7)(イ)以外の場合			③ ①②以外のもの	1回線ごとに 2,269円	
			(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに 278円			(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに 315円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに 278円	(4) 電話重畳する場合			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに 315円	
(4)-2～(5)(略)	————	————	————	————	————	(4)-2～(5)(略)	————	————	————	————

(6) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線 (光局外スプリッタを含まないものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール (光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するもの)をいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,218円			(6) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線 (光局外スプリッタを含まないものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール (光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するもの)をいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,722円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,218円						B 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,827円		
											C 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,878円		
											D 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,946円		
											E 令和12年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,993円		
											② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,722円	
											B 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,827円		
											C 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,878円		
											D 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,946円		
											E 令和12年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,993円		

	(3) ①②以外のもの	1回線ごとに	2,285円				
	(4) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用するしない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,218円	(4) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用するしない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,218円		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	B 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金
							C 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金
							D 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金
							E 令和12年4月1日以降に適用する料金

	(③) ①②以外のもの	1回線ごとに	2,285円		(③) ①②以外のもの	A 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,804円
イ	光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(⑦) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,818円	(⑦) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,255円
	(④) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,818円		② 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,342円	
					③ 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,373円	
					④ 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,419円	
					⑤ 令和12年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,451円	
					(④) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,255円
					② 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,342円	
					③ 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,373円	
					④ 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,419円	
					⑤ 令和12年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,451円	

	(カ) 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1回線ごと に	1,870円			(カ) (イ) 以 外の もの	① 令和8年4 月1日から 令和9年3 月31日まで 適用する料 金	1回線ごと に	2,320円	
							② 令和9年4 月1日から 令和10年3 月31日まで 適用する料 金	1回線ごと に	2,409円	
							③ 令和10年4 月1日から 令和11年3 月31日まで 適用する料 金	1回線ごと に	2,441円	
							④ 令和11年4 月1日から 令和12年3 月31日まで 適用する料 金	1回線ごと に	2,488円	
							⑤ 令和12年4 月1日以降 に適用する 料金	1回線ごと に	2,521円	
(7)	総合 デジ タル通 信端末 回線伝 送機能 (第5 条(標 準的な 接続箇 所)第 1項の 表中第 1欄で 接続す る場 合)	端末回線により 伝送を行う機能 (その接続形態 が総合デジタル通信サービス 契約款に規定 する第2種総合 デジタル通信 サービス(23B +D利用であつ て着信専用機能 を提供されるも のに限ります。)の契約者 (臨時第2種契 約者及び共用契 約者回線の契約 者を除きま す。)と同一で あるものに限 ります。)	—	—	—	(7)	総合 デジ タル通 信端末 回線伝 送機能 (第5 条(標 準的な 接続箇 所)第 1項の 表中第 1欄で 接続す る場 合)	端末回線により 伝送を行う機能 (その接続形態 が総合デジタル通信サービス 契約款に規定 する第2種総合 デジタル通信 サービス(23B +D利用である ものに限りま す。)の契約者 (臨時第2種契 約者及び共用契 約者回線の契約 者を除きま す。)と同一で あるものに限 ります。)	—	
(8) (略)	—	—	—	—	—	(8) (略)	—	—	—	
(9)	端末回線伝送 機能 (第5 条(標 準的な 接続箇 所)第 1項の 表中第 5-3 欄で接 続する 場合)	端末回線を収容 する伝送装置及 び端末回線によ り伝送を行う機 能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能な もの	1回線ごと に	4,172円	(9)	端末回線を収容 する伝送装置及 び端末回線によ り伝送を行う機 能 (第5 条(標 準的な 接続箇 所)第 1項の 表中第 5-3 欄で接 続する 場合)	端末回線を収容 する伝送装置及 び端末回線によ り伝送が可能な もの	1回線ごと に	5,959円
			イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能な もの	1回線ごと に	9,182円		イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能な もの	1回線ごと に	10,612円	
			ウ 2Gbit/s から400Gbit/s までの符合伝送が可能な もの	1回線ごと に	2,709円		ウ 2Gbit/s から400Gbit/s までの符合伝送が可能な もの	1回線ごと に	3,369円	

## 2-1-1-1の2 様数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区分		単位	料金額	備考
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所) 第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号 主端末 回線 (光局 外スプ リッタ を含む ものに 限りま す。) により 1芯に て伝送 を行 う機能	(ア) 保守の区別 がタイプ1 -1のもの	1回線 ごとに	1,658円 接続開始日から、1年未満 の場合に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 1第6欄イ (7)欄に規定 する料金額 接続開始日から、1年以上 2年未満の場合に適用しま す。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 1第6欄イ (7)欄に規定 する料金額 に、 189円 を加算した料 金額 接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 189円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。
			1回線 ごとに	令和8年4月 1日から令和 9年3月31日 まで適用する 2-1-1-1 1第6欄イ (7)欄に規定 する料金額 接続開始日から、1年以上 2年未満の場合に適用しま す。
			1回線 ごとに	令和8年4月 1日から令和 9年3月31日 まで適用する 2-1-1-1 1第6欄イ (7)欄に規定 する料金額 接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 181円 を加算した料 金額 接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 181円 のうち、 180円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。
			1回線 ごとに	令和9年4月 1日以降に適 用する2-1-1-1 1第6欄イ (7)欄に規 定する料金 額に、 161円 を加算した料 金額 接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 161円 のうち、 160円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。
			1回線 ごとに	令和9年4月 1日以降に適 用する2-1-1-1 1第6欄イ (7)欄に規 定する料金 額に、 161円 を加算した料 金額 接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 161円 のうち、 160円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。
			1回線 ごとに	令和9年4月 1日以降に適 用する2-1-1-1 1第6欄イ (7)欄に規 定する料金 額に、 161円 を加算した料 金額 接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 161円 のうち、 160円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。
			1回線 ごとに	令和10年4月 1日以降に適 用する2-1-1-1 1第6欄イ (7)欄に規 定する料金 額に、 214円 を加算した料 金額 接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 214円 のうち、 212円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。

## 2-1-1-1の2 様数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区分		単位	料金額	備考
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所) 第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号 主端末 回線 (光局 外スプ リッタ を含む ものに 限りま す。) により 1芯に て伝送 を行 う機能	(ア) 保守の区別 がタイプ1 -1のもの	1回線 ごとに	2,043円 接続開始日から、1年未満 の場合に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 1第6欄イ (7)①欄に規 定する料金額 接続開始日から、1年以上 2年未満の場合に適用しま す。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 1第6欄イ (7)①欄に規 定する料金額 に、 181円 を加算した料 金額 接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 181円 のうち、 180円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。
			1回線 ごとに	令和9年4月 1日から令和 10年3月31日 まで適用する 2-1-1-1 1第6欄イ (7)②欄に規 定する料金額 接続開始日から、1年以上 2年未満の場合に適用しま す。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 1第6欄イ (7)②欄に規 定する料金額 に、 161円 を加算した料 金額 接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 161円 のうち、 160円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。
			1回線 ごとに	令和10年4月 1日以降に適 用する2-1-1-1 1第6欄イ (7)③欄に規 定する料金 額に、 214円 を加算した料 金額 接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 214円 のうち、 212円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。
			1回線 ごとに	令和10年4月 1日以降に適 用する2-1-1-1 1第6欄イ (7)③欄に規 定する料金 額に、 214円 を加算した料 金額 接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 214円 のうち、 212円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。
			1回線 ごとに	令和10年4月 1日以降に適 用する2-1-1-1 1第6欄イ (7)③欄に規 定する料金 額に、 214円 を加算した料 金額 接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 214円 のうち、 212円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。

イ 保守の区別 がタイプ1 -2のもの	(7) 令和7 年4月 1日か ら令和 8年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線 ごとに	1,658円	接続開始日から、1年未満 の場合に適用します。		イ 保守の区別 がタイプ1 -2のもの	(7) 令和8 年4月 1日か ら令和 9年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線 ごとに	2,043円	接続開始日から、1年未満 の場合に適用します。
		1回線 ごとに	2-1-1-1 1第6欄イ (イ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、1年以上 2年未満の場合に適用しま す。				1回線 ごとに	2-1-1-1 1第6欄イ (イ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、1年以上 2年未満の場合に適用しま す。
		1回線 ごとに	2-1-1-1 1第6欄イ (イ)欄に規定 する料金額 に、  189円  を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る  189円  のうち、  188円  にのみ消費税相当額を加算 するものとします。				1回線 ごとに	2-1-1-1 1第6欄イ (イ)①欄に規 定する料金額 に、  181円  を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る  181円  のうち、  180円  にのみ消費税相当額を加算 するものとします。
(イ) 令和8 年4月 1日か ら令和 9年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線 ごとに	令和8年4月 1日から令和 9年3月31日 まで適用する 2-1-1-1 1第6欄イ (イ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、1年以上 2年未満の場合に適用しま す。		(イ) 令和9 年4月 1日か ら令和 10年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 1第6欄イ (イ)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、1年以上 2年未満の場合に適用しま す。		
		1回線 ごとに	令和8年4月 1日から令和 9年3月31日 まで適用する 2-1-1-1 1第6欄イ (イ)欄に規定 する料金額 に、  181円  を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る  181円  のうち、  180円  にのみ消費税相当額を加算 するものとします。			1回線 ごとに	2-1-1-1 1第6欄イ (イ)②欄に規 定する料金額 に、  161円  を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る  161円  のうち、  160円  にのみ消費税相当額を加算 するものとします。	
		1回線 ごとに	令和9年4月 1日以降に適 用する2-1- 1-1-1第6 欄イ(イ)欄に 規定する料金 額に、  161円  を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る  161円  のうち、  160円  にのみ消費税相当額を加算 するものとします。			1回線 ごとに	2-1-1-1 1第6欄イ (イ)③欄に規 定する料金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る  214円  を加算した料 金額	

ウ アイ以外のもの	(7) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,705円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		ウ アイ以外のもの	(7) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,102円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(カ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。				1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(カ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(カ)欄に規定する料金額に、 194円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 194円 のうち、 193円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。				1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(カ)①欄に規定する料金額に、 186円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 186円 のうち、 185円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(4) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2－1－1－1第6欄イ(カ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		(4) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(カ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2－1－1－1第6欄イ(カ)欄に規定する料金額に、 186円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 186円 のうち、 185円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。				1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(カ)②欄に規定する料金額に、 166円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 166円 のうち、 165円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		1回線ごとに	令和9年4月1日以降に適用する2－1－1－1第6欄イ(カ)欄に規定する料金額に、 166円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 166円 のうち、 165円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。				1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(カ)③欄に規定する料金額に、 220円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 220円 のうち、 218円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

区分		単位	料金額	備考	月額	区分		単位	料金額	備考	月額
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	174円			(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	183円		
イ 1芯式のもの	(7) (1)以外のもの	1回線ごとに	(1)欄に規定する料金額			イ 1芯式のもの	(7) (1)以外のもの	① 令和8年4月1日から令和9月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(1)①欄に規定する料金額	
	(4) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能（1芯にて伝送を行うものをいいます。）に係るもの	1回線ごとに	148円				② 令和9年4月1日から令和10月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(1)②欄に規定する料金額		
	ウ (略)	—	—				③ 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(1)③欄に規定する料金額		
							④ 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(1)④欄に規定する料金額		
							⑤ 令和12年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(1)⑤欄に規定する料金額		
						(4) 2-1-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能（1芯にて伝送を行うものをいいます。）に係るもの	① 令和8年4月1日から令和9月31日まで適用する料金	1回線ごとに	147円		
							② 令和9年4月1日から令和10月31日まで適用する料金	1回線ごとに	149円		
							③ 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	149円		
							④ 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	150円		
							⑤ 令和12年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	150円		
	ウ (略)	—	—			ウ (略)	—	—	—	—	

(2) 2-1 -1- 1第2 欄ウ欄 又は第 6欄イ 欄に規 定する 機能に 係る加 算料	光 信 号 分 岐 端 末 回 線 に 係 る 加 算 料	(7) 当社の光屋内 配線（主とし て一戸建ての 建物に設置さ れる形態によ り設置するも のに限りま す。）を利用 するもの	① 保守の区別 がタイプ1 -1のもの	1光信号分 岐端末回線 ごとに	500円
			② 保守の区別 がタイプ1 -2のもの	1光信号分 岐端末回線 ごとに	500円
			③ ①②以外の もの	1光信号分 岐端末回線 ごとに	515円
		(4) 当社 ① 当社 の光 屋内 配線 (主 とし て一 戸建 ての 建物 に設 置さ れ る 形 態 に よ り 設 置 す る も の に 限 り ま す 。) 利 用 し な い も の	A 保守の区別 がタイプ1 -1のもの	1光信号分 岐端末回線 ごとに	503円
			B 保守の区別 がタイプ1 -2のもの	1光信号分 岐端末回線 ごとに	503円
			C AB以外の もの	1光信号分 岐端末回線 ごとに	518円
		(2) 協定 事業 者 が 設 置 し た 光 信 号 分 岐 端 末 回 線 收 容 キ ャ ビ ネ ッ ト 等 に そ の 光 信 号 分 岐 端 末 回 線 が 收 容 等 さ れ て い る も の	A 保守の区別 がタイプ1 -1のもの	1光信号分 岐端末回線 ごとに	499円
			B 保守の区別 がタイプ1 -2のもの	1光信号分 岐端末回線 ごとに	499円
			C AB以外の もの	1光信号分 岐端末回線 ごとに	514円
		(2) 2-1 -1- 1第2 欄ウ欄 又は第 6欄イ 欄に規 定する 機能に 係る加 算料	光 信 号 分 岐 端 末 回 線 に 係 る 加 算 料	(7) 当社の光屋内 配線（主とし て一戸建ての 建物に設置さ れる形態によ り設置するも のに限りま す。）を利用 するもの	① 保守の区別 がタイプ1 -1のもの
			② 保守の区別 がタイプ1 -2のもの	1光信号分 岐端末回線 ごとに	503円
			③ ①②以外の もの	1光信号分 岐端末回線 ごとに	518円
		(4) 当社 ① 当社 の光 屋内 配線 (主 とし て一 戸建 ての 建物 に設 置さ れ る 形 態 に よ り 設 置 す る も の に 限 り ま す 。) 利 用 し な い も の	A 保守の区別 がタイプ1 -1のもの	1光信号分 岐端末回線 ごとに	505円
			B 保守の区別 がタイプ1 -2のもの	1光信号分 岐端末回線 ごとに	505円
			C AB以外の もの	1光信号分 岐端末回線 ごとに	520円
		(2) 協定 事業 者 が 設 置 し た 光 信 号 分 岐 端 末 回 線 收 容 キ ャ ビ ネ ッ ト 等 に そ の 光 信 号 分 岐 端 末 回 線 が 收 容 等 さ れ て い る も の	A 保守の区別 がタイプ1 -1のもの	1光信号分 岐端末回線 ごとに	501円
			B 保守の区別 がタイプ1 -2のもの	1光信号分 岐端末回線 ごとに	501円
			C AB以外の もの	1光信号分 岐端末回線 ごとに	516円

イ 光 信 号 主 端 末 回 線 に 係 る 加 算 料	(7) 保守の区分がタイプ1-1のもの	1光信号主端末回線ごとに	1,818円				(7) 保守の区分がタイプ1-1のもの	① 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,255円
	(4) 保守の区分がタイプ1-2のもの	1光信号主端末回線ごとに	1,818円				② 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,342円	
	(ウ) (7)(イ)以外のもの	1光信号主端末回線ごとに	1,870円				③ 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,373円	
(3) (略)							④ 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,419円	
							⑤ 令和12年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,451円	
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	273円				(3) (略)			
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1,445円							
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	289円							
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1,585円							

## 2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分		単位	料金額	備考
2-1-1-1 第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料 ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 令和2年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに 1,658円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1光信号主端末回線ごとに (7)欄に規定する料金額	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1光信号主端末回線ごとに (7)欄に規定する料金額に、	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額 189円	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 189円
		(4) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する 2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1光信号主端末回線ごとに (7)欄に規定する料金額に、	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額 181円	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 181円
		(4) 令和9年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに 令和9年4月1日以降に適用する 2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 161円
		(4) 令和9年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに 令和9年4月1日以降に適用する 2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 161円
		(4) 令和9年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに 令和9年4月1日以降に適用する 2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 161円

## 2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分		単位	料金額	備考
2-1-1-1 第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料 ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに 2,043円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1光信号主端末回線ごとに (7)①欄に規定する料金額	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1光信号主端末回線ごとに (7)①欄に規定する料金額に、	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額 181円	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 181円
		(4) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに 2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1光信号主端末回線ごとに (7)②欄に規定する料金額に、	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額 161円	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 161円
		(4) 令和10年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに 2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 214円
		(4) 令和10年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに 2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 214円
		(4) 令和10年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに 2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 212円

イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	1,658円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,043円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。				1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、 189円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる のうち、 189円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。				1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、 181円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる のうち、 181円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			(イ) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
		1光信号主端末回線ごとに 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、 181円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる のうち、 181円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。					1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、 161円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる のうち、 161円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		1光信号主端末回線ごとに 令和9年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、 161円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる のうち、 161円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。					1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、 214円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる のうち、 214円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

ウ アイ以外のもの	(7) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	1,705円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		ウ アイ以外のもの	(7) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,102円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。				1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)欄に規定する料金額に、 194円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる のうち、 194円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。				1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)①欄に規定する料金額に、 186円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる のうち、 186円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(4) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(4)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			(4) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
		1光信号主端末回線ごとに 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(4)欄に規定する料金額に、 186円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる のうち、 186円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。					1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)②欄に規定する料金額に、 166円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる のうち、 166円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		1光信号主端末回線ごとに 令和9年4月1日以降に適用する料金2-1-1-2第2欄イ(4)欄に規定する料金額に、 166円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる のうち、 166円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。					1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)③欄に規定する料金額に、 220円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる のうち、 220円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

## 2-1-2 加算額

区分		料金額	備考
(1) (略)		_____	_____
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	_____	1回線ごとに月額
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの 194円	
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの 201円		
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	(ア) (7) (イ)以外のもの 204円		

## 2-1-2 加算額

区分		料金額	備考
(1) (略)		_____	_____
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	_____	1回線ごとに月額
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの 211円	
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの 218円		
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	(ア) (7) (イ)以外のもの 224円		

## 2-1-2 (略)

## 2-1-3 光信号電気信号変換機能

区分		料金額	備考
光信号電気信号変換機能		_____	_____
第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	(1) (略)	_____	1回線ごとに月額
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの 410円	
	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの 410円		
第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	ウ アイ以外のもの 422円		

## 2-1-3 光信号電気信号変換機能

区分		料金額	備考
光信号電気信号変換機能		_____	_____
第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	(1) (略)	_____	1回線ごとに月額
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの 393円	
	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの 393円		
第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	ウ アイ以外のもの 405円		

## 2-1-4 光信号多重分離機能

区分		料金額	備考
光信号多重分離機能		_____	_____
光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行なう機能	ア 1 Gbit/sタイプ	(7) 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	月額
	イ	① 保守の区別がタイプ1-1のもの 98円	
	イ	② 保守の区別がタイプ1-2のもの 98円	
光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行なう機能	ア 1 Gbit/sタイプ	③ ①②以外のもの 101円	
	イ	(4) 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	
	イ	① 保守の区別がタイプ1-1のもの 501円	
光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行なう機能	ア 1 Gbit/sタイプ	② 保守の区別がタイプ1-2のもの 501円	
	イ	③ ①②以外のもの 516円	
	イ	(略)	

## 2-1-4 光信号多重分離機能

区分		料金額	備考
光信号多重分離機能		_____	_____
光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行なう機能	ア 1 Gbit/sタイプ	(7) 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	月額
	イ	① 保守の区別がタイプ1-1のもの 79円	
	イ	② 保守の区別がタイプ1-2のもの 79円	
光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行なう機能	ア 1 Gbit/sタイプ	③ ①②以外のもの 81円	
	イ	(4) 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	
	イ	① 保守の区別がタイプ1-1のもの 299円	
光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行なう機能	ア 1 Gbit/sタイプ	② 保守の区別がタイプ1-2のもの 299円	
	イ	③ ①②以外のもの 308円	
	イ	(略)	

## 2-2 端末系交換機能

区分		単位	料金額	備考
(1)～(10) (略)	(略)	(略)	(略)	――
(11) メタル回線収容機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7～2欄で接続する場合において、メタル回線収容装置（メタル回線を収容し、インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信機器をいいます。以下同じとします。）及びメディアゲートウェイ（第5条第1項の表中第7～2欄で接続する場合において音声信号とパケットの相互間の変換を行うものをいいます。以下同じとします。）によりメタル回線を収容し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに	0.0274529円	――

2-3 (略)

## 2-4 関門系ルータ機能

区分		単位	料金額	備考
(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	――
(4) 関門系ルータ交換機能	ア (略)	(略)	(略)	――
関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能	イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するもののうちI Po E方式で接続する場合	(7) 大阪府内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	I Po E接続を利用している協定事業者に適用します。
	(イ) 兵庫県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	246,382円	I Po E接続を利用している協定事業者に適用します。
	(ウ) 愛知県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	206,683円	I Po E接続を利用している協定事業者に適用します。
	(エ) 広島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	274,083円	I Po E接続を利用している協定事業者に適用します。
	(オ) 福岡県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	220,490円	I Po E接続を利用している協定事業者に適用します。
	(カ) 京都府内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	297,717円	I Po E接続を利用している協定事業者に適用します。
	(キ) 静岡県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	446,046円	I Po E接続を利用している協定事業者に適用します。

## 2-2 端末系交換機能

区分		単位	料金額	備考
(1)～(10) (略)	(略)	(略)	(略)	――
(11) メタル回線収容機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7～2欄で接続する場合において、メタル回線収容装置（メタル回線を収容し、インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信機器をいいます。以下同じとします。）及びメディアゲートウェイ（第5条第1項の表中第7～2欄で接続する場合において音声信号とパケットの相互間の変換を行うものをいいます。以下同じとします。）によりメタル回線を収容し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに	0.0328553円	――

2-3 (略)

## 2-4 関門系ルータ機能

区分		単位	料金額	備考
(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	――
(4) 関門系ルータ交換機能	ア (略)	(略)	(略)	――
関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能	イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するもののうちI Po E方式で接続する場合	(7) 大阪府内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	I Po E接続を利用している協定事業者に適用します。
	(イ) 兵庫県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	236,038円	I Po E接続を利用している協定事業者に適用します。
	(ウ) 愛知県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	194,068円	I Po E接続を利用している協定事業者に適用します。
	(エ) 広島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	260,898円	I Po E接続を利用している協定事業者に適用します。
	(オ) 福岡県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	198,991円	I Po E接続を利用している協定事業者に適用します。
	(カ) 京都府内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	278,015円	I Po E接続を利用している協定事業者に適用します。
	(キ) 静岡県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	375,727円	I Po E接続を利用している協定事業者に適用します。

(ケ) 岐阜県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	414,653円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(ケ) 三重県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	586,500円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(イ) 熊本県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	489,900円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(サ) 鹿児島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	489,967円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(シ) 岡山県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	415,417円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(ス) 長崎県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	768,806円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(セ) 山口県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	489,967円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(ヨ) 滋賀県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	587,771円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(タ) 石川県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	490,067円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。

(ケ) 岐阜県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	421,736円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(ケ) 三重県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	500,117円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(イ) 熊本県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	498,917円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(サ) 鹿児島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	499,150円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(シ) 岡山県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	422,569円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(ス) 長崎県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	785,083円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(セ) 山口県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	499,150円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(ヨ) 滋賀県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	501,533円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
(タ) 石川県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	496,800円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。

(チ) 富山県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,458円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(ツ) 奈良県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	769,417円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(デ) 愛媛県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	769,417円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(ト) 香川県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,458円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(ナ) 佐賀県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,458円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(ニ) 沖縄県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	587,833円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(ヌ) 大分県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,958円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(ネ) 和歌山県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,958円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(ノ) 宮崎県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,958円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。

(チ) 富山県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,157,250円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(ツ) 奈良県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	785,750円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(デ) 愛媛県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	785,750円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(ト) 香川県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	787,472円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(ナ) 佐賀県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,157,250円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(ニ) 沖縄県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	599,750円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(ヌ) 大分県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,157,667円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(ネ) 和歌山県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,157,667円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(ノ) 宮崎県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,157,667円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。

(a) 福井県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	769,722円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(b) 徳島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,173,708円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(c) 島根県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,958円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(d) 鳥取県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,958円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(e) 高知県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,175,167円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(f) 福井県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	785,806円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(g) 徳島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,156,875円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(h) 島根県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,157,667円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(i) 鳥取県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,157,667円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。
(j) 高知県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,156,875円	I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。

2-4の2 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区分		料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1,445円	
	イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1,445円	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区分		単位	料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	273円	
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1,445円	

2-4の2 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区分		料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1,585円	
	イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1,585円	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区分		単位	料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	289円	
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1,585円	

区分	料金額	備考	
		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	11,332円	8,912円	
ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの		
イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	30,078円 10,738円 10,934円 11,332円 47,697円 17,604円 17,940円 18,609円 65,239円 82,833円 118,019円 153,208円 223,583円 329,146円 434,708円 226,808円 231,326円 240,363円 610,650円 804,182円 980,120円 1,275,065円 1,300,548円 1,351,518円 27,658円 8,455円 8,607円 8,912円 42,857円 13,038円 13,281円 13,769円 57,979円 73,153円 103,500円 133,849円 194,544円 285,588円 376,631円 172,016円 175,439円 182,286円 528,369円 695,282円 847,022円 750,200円 765,187円 795,161円

2-6-1-2 加算料

		区分	料金額		備考
通信路設定機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの イ 高速ディジタル伝送に係るもの	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
			710円	3,056円	――
		通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なものの専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	2,370円	4,059円	
		64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもののエコノミークラスのもの	710円	3,056円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	670円	2,883円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	680円	2,941円	
		保守の区別が上記以外のもの	710円	3,056円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもののエコノミークラスのもの	1,420円	6,112円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	1,340円	5,766円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,370円	5,881円	
		保守の区別が上記以外のもの	1,420円	6,112円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	2,130円	9,168円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	2,840円	12,224円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	4,260円	18,336円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	5,680円	24,448円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	8,520円	36,672円	
		1,152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	12,780円	55,008円	
		1,536Mbit/sの符号伝送が可能なもののエコノミークラスのもの	17,040円	73,344円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	16,080円	69,192円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	16,400円	70,576円	
		保守の区別が上記以外のもの	17,040円	73,344円	
		3,072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	24,150円	103,903円	
		4,608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	31,960円	137,519円	
		6,144Mbit/sの符号伝送が可能なもののエコノミークラスのもの	39,060円	168,079円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	106,150円	336,985円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	108,270円	343,725円	
		保守の区別が上記以外のもの	112,520円	357,204円	

### 2-6-2 分岐回線の部分の基本額

区分				料金額	備考
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線 ノード装 置、中継伝 送路設備及 び端末回線 を収容する 伝送装置に より通信路 の設定並び に伝送を行 う機能	ア 一般専用に係る もの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	8,528円	
		イ 高速デジタル 伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	8,114円 27,274円 42,090円 56,828円 71,618円 101,198円 130,779円 189,939円 278,681円 367,422円 515,323円 678,015円 825,917円	

## 2 - 6 通信路設定伝送機能

### 2 - 6 - 1 分岐回線以外の部分の

#### 2 - 6 - 1 - 1 基本料

## 2 - 6 - 1 - 1 基本料

Page 1

		区分	料金額	備考	
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線 ノード装 置、中継伝 送路設備及 び端末回線 を収容する 伝送装置に より通信路 の設定並び に伝送を行 う機能		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利 用する区間が同一の単位 料金区域に終始する場合	
		ア 一般專 用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	12,826円 17,828円	
イ 高速 デジタル伝送 に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が 可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	40,859円 12,145円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	12,373円	
			保守の区別が上記以外のもの	12,826円 9,803円	
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	60,579円 20,615円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	21,009円 21,804円	
			保守の区別が上記以外のもの	15,191円 15,758円	
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの			80,227円 71,153円	
	256kbit/sの符号伝送が可能なもの			99,920円 87,823円	
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの			139,308円 121,165円	
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの			178,701円 154,506円	
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの			257,480円 221,188円	
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの			375,647円 321,212円	
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なも の	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	493,814円 236,139円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	240,848円 250,260円	
			保守の区別が上記以外のもの	167,667円 177,681円	
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの			631,681円 537,931円	
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの			769,542円 654,625円	
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なも の	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	907,408円 2,641,713円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,694,532円 2,800,169円	
			保守の区別が上記以外のもの	1,542,453円 1,573,287円 1,634,955円	

2-6-1-2 加

		区分	料金額		備考
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線 ノード装 置、中継伝 送路設備及 び端末回線 を収容する 伝送装置に より通信路 の設定並び に伝送を行 う機能		通信路設定伝送機能の 距離が10kmを超える場 合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に 定める通信用建物以外の 場合の加算料	
		通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	920円	3,906円	
ア ー 一 般 専 用に 係る もの	専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	3,030円	5,624円	
		64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	920円	3,906円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	870円	3,685円
	イ ー 高 速 デ ジ テ ル 伝 送 に 係 る もの	保守の区別がタイプ1-2のもの	890円	3,759円	
			保守の区別が上記以外のもの	920円	3,906円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,840円	7,812円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,740円	7,370円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,770円	7,517円
			保守の区別が上記以外のもの	1,840円	7,812円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	2,770円	11,718円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	3,690円	15,624円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	5,530円	23,437円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	7,380円	31,249円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	11,070円	46,873円	
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	16,600円	70,310円	
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	22,130円	93,746円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	20,880円	88,440円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	21,300円	90,209円
			保守の区別が上記以外のもの	22,130円	93,746円
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	28,590円	121,089円	
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	35,040円	148,432円	
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	41,500円	175,775円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	323,550円	986,850円
			保守の区別が上記以外のもの	330,020円	1,006,587円

2-6-2 分岐回線

区分				料金額	備考
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線 ノード装 置、中継伝 送路設備及 び端末回線 を収容する 伝送装置に より通信路 の設定並び に伝送を行 う機能	ア 一般専用に係る もの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	9,323円	
			専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの		
		イ 高速ディジタル 伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	37,356円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	53,573円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	69,712円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	85,902円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの	118,284円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	150,665円	
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	215,426円	
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	312,569円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	409,711円	
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	523,045円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	636,378円	
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	749,711円	

## 2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

## 2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能 LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。）	296,296円	

## 2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

## 2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能 LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。）	198,276円	

## 2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能 LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（都道府県の区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの 50,923円	
	20Mbit/sの符合伝送が可能なもの 67,435円	
	30Mbit/sの符合伝送が可能なもの 79,570円	
	40Mbit/sの符合伝送が可能なもの 89,518円	
	50Mbit/sの符合伝送が可能なもの 98,073円	
	60Mbit/sの符合伝送が可能なもの 105,634円	
	70Mbit/sの符合伝送が可能なもの 112,399円	
	80Mbit/sの符合伝送が可能なもの 118,766円	
	90Mbit/sの符合伝送が可能なもの 124,536円	
	100Mbit/sの符合伝送が可能なもの 129,909円	
	200Mbit/sの符合伝送が可能なもの 172,497円	

## 2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能 LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（都道府県の区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの 81,122円	
	20Mbit/sの符合伝送が可能なもの 107,096円	
	30Mbit/sの符合伝送が可能なもの 126,337円	
	40Mbit/sの符合伝送が可能なもの 141,730円	
	50Mbit/sの符合伝送が可能なもの 155,199円	
	60Mbit/sの符合伝送が可能なもの 167,065円	
	70Mbit/sの符合伝送が可能なもの 177,649円	
	80Mbit/sの符合伝送が可能なもの 187,592円	
	90Mbit/sの符合伝送が可能なもの 196,572円	
	100Mbit/sの符合伝送が可能なもの 205,232円	
	200Mbit/sの符合伝送が可能なもの 271,310円	

300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	203,349円
400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	228,830円
500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	250,532円
600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	269,847円
700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	287,372円
800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	303,505円
900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	318,444円
1 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	332,389円
2 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	441,004円
3 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	520,379円
4 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	585,234円
5 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	641,137円
6 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	690,676円
7 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	735,640円
8 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	777,023円
9 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	815,224円

300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	319,434円
400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	358,900円
500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	392,595円
600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	422,442円
700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	449,724円
800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	474,441円
900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	497,555円
1 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	519,387円
2 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	686,722円
3 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	808,849円
4 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	908,531円
5 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	994,105円
6 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,070,382円
7 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,138,963円
8 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,202,093円
9 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,260,735円

10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	851,237円
20Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,130,408円
30Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,334,989円
40Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,502,373円
50Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,646,684円
60Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,774,883円
70Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,891,346円
80Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,998,261円
90Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,097,817円
100Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,191,207円
200Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,920,624円
300Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,458,889円
400Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,902,274円
500Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,286,583円
600Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,630,115円
700Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,943,214円

10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,315,529円
20Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,741,631円
30Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,052,626円
40Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,306,870円
50Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,525,845円
60Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,720,131円
70Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,896,462円
80Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,058,364円
90Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,208,724円
100Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,349,465円
200Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,448,748円
300Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,256,900円
400Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,921,409円
500Gbit/sの符合伝送が可能なもの	6,496,463円
600Gbit/sの符合伝送が可能なもの	7,009,635円
700Gbit/sの符合伝送が可能なもの	7,476,636円

800Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,232,443円
900Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,502,378円
1Tbit/sの符合伝送が可能なもの	5,756,401円
2Tbit/sの符合伝送が可能なもの	7,776,477円
3Tbit/sの符合伝送が可能なもの	9,307,631円
4Tbit/sの符合伝送が可能なもの	10,596,514円
5Tbit/sの符合伝送が可能なもの	11,734,821円
6Tbit/sの符合伝送が可能なもの	12,768,502円
7Tbit/sの符合伝送が可能なもの	13,724,210円
8Tbit/sの符合伝送が可能なもの	14,619,052円
9Tbit/sの符合伝送が可能なもの	15,464,564円
10Tbit/sの符合伝送が可能なもの	16,269,697円
20Tbit/sの符合伝送が可能なもの	22,988,731円
30Tbit/sの符合伝送が可能なもの	28,458,411円
40Tbit/sの符合伝送が可能なもの	33,308,685円
50Tbit/sの符合伝送が可能なもの	37,774,267円

800Gbit/sの符合伝送が可能なもの	7,907,406円
900Gbit/sの符合伝送が可能なもの	8,309,640円
1Tbit/sの符合伝送が可能なもの	8,687,506円
2Tbit/sの符合伝送が可能なもの	11,681,906円
3Tbit/sの符合伝送が可能なもの	13,941,101円
4Tbit/sの符合伝送が可能なもの	15,836,060円
5Tbit/sの符合伝送が可能なもの	17,505,296円
6Tbit/sの符合伝送が可能なもの	19,017,744円
7Tbit/sの符合伝送が可能なもの	20,413,483円
8Tbit/sの符合伝送が可能なもの	21,718,162円
9Tbit/sの符合伝送が可能なもの	22,949,418円
10Tbit/sの符合伝送が可能なもの	24,119,753円
20Tbit/sの符合伝送が可能なもの	33,838,731円
30Tbit/sの符合伝送が可能なもの	41,697,092円
40Tbit/sの符合伝送が可能なもの	48,634,925円
50Tbit/sの符合伝送が可能なもの	55,001,395円

60Tbit/sの符合伝送が可能なもの	41,971,917円
70Tbit/sの符合伝送が可能なもの	45,970,459円
80Tbit/sの符合伝送が可能なもの	49,813,452円
90Tbit/sの符合伝送が可能なもの	53,530,735円
100Tbit/sの符合伝送が可能なもの	57,144,187円

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区分		料金額	備考
イーサネット フレーム伝送 機能	L A N型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能（単位 料金区域におけ る通信に係るも のに限ります。）	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	98,007円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	129,789円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	153,148円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	172,297円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	188,766円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	203,321円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	216,344円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	228,602円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	239,712円

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区分		料金額	備考
イーサネット フレーム伝送 機能	L A N型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能（単位 料金区域におけ る通信に係るも のに限ります。）	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	100,412円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	132,564円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	156,382円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	175,437円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	192,112円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	206,802円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	219,905円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	232,214円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	243,332円

100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	250,056円
200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	332,058円
300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	391,474円
400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	440,555円
500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	482,362円
600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	519,575円
700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	553,343円
800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	584,432円
900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	613,223円
1 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	640,101円
2 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	849,540円
3 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,002,707円
4 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,127,928円
5 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,235,923円
6 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,331,667円
7 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,418,608円

100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	254,054円
200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	335,870円
300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	395,462円
400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	444,339円
500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	486,072円
600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	523,043円
700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	556,839円
800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	587,461円
900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	616,098円
1 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	643,147円
2 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	850,542円
3 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,001,980円
4 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,125,638円
5 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,231,834円
6 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,326,520円
7 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,411,683円

8 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,498,657円
9 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,572,582円
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,642,296円
20Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,183,630円
30Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,581,411円
40Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,907,606円
50Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,189,395円
60Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,440,177円
70Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,668,372円
80Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,878,193円
90Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,073,850円
100Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,257,640円
200Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,702,009円
300Gbit/sの符合伝送が可能なもの	6,778,498円
400Gbit/sの符合伝送が可能なもの	7,672,386円
500Gbit/sの符合伝送が可能なもの	8,452,580円

8 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,490,098円
9 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,562,958円
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,631,055円
20Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,161,220円
30Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,548,913円
40Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,866,361円
50Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,140,154円
60Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,383,390円
70Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,604,401円
80Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,807,554円
90Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,996,419円
100Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,173,379円
200Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,561,595円
300Gbit/sの符合伝送が可能なもの	6,589,461円
400Gbit/sの符合伝送が可能なもの	7,439,535円
500Gbit/sの符合伝送が可能なもの	8,178,884円

600Gbit/sの符合伝送が可能なもの	9,154,298円
700Gbit/sの符合伝送が可能なもの	9,797,446円
800Gbit/sの符合伝送が可能なもの	10,394,657円
900Gbit/sの符合伝送が可能なもの	10,954,735円
1Tbit/sの符合伝送が可能なもの	11,484,188円
2Tbit/sの符合伝送が可能なもの	15,777,673円
3Tbit/sの符合伝送が可能なもの	19,130,211円
4Tbit/sの符合伝送が可能なもの	22,016,487円
5Tbit/sの符合伝送が可能なもの	24,612,975円
6Tbit/sの符合伝送が可能なもの	27,008,105円
7Tbit/sの符合伝送が可能なもの	29,253,174円
8Tbit/sの符合伝送が可能なもの	31,381,103円
9Tbit/sの符合伝送が可能なもの	33,414,095円
10Tbit/sの符合伝送が可能なもの	35,369,376円
20Tbit/sの符合伝送が可能なもの	52,358,131円
30Tbit/sの符合伝送が可能なもの	66,942,456円

600Gbit/sの符合伝送が可能なもの	8,841,640円
700Gbit/sの符合伝送が可能なもの	9,447,247円
800Gbit/sの符合伝送が可能なもの	10,008,010円
900Gbit/sの符合伝送が可能なもの	10,533,451円
1Tbit/sの符合伝送が可能なもの	11,028,732円
2Tbit/sの符合伝送が可能なもの	15,010,818円
3Tbit/sの符合伝送が可能なもの	18,082,904円
4Tbit/sの符合伝送が可能なもの	20,704,157円
5Tbit/sの符合伝送が可能なもの	23,046,020円
6Tbit/sの符合伝送が可能なもの	25,193,819円
7Tbit/sの符合伝送が可能なもの	27,197,161円
8Tbit/sの符合伝送が可能なもの	29,087,795円
9Tbit/sの符合伝送が可能なもの	30,887,547円
10Tbit/sの符合伝送が可能なもの	32,611,897円
20Tbit/sの符合伝送が可能なもの	47,399,223円
30Tbit/sの符合伝送が可能なもの	59,883,571円

40Tbit/sの符合伝送が可能なもの	80,334,710円
50Tbit/sの符合伝送が可能なもの	92,986,610円
60Tbit/sの符合伝送が可能なもの	105,122,864円
70Tbit/sの符合伝送が可能なもの	116,875,926円
80Tbit/sの符合伝送が可能なもの	128,329,631円
90Tbit/sの符合伝送が可能なもの	139,541,400円
100Tbit/sの符合伝送が可能なもの	150,553,341円

40Tbit/sの符合伝送が可能なもの	71,228,534円
50Tbit/sの符合伝送が可能なもの	81,866,292円
60Tbit/sの符合伝送が可能なもの	92,013,134円
70Tbit/sの符合伝送が可能なもの	101,794,072円
80Tbit/sの符合伝送が可能なもの	111,290,461円
90Tbit/sの符合伝送が可能なもの	120,557,068円
100Tbit/sの符合伝送が可能なもの	129,633,182円

2-7～2-7の5 (略)

#### 2-8 番号案内機能等

区分	単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(1) -2 番号案内サービス接続機能 (一般中継局ルータ接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄に規定する箇所での接続であって、当社中間配線盤又は当社が指定する装置での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用して、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに 298円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) -2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに 51.83円	特定端末系事業者に適用します。
(3) (略)	(略)	(略)	(略)
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1番号ごとに 7.09円	番号情報データベース登録事業者に適用します。

2-7～2-7の5 (略)

#### 2-8 削除

(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	ア イ以外の場合	1番号ごとに	3.32円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日に指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1番号ごとに	6.81円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

2-9 (略)

#### 2-10 公衆電話機能 2-10-1 基本料

区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに 3.7146円	

2-9 (略)

#### 2-10 公衆電話機能 2-10-1 基本料

区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに 5.3833円	

#### 2-10-2 加算料

区分	単位	料金額	備考
(1) 2-10-1 第1欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	1秒ごとに 0.00121330円	

#### 2-10-2 加算料

区分	単位	料金額	備考
(1) 2-10-1 第1欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	1秒ごとに 0.00137828円	

#### 2-11 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1)～(11) (略)	_____	_____	_____
(12) D S L回線管理機能	協定事業者のD S LサービスにおけるD S L回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの 1回線ごとに月額 221円	
	イ 端末回線伝送機能 2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1回線ごとに月額 86円	
(13) D S L回線故障対応機能	協定事業者のD S LサービスにおけるD S L回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額 45円	
(14) (略)	_____	_____	_____
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額 72円	
(16) I P通信網回線管理機能	協定事業者のI P通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額 86円	
(17)～(17)-2 (略)	_____	_____	_____
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額 72円	

#### 2-11 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1)～(11) (略)	_____	_____	_____
(12) D S L回線管理機能	協定事業者のD S LサービスにおけるD S L回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの 1回線ごとに月額 1,812円	
	イ 端末回線伝送機能 2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1回線ごとに月額 69円	
(13) D S L回線故障対応機能	協定事業者のD S LサービスにおけるD S L回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額 55円	
(14) (略)	_____	_____	_____
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額 75円	
(16) I P通信網回線管理機能	協定事業者のI P通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額 69円	
(17)～(17)-2 (略)	_____	_____	_____
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額 75円	

(19) 光信号局内 伝送機能	光信号局内伝送 路により 1芯に て伝送を行う機 能	ア 通信用建物内に設 置されている光信 号局内伝送路に係 るもの	1回線ごと に月額	273円	
		イ 同一敷地内にある 別の通信用建物と の間の光信号局内 伝送路に係るもの	1回線ごと に 1 メート ルあたり月 額	1,445円	
(20) 光信号局内 回線管理機 能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の 管理を行うとともに網使用料を請求する 機能	1回線ごと に月額	72円		
(21) ~ (26) (略)					
(27) 特定光信号 端末回線管 理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の 管理を行うとともに網改造料を請求する 機能	1回線ごと に月額	211円		

2-12 (略)

#### 2-13 ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考
(1) ~ (2) (略)	(略)	(略)	
(3) 一般中継系 ルータ接続 伝送機能	一般中継局ルータとメディアゲートウェ イとの間の伝送路設備により通信を伝送 する機能	1秒ごとに	0.0223891円

#### 2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額			
区分	料金額	備考	
網同期クロック供給 機能	協定事業者の設置する電気通信設備 の同期をとるために、当社のクロック 発振装置から発振したクロックを 提供する機能	32,620円	

#### 2-15 音声接続に係る組合せ適用接続機能

区分	料金額	備考
組合せ適用接続機能	メタル I P 電話接続機能（接続料規 則第 4 条の 2 第 1 項に規定する機能 をいいます。）、ワイヤレス固定電 話接続機能（接続料規則第 4 条の 2 第 2 項に規定する機能をいいま す。）及び光 I P 電話接続機能（接 続料規則第 4 条の 2 第 3 項に規定す る機能をいいます。）を用いて、第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の 表中第 7-2 欄で接続し、I P 通信 網を利用した交換及び伝送を行う機 能	1 通信ごとに 1 秒ごとに
	1,35534円 0.0140327円	

(19) 光信号局内 伝送機能	光信号局内伝送 路により 1芯に て伝送を行う機 能	ア 通信用建物内に設 置されている光信 号局内伝送路に係 るもの	1回線ごと に月額	289円	
		イ 同一敷地内にある 別の通信用建物と の間の光信号局内 伝送路に係るもの	1回線ごと に 1 メート ルあたり月 額	1,585円	
(20) 光信号局内 回線管理機 能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の 管理を行うとともに網使用料を請求する 機能	1回線ごと に月額	72円		
(21) ~ (26) (略)					
(27) 特定光信号 端末回線管 理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の 管理を行うとともに網改造料を請求する 機能	1回線ごと に月額	211円		

2-12 (略)

#### 2-13 ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考
(1) ~ (2) (略)	(略)	(略)	
(3) 一般中継系 ルータ接続 伝送機能	一般中継局ルータとメディアゲートウェ イとの間の伝送路設備により通信を伝送 する機能	1秒ごとに	0.0343089円

#### 2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額			
区分	料金額	備考	
網同期クロック供給 機能	協定事業者の設置する電気通信設備 の同期をとるために、当社のクロック 発振装置から発振したクロックを 提供する機能	73,658円	

#### 2-15 音声接続に係る組合せ適用接続機能

区分	料金額	備考
組合せ適用接続機能	メタル I P 電話接続機能（接続料規 則第 4 条の 2 第 1 項に規定する機能 をいいます。）、ワイヤレス固定電 話接続機能（接続料規則第 4 条の 2 第 2 項に規定する機能をいいま す。）及び光 I P 電話接続機能（接 続料規則第 4 条の 2 第 3 項に規定す る機能をいいます。）を用いて、第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の 表中第 7-2 欄で接続し、I P 通信 網を利用した交換及び伝送を行う機 能	1 通信ごとに 1 秒ごとに
	1,36147円 0.0184705円	

## 第2 網改造料

### 1 適用

区分	内容
(1) (略)	(略)
(2) 網改造料の按分	<p>ア (略)</p> <p>イ 当社は、端末系事業者と接続する場合であって、互いに発信の通信に係る利用者料金の額を設定するときは、当社及びその端末系事業者が共用する端末系事業者の交換機から相互接続点までの間の伝送路設備に関し端末系事業者が設置又は改修する費用についてもアに規定する按分の対象とします。</p> <p>この場合において、その端末系事業者は、当社と共に当社の交換機から相互接続点までの間の伝送路設備に関し当社が設置又は改修する費用について、当社と同様に按分して負担するものとします。</p>

### 1-1 網改造料の対象となる機能

区分	備考
(1) 加入者交換機接続用伝送路設備利用機能	第47欄に規定する機能を適用します。
(2) 信号用中継交換機接続用伝送路設備利用機能	第47欄に規定する機能を適用します。
(3)～(26) (略)	—
(27) 中継交換機接続用伝送路設備利用機能	第47欄に規定する機能を適用します。
(28)～(33) (略)	—
(34) 専用回線ノード装置接続用伝送路設備利用機能	第47欄に規定する機能を適用します。
(35)～(46) (略)	—

## 第2 網改造料

### 1 適用

区分	内容
(1) (略)	(略)
(2) 網改造料の按分	<p>ア (略)</p> <p>イ 削除</p>

### 1-1 網改造料の対象となる機能

区分	備考
(1) 削除	—
(2) 削除	—
(3)～(26) (略)	—
(27) 削除	—
(28)～(33) (略)	—
(34) 専用回線ノード装置接続用伝送路設備利用機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合において、中継伝送路設備、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置と相互接続点との間に設置する伝送路設備を利用して、協定事業者と接続する機能
(35)～(46) (略)	—
(47) 削除	—
(48)～(57) (略)	—
(58) 削除	—

(47) 伝送路設備利用機能	協定事業者の相互接続点と他の協定事業者との相互接続点相互間に設置する伝送路設備のみを占有して利用する機能又は加入者交換機若しくは加入者交換機の伝送装置、第5欄又若しくは信号用中継交換機の伝送装置で接続する場合において、加入者交換機、信号用中継交換機、専用回線ノード装置若しくは中継伝送路設備と相互接続点との間に設置する伝送路設備（伝送装置を含みます。）を利用する機能	_____
(48)～(57) (略)	_____	_____
(58) 番号情報データベース登録に係る総桁数相違番号収容機能	当社の番号情報データベースへの登録に係る契約者回線番号等について、その一部（番号規則別表第1号から第8号、第10号及び第11号に規定する電気通信番号のうち最初のハイフンより前に位置する部分をいいます。）及びハイフン位置の組み合わせが同一であって総桁数が異なるものを番号情報データベースに収容する機能	_____

## 2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分	内容
取付費比率	交換機械設備 0.329
	電力設備 0.870
	伝送機械設備 0.249
	無線機械設備 (略)
諸掛費比率	土地及び通信用建物 0.090
	土地及び通信用建物以外 0.002
共通割掛費比率	0.094

## 2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分	内容
取付費比率	交換機械設備 0.327
	電力設備 0.815
	伝送機械設備 0.269
	無線機械設備 (略)
諸掛費比率	土地及び通信用建物 0.077
	土地及び通信用建物以外 0.003
共通割掛費比率	0.104

## 2-3 年額料金の算定に係る比率

区分	内容
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合 端末回線伝送機能 (略)
	端末系交換機能 0.045
	中継系交換機能 (略)
	中継伝送機能 0.042
	通信料対応設備合 0.044
	データ系設備合計 0.094
	(2) 除却費を個別に支払う場合 (個別管理対象設備に限ります。) 端末回線伝送機能 (略)
	端末系交換機能 0.042
	中継系交換機能 (略)
	中継伝送機能 0.038
	通信料対応設備合 0.042
	データ系設備合計 0.092
繰延資産比率	0.0120
投資等比率	0.0053
貯蔵品比率	0.0140
他人資本比率	0.466
自己資本比率	0.534
他人資本利子率	0.0029
自己資本利益率	0.0033
有利子負債以外の負債の比率	0.166
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0021
利益対応税率	(略)
貸倒率	(略)

## 2-3 年額料金の算定に係る比率

区分	内容
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合 端末回線伝送機能 (略)
	端末系交換機能 0.044
	中継系交換機能 (略)
	中継伝送機能 0.043
	通信料対応設備合 0.043
	データ系設備合計 0.093
	(2) 除却費を個別に支払う場合 (個別管理対象設備に限ります。) 端末回線伝送機能 (略)
	端末系交換機能 0.041
	中継系交換機能 (略)
	中継伝送機能 0.040
	通信料対応設備合 0.041
	データ系設備合計 0.091
繰延資産比率	0.0113
投資等比率	0.0059
貯蔵品比率	0.0150
他人資本比率	0.478
自己資本比率	0.522
他人資本利子率	0.0047
自己資本利益率	0.0065
有利子負債以外の負債の比率	0.139
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0041
利益対応税率	(略)
貸倒率	(略)

第2表 工事費及び手続費

## 第1 工事費

区分	内容
(1)～(8) (略)	(略)
(9) 加入者交換機等接続回線設置等工事費の適用	加入者交換機等接続回線設置等工事費は、トラヒックの変動に応じて当該協定事業者との接続のために用いる接続回線数の増減が発生する場合に適用します。この場合において、当社の加入者交換機又は中継交換機とそれに対向して接続する協定事業者の交換機との間の区間（両端の交換機及び伝送装置等により構成されるものをいいます。）ごとの工事に適用します。

## 2 工事費の額

## 2-1 工事費

区分	単位	工事費の額	備考		
(1)～(24) (略)	_____	_____	_____		
(25) 固定番号ポータビリティ情報登録等工事費	当社の ENUM サーバに番号ポータビリティ情報の登録・削除・変更を行う工事に要する費用	1電気通信番号ごとに	平日昼間 1,173円 平日夜間 1,349円 平日深夜 1,550円 土日祝日昼夜間 1,399円 土日祝日深夜 1,600円		
(26)～(27) (略)	_____	_____	_____		
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに 平日昼間 15,001円 平日夜間 16,890円 平日深夜 19,050円 土日祝日昼夜間 17,431円 土日祝日夜間 17,431円 土日祝日深夜 19,590円	イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごとに 平日昼間 11,326円 平日夜間 13,023円 平日深夜 14,963円 土日祝日昼夜間 13,509円 土日祝日夜間 13,509円 土日祝日深夜 15,449円

第2表 工事費及び手続費

## 第1 工事費

区分	内容
(1)～(8) (略)	(略)
(9) 削除	_____

## 2 工事費の額

## 2-1 工事費

区分	単位	工事費の額	備考		
(1)～(24) (略)	_____	_____	_____		
(25) 固定番号ポータビリティ情報登録等工事費	当社の ENUM サーバに番号ポータビリティ情報の登録・削除・変更を行う工事に要する費用	1電気通信番号ごとに	平日昼間 1,234円 平日夜間 1,423円 平日深夜 1,640円 土日祝日昼夜間 1,478円 土日祝日深夜 1,694円		
(26)～(27) (略)	_____	_____	_____		
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに 平日昼間 15,850円 平日夜間 17,884円 平日深夜 20,215円 土日祝日昼夜間 18,470円 土日祝日夜間 18,470円 土日祝日深夜 20,797円	イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごとに 平日昼間 11,917円 平日夜間 13,744円 平日深夜 15,838円 土日祝日昼夜間 14,270円 土日祝日夜間 14,270円 土日祝日深夜 16,361円

既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成盤(光屋内配線終端装置)を端しいるものに限ります。以下(1)欄において同じとします。)を利用する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日 昼間	4,432円	
				平日 夜間	4,864円	
				平日 深夜	5,358円	
				土日 祝日 昼間	4,987円	
				土日 祝日 夜間	4,987円	
				土日 祝日 深夜	5,481円	
(1) 利用者宅内の壁面に新たに光成盤を設置する場合	(1) 利用者宅内の壁面に新たに光成盤を設置する場合	② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日 昼間	6,463円	
				平日 夜間	7,200円	
				平日 深夜	8,042円	
				土日 祝日 昼間	7,411円	
				土日 祝日 夜間	7,411円	
				土日 祝日 深夜	8,253円	
既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成盤(光屋内配線終端装置)を端しいるものに限ります。以下(1)欄において同じとします。)を利用する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日 昼間	5,492円	
				平日 夜間	6,068円	
				平日 深夜	6,727円	
				土日 祝日 昼間	6,233円	
				土日 祝日 夜間	6,233円	
				土日 祝日 深夜	6,892円	
既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成盤(光屋内配線終端装置)を端しいるものに限ります。以下(1)欄において同じとします。)を利用する場合	② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日 昼間	6,585円	
				平日 夜間	7,378円	
				平日 深夜	8,287円	
				土日 祝日 昼間	7,606円	
				土日 祝日 夜間	7,606円	
				土日 祝日 深夜	8,514円	
(1) 利用者宅内の壁面に新たに光成盤を設置する場合	(1) 利用者宅内の壁面に新たに光成盤を設置する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日 昼間	5,595円	
				平日 夜間	6,216円	
				平日 深夜	6,927円	
				土日 祝日 昼間	6,395円	
				土日 祝日 夜間	6,395円	
				土日 祝日 深夜	7,104円	



(36) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	1光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間 1,411円 平日夜間 1,489円 平日深夜 1,578円 土日祝日昼間 1,511円 土日祝日夜間 1,511円 土日祝日深夜 1,600円		(36) �光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	1光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間 1,572円 平日夜間 1,702円 平日深夜 1,850円 土日祝日昼間 1,739円 土日祝日夜間 1,739円 土日祝日深夜 1,887円	
(37) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間 1,504円 平日深夜 3,229円 土日祝日昼間 1,942円 土日祝日夜間 1,942円 土日祝日深夜 3,663円		(37) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	1光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間 1,623円 平日深夜 3,482円 土日祝日昼間 2,090円 土日祝日夜間 2,090円 土日祝日深夜 3,947円	
(38) 融着接続工事費	光信号端末回線(光局外スピリッタを含まないものに限ります。)との接続を申込む場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事(光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。)により接続する場合に要する費用	1回線ごとに	平日昼間 3,372円 土日祝日昼間 4,021円		(38) 融着接続工事費	1回線ごとに	平日昼間 3,547円 土日祝日昼間 4,248円	

## 2-2 2-1以外の工事費

区分		単位	備考
(1) トランスポータ変更工事費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に登録する工事に要する費用	1工事ごとに	――

## 2-3 (略)

## 2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,410円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,370円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,468円
土日祝日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,645円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,743円

## 2-2 2-1以外の工事費

区分		単位	備考
(1) 削除		――	――

## 2-3 (略)

## 2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,744円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,778円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,963円
土日祝日夜間	一人当たり1時間ごとに	8,076円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	9,259円

第2 手続費  
1 適用

区分	内容
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 光回線設備線路条件調査費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第15欄に掲げる手続費については、次に掲げる方法により適用するものとします。 ア～イ (略) ウ 光信号端末回線（光局外スピリッタを含むものに限ります。）の概算提供可能時期の調査を行う場合は、ウ(7)欄の料金額にウ(4)①欄又は②欄に掲げる料金額を加えた額を適用するものとします。

2 手続費の額  
2-1 手續費

区分	単位	手續費の額	備考
(1) (略)	—	—	—
(2) 料金回収手続費	別表2 (接続形態) 第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	1通信ごとに 1内訳項目ごとに 月額	0.22円 18.92円 当社が請求する利用者料金額の 0.07% に相当する額
(3) 電話機器取扱手續費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話機に掲載する場合に要する費用	ア (略) イ 職業別電話帳に掲載する場合	— 1発行ごとに 1冊 248円
(4) 番号情報データベース登録手續費	協定事業者から契約者の番号情報により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースするときの要する費用	1登録ごとに 1冊あたり	605円
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなして契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用	1件ごとに	237円 中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用契約締結手續費	電話サービス、総合ディジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1件ごとに	— (略) みなし契約事業者に適用します。
(7) 債権譲受手續費	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア 以外の場合 (7)電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であつて、請求・収納・回収を当社が行う場合 イ (略)	1内訳項目ごとに 月額 当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用
(8) みなし契約者情報提供手續費	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報を当社が別に定める方式により提供する場合の手続きに要する費用	1件ごとに	45.98円 みなし契約事業者に適用します。
(9) 料金請求回収代行手續費	第81条（利用者料金の請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合の手続きに要する費用）の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合の手続きに要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合ディジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスに係るものである場合 イ (略)	(7)請求情報の授受等によるもの 1内訳項目ごとに 15.27円 (4)請求・収納・不払い対応によるもの 1内訳項目ごとに —

第2 手続費  
1 適用

区分	内容
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 光回線設備線路条件調査費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第15欄に掲げる手続費については、次に掲げる方法により適用するものとします。 ア～イ (略)

2 手續費の額  
2-1 手續費

区分	単位	手續費の額	備考
(1) (略)	—	—	—
(2) 料金回収手續費	別表2 (接続形態) 第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	1通信ごとに 1内訳項目ごとに 月額	0.17円 20.47円 当社が請求する利用者料金額の 0.11% に相当する額
(3) 削除	—	—	—
(4) 削除	—	—	—
(5) お客様情報照会書作成手続費	第99条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなして契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用	1件ごとに	250円 中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用契約締結手續費	電話サービス、総合ディジタル通信サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1件ごとに	— (略) みなし契約事業者に適用します。
(7) 債権譲受手續費	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア 以外の場合 (7)電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であつて、請求・収納・回収を当社が行う場合 イ (略)	1内訳項目ごとに 月額 当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金額の 0.11% に相当する額
(8) みなし契約者情報提供手續費	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報を当社が別に定める方式により提供する場合の手続きに要する費用	1件ごとに	67.14円 みなし契約事業者に適用します。
(9) 料金請求回収代行手續費	第81条（利用者料金の請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合ディジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスに係るものである場合 イ (略)	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合ディジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスに係るものである場合 イ (略)	1内訳項目ごとに 109.73円 16.61円 (4)請求・収納・不払い対応によるもの 1内訳項目ごとに —

(10) 立会費	当社が指定する立会いに要する費用	ア (略)	1回ごとに	平日昼間 10,205円  平日夜間 11,733円  平日深夜 13,481円  土日祝日昼夜 12,171円  土日祝日深夜 13,919円	イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間 10,736円  平日夜間 12,383円  平日深夜 14,269円  土日祝日昼夜 12,857円  土日祝日深夜 14,740円	ア (略)	1回ごとに	平日昼間 10,736円  平日夜間 12,383円  平日深夜 14,269円  土日祝日昼夜 12,857円  土日祝日深夜 14,740円	
		ウ 第95条の3 第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信用建物において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (イ)以外の場合	1回ごとに 平日昼間 10,801円  平日夜間 12,418円  平日深夜 14,269円  土日祝日昼夜 12,882円  土日祝日深夜 14,732円	(4) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに 平日昼間 8,154円  平日夜間 9,375円  平日深夜 10,771円  土日祝日昼夜 9,724円  土日祝日深夜 11,121円	ウ 第95条の3 第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信用建物において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (イ)以外の場合	1回ごとに 平日昼間 11,364円  平日夜間 13,106円  平日深夜 15,103円  土日祝日昼夜 13,608円  土日祝日深夜 15,601円	(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに 平日昼間 8,578円  平日夜間 9,894円  平日深夜 11,401円  土日祝日昼夜 10,273円  土日祝日深夜 11,777円
		エ 第95条の3 第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合		1回ごとに 10,147円					エ 第95条の3 第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに 10,676円	
(11) 端末回線路条件調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに 1,070円					(11) 端末回線路条件調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに 1,126円
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに 673円					(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに 708円
(13) (略)									(13) (略)		
(13) -2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用  イ 第52条(協定事業者の切分責任等)第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用			1回線ごとに 731円	申告事業者に適用します。				(13) -2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等のために収容状況を調査等する費用  イ 第52条(協定事業者の切分責任等)第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用	1回線ごとに 769円
(13) -3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限りません。)に関する情報を調査する場合に要する費用			1回線ごとに 756円					(13) -3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限りません。)に関する情報を調査する場合に要する費用	1回線ごとに 796円
(14) (略)									(14) (略)		
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合 1地点ごとの1調査ごとに 6,513円	② 通信用建物で測定を行う場合 1地点ごとの1調査ごとに 750円	④ 加算額 伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合 1回線ごとの1調査ごとに 853円	イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経年年数の調査に要する費用	1地点ごとの1調査ごとに 1,711円	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	1地点ごとの1調査ごとに 6,852円	
		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の測定結果提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに 0.03円	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに 0.01円	④ 加算額 光信号端末回線の測定結果提供可能時期の調査に要する費用	イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経年年数の調査に要する費用	1地点ごとの1調査ごとに 789円	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	1地点ごとの1調査ごとに 897円	
(16) ~ (17) (略)									(16) ~ (17) (略)		
(18) 端末回線伝送機能設置手続費	協定事業者が、端末回線伝送機能の回線を設置する場合に要する費用			1回線ごとに 総合ディジタル通信サービス契約料に規定する契約料に相当する額	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄又は第2~3欄で接続する場合に限ります。				(18) 端末回線伝送機能設置手続費	協定事業者が、端末回線伝送機能の回線を設置する場合に要する費用	1回線ごとに 電話サービス契約料に規定する契約料に相当する額

(19) ~ (20) (略)				
(21) 相互接続点に係る情報調査費	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。）を協定事業者が設置する場合	1信用用建物ごとの1件ごとに	10,115円	
	イ 光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合に要する費用	1信用用建物ごとの1件ごとに	981円	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会) 第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) 第2項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	2,032円	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会) 第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用 (イ)既に設置された光屋内配線に係る情報を提供する場合 イ 伝送損失の調査に要する費用	(7)光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合 (イ)既に設置された光屋内配線に係る情報を提供する場合 イ 伝送損失の調査に要する費用	4,391円 13,032円 2,936円
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合 (イ)接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合 (カ)接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合 (イ)複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等を相互間を接続する場合 イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用 (イ)接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合 (カ)接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合 (イ)複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等を相互間を接続する場合 ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用 (7)(イ)以外の場合 エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	(7)接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合 (イ)接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合 (カ)接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合 (イ)複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等を相互間を接続する場合 (7)接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合 (イ)接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合 (カ)接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合 (イ)複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等を相互間を接続する場合 ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用 (4)確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合 エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	51,299円 35,640円 21,377円 19,115円 8,993円 8,698円 6,859円 6,763円 6,622円 2,993円 5,660円
(19) ~ (20) (略)				
(21) 相互接続点に係る情報調査費	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えて、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。）を協定事業者が設置する場合	1信用用建物ごとの1件ごとに	10,642円	
	イ 光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合に要する費用	1信用用建物ごとの1件ごとに	1,032円	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会) 第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) 第2項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	2,138円	
(23) 光信号端末回線に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会) 第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用 (イ)既に設置された光屋内配線に係る情報を提供する場合 イ 伝送損失の調査に要する費用	(7)光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合 (イ)既に設置された光屋内配線に係る情報を提供する場合 イ 伝送損失の調査に要する費用	4,620円 13,711円 3,089円
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合 (イ)接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合 (カ)接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合 (イ)複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等を相互間を接続する場合 イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用 (イ)接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合 (カ)接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合 (イ)複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等を相互間を接続する場合 ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用 (7)(イ)以外の場合 エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	(7)接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合 (イ)接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合 (カ)接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合 (イ)複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等を相互間を接続する場合 ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用 (7)(イ)以外の場合 エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	53,972円 37,497円 22,491円 20,111円 9,462円 9,152円 7,216円 7,115円 6,967円 3,149円 5,955円

(25) (略)				
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報提供する場合に要する費用 イ 第2号に規定する光配線区域に設置されている全ての電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用 ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに 1通信用建物ごとに 1通信用建物ごとに	16,521円 1,944円 2,358円
(27) ~ (28) (略)				
(29) き線点情報調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合の調査に要する費用	1通信用建物ごとに	17,572円	
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用	1電柱ごとに	756円	
(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合の調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合 イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに 1電柱ごとに	1,519円 13,673円
(32) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1件ごとに 平日 昼間 平日 夜間 平日 深夜 土日 祝日 昼間 土日 祝日 夜間 土日 祝日 深夜	7,134円 17,518円 29,079円 8,509円 18,172円 30,023円	
(33) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	月額	1,575,000円	
(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用 イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用 ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スピッタを含まないものの同士の組み合わせに係るもの (4) 光局外スピッタを含まないものと光局外スピッタを含むものの組み合わせに係るもの (7) 光局外スピッタを含まないものの同士の組み合わせに係るもの (4) 光局外スピッタを含まないものと光局外スピッタを含むものの組み合わせに係るもの (7) 光局外スピッタを含まないものの同士の組み合わせに係るもの (4) 光局外スピッタを含まないものと光局外スピッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに 1区間ごとに 1区間ごとに 1区間ごとに 1区間ごとに 1区間ごとに	2,352円 2,885円 2,199円 2,737円 2,199円 3,064円
(35) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額	852,856円	
(36) 光信号分歧端末回線との接続を申込む場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用	光信号分歧端末回線との接続を申込む場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときには要する費用	1調査ごとに	7,692円	
(25) (略)				
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報提供する場合に要する費用 イ 第2号に規定する光配線区域に設置されている全ての電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用 ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに 1通信用建物ごとに 1通信用建物ごとに	9,140円 1,276円 2,356円
(27) ~ (28) (略)				
(29) き線点情報調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合の調査に要する費用	1通信用建物ごとに	17,943円	
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用	1電柱ごとに	796円	
(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合の調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合 イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに 1電柱ごとに	1,598円 14,385円
(32) 接続工事等時刻指定手續費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1件ごとに 平日 昼間 平日 夜間 平日 深夜 土日 祝日 昼間 土日 祝日 夜間 土日 祝日 深夜	7,506円 18,488円 30,779円 8,989円 19,197円 31,795円	
(33) 端末回線情報提供手續費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	月額	1,035,000円	
(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用 イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用 ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スピッタを含まないものの同士の組み合わせに係るもの (4) 光局外スピッタを含まないものと光局外スピッタを含むものの組み合わせに係るもの (7) 光局外スピッタを含まないものの同士の組み合わせに係るもの (4) 光局外スピッタを含まないものと光局外スピッタを含むものの組み合わせに係るもの (7) 光局外スピッタを含まないものの同士の組み合わせに係るもの (4) 光局外スピッタを含まないものと光局外スピッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに 1区間ごとに 1区間ごとに 1区間ごとに 1区間ごとに 1区間ごとに	2,475円 3,035円 2,313円 2,880円 2,313円 3,224円
(35) 申込者情報確認結果即時通知手續費	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額	890,312円	
(36) 光信号分歧端末回線との接続を申込む場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときには要する費用	光信号分歧端末回線との接続を申込む場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときには要する費用	1調査ごとに	8,093円	

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)  
(1)～(5) (略)  
(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	0.114

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)  
(1) (略)  
ア (略)  
①～③ (略)  
④

区分	内容
設備管理運営費比率	0.282
減価償却率	(略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区分	内容
受電設備	1.168
発電設備	1.086
電源設備及び蓄電池設備	0.833
空気調整設備	2.173
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備
自己資本利益率	0.019
	0.0535

(3) (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)  
(1)～(5) (略)  
(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	0.116

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)  
(1) (略)  
ア (略)  
①～③ (略)  
④

区分	内容
設備管理運営費比率	0.272
減価償却率	(略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区分	内容
受電設備	1.122
発電設備	1.249
電源設備及び蓄電池設備	0.776
空気調整設備	2.160
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備
自己資本利益率	0.020
	0.0570

(3) (略)

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料  
2-1 (略)  
2-2 料金額

通信用建物が所属する行政区	通信用建物名	土地	通信用建物
富山県	富山	1,224円	39,399円
	富山南	752円	19,668円
	和合	172円	7,473円
	水尻	452円	10,696円
	吳羽	753円	4,586円
	富山水橋	294円	24,322円
	富山北	583円	9,179円
	高岡	375円	77,838円
	高岡市外	312円	40,952円
	高岡立野	490円	4,981円
	戸出機械棟	208円	10,799円
	新湊機械棟	363円	15,533円
	堀岡	190円	8,166円
	魚津	291円	31,825円
	永見	356円	21,265円
	富山滑川	352円	9,408円
	黒部別	449円	11,849円
	礪波	657円	45,283円
	小矢部	381円	23,797円
	大沢野別	293円	13,584円
	上滝	185円	14,452円
	上市	211円	16,637円
	入善	329円	7,068円
	婦中	371円	8,967円
	小杉	449円	19,822円
	太閤山	406円	6,241円
	大門	479円	29,844円
	富山平	83円	9,104円
	井波	193円	30,747円
	福野	389円	8,014円
	富山福光	342円	6,342円
	富山岩瀬2	417円	7,776円
	高岡伏木	341円	13,154円
	高岡中田	301円	18,506円
	富山柳田	535円	7,849円
	梅檀野	88円	8,943円
	富山立山	206円	9,920円
	宇奈月	125円	9,305円
	富山朝日	135円	46,992円
	越中八尾	235円	17,909円
	富山古里	466円	7,637円
	城端	290円	28,136円
	富山福岡別	458円	11,455円
	津沢	236円	10,058円
	入善南	110円	6,778円
石川県	鳴和	1,403円	43,474円
	金石	884円	35,398円
	金沢弥生	1,052円	23,278円
	入江	1,363円	27,477円
	額	1,250円	11,476円
	金沢森本	704円	14,333円
	粟ヶ崎	1,666円	7,161円
	金沢3	1,880円	18,297円
	七尾	308円	54,118円
	徳田	210円	9,168円
	和倉	824円	12,664円
	石川小松	607円	46,998円
	符津	432円	22,845円
	中海	459円	13,565円
	輪島	198円	15,970円
	珠洲	262円	28,411円
	石川加賀	266円	19,148円
	片山津	139円	5,956円
	山代	256円	7,692円
	羽咋	258円	8,668円
	邑知	198円	16,042円
	松任	567円	22,249円
	山中	781円	5,315円
	根上別	431円	5,910円
	寺井2	352円	6,379円
	辰口	664円	8,906円
	鶴来	918円	13,126円
	金沢西	1,085円	16,434円
	野々市	904円	49,390円
	津幡	544円	14,476円
	石川河北	1,015円	22,262円
	志雄	91円	61,369円
	押水	114円	84,225円
	田鶴浜	238円	50,756円
	鳥屋	233円	9,297円
	石川中島	202円	16,861円
	石川鹿島	201円	8,185円
	能都	423円	29,418円
	犀川	442円	15,553円
	粟津	137円	17,800円
	美川	435円	9,930円
	七塚木津	202円	8,030円
	内灘	617円	13,248円
	石川	284円	15,493円
	石川高松別	208円	13,903円
	富来	100円	31,130円
	穴水	224円	20,046円
	羽咋志賀別	168円	15,813円
	宝立	92円	6,112円

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料  
2-1 (略)  
2-2 料金額

通信用建物が所属する行政区	通信用建物名	土地	通信用建物
富山県	富山	1,256円	38,594円
	富山南	768円	17,699円
	和合	194円	23,387円
	水尻	464円	8,999円
	吳羽	778円	4,358円
	富山水橋	298円	25,190円
	富山北	663円	10,029円
	高岡	387円	51,996円
	高岡市外	305円	37,176円
	高岡立野	524円	4,779円
	戸出機械棟	326円	9,943円
	新湊機械棟	383円	14,041円
	堀岡	213円	7,767円
	魚津	359円	25,802円
	永見	358円	19,811円
	富山滑川	415円	8,652円
	黒部別	426円	10,907円
	礪波	711円	28,195円
	小矢部	388円	21,795円
	大沢野別	307円	13,561円
	上滝	208円	13,575円
	上市	233円	45,057円
	入善	330円	6,640円
	婦中	363円	8,444円
	小杉	456円	18,529円
	太閤山	426円	9,862円
	大門	499円	27,491円
	富山平	105円	8,675円
	井波	204円	26,800円
	福野	457円	7,942円
	富山福光	362円	5,850円
	富山岩瀬2	452円	7,302円
	高岡伏木	343円	21,654円
	高岡中田	325円	17,693円
	富山柳田	620円	6,804円
	梅檀野	101円	7,683円
	富山立山	222円	9,168円
	宇奈月	135円	9,897円
	富山朝日	144円	33,319円
	越中八尾	241円	16,788円
	富山古里	577円	8,548円
	城端	343円	28,854円
	富山福岡別	485円	10,462円
	津沢	254円	68,766円
	入善南	132円	7,516円
石川県	鳴和	1,527円	39,971円
	金石	933円	25,733円
	金沢弥生	1,095円	21,241円
	入江	1,602円	25,625円
	額	1,415円	12,711円
	金沢森本	720円	13,137円
	粟ヶ崎	1,598円	12,406円
	金沢3	2,008円	16,465円
	七尾	281円	47,983円
	徳田	195円	8,581円
	和倉	750円	11,767円
	石川小松	680円	47,058円
	符津	421円	18,143円
	中海	505円	29,345円
	輪島	158円	22,567円
	珠洲	250円	32,096円
	石川加賀	272円	17,621円
	片山津	158円	13,989円
	山代	281円	7,058円
	羽咋	296円	8,150円
	邑知	217円	14,875円
	松任	604円	20,737円
	山中	815円	4,973円
	根上別	442円	5,235円
	寺井2	358円	5,787円
	辰口	684円	8,145円
	鶴来	1,052円	16,268円
	金沢西	1,117円	15,156円
	野々市	991円	21,867円
	津幡	581円	13,331円
	石川河北	1,048円	20,251円
	志雄	102円	94,565円
	押水	119円	72,840円
	田鶴浜	200円	86,725円
	鳥屋	247円	9,975円
	石川中島	147円	15,667円
	石川鹿島	206円	8,630円
	能都	422円	34,243円
	犀川	391円	15,601円
	粟津	160円	16,247円
	美川	456円	8,018円
	七塚木津	206円	51,685円
	内灘	578円	12,029円
	石川	293円	14,017円
	石川高松別	228円	28,594円
	富来	92円	16,542円
	穴水	226円	30,094円
	羽咋志賀別	161円	14,805円
	宝立	80円	81,045円

久江	140円	6,290円
鹿西	273円	9,711円
門前	28円	11,318円
柳田	194円	7,621円
石川内浦	116円	9,914円
能都小木	194円	4,250円
金沢2	1,880円	20,344円
町野	296円	5,303円
鹿島能登島	200円	11,590円

福井県

福井2	644円	10,712円
福井南	819円	11,330円
麻生津	394円	6,283円
敦賀	727円	26,737円
武生局舎2	264円	23,171円
福井小浜2	627円	17,363円
東小浜	395円	18,960円
福井大野	226円	6,839円
福井勝山	255円	11,873円
鯖江	465円	11,349円
鯖江西	190円	26,174円
福井松岡別	536円	10,626円
福井三国	267円	75,226円
芦原	129円	29,480円
丸岡	348円	17,728円
春江別	437円	7,562円
山東	361円	(略)
上中	286円	21,189円
福井高浜別	600円	13,541円
福井東別	901円	7,080円
福井森田	345円	16,683円
西安居	173円	8,075円
福井坂井	156円	5,345円
福井朝日別	257円	9,687円
福井清水	170円	9,082円
福井	644円	32,716円
足羽別	318円	5,280円
河和田	145円	31,643円
永平寺	340円	47,707円
金津別	311円	6,399円
今立別	282円	24,971円
福井三方別	134円	16,544円
美浜	166円	17,466円
大飯	593円	24,861円
今庄	297円	8,716円
福井河合	211円	4,257円
福井鶴	219円	8,447円
五分市	448円	19,586円
上志比	229円	16,732円
福井池田	281円	16,780円
南条	479円	10,970円
福井宮崎	127円	43,733円
名田庄	145円	22,187円
越前	616円	9,168円
荒土	236円	45,558円
細呂木	86円	19,968円
織田	190円	37,996円

岐阜県

岐阜	765円	33,122円
岐阜本荘	770円	11,202円
長良	997円	16,110円
長森	986円	26,285円
岐阜加納	1,542円	46,503円
黒野	598円	10,737円
芥見	320円	7,590円
大垣南	743円	6,492円
大垣西	417円	9,278円
大垣丸ノ内南	515円	12,349円
高山第二	2,600円	26,004円
東濃B	437円	17,465円
岐阜根本	840円	17,542円
岐阜関	544円	15,482円
小金田	330円	12,747円
岐阜中津川	430円	21,109円
瑞浪	290円	9,327円
岐阜羽島	562円	17,367円
恵那B	559円	19,740円
武並	261円	10,177円
中濃	714円	18,097円
土岐	398円	11,716円
各務原	538円	19,923円
鵜沼	699円	14,070円
可児	507円	20,070円
笠松	646円	15,242円
佐波	434円	9,809円
養老	297円	26,526円
垂井	173円	16,885円
揖斐川	111円	12,726円
岐阜北方	660円	7,175円
穂積	919円	8,042円
高富	317円	16,883円
郡上八幡	642円	23,134円
美濃白川	144円	16,172円
下呂	484円	12,893円
莊川	32円	8,964円
飛驒古川	471円	16,607円
岐阜神岡	223円	11,302円
一宮川島	429円	5,081円
岐阜巣美	266円	38,629円
岐阜赤坂	499円	39,788円
美濃坂本	344円	11,458円
第一落合	250円	10,005円

久江	158円	6,617円
鹿西	283円	14,544円
門前	30円	10,584円
柳田	253円	19,973円
石川内浦	76円	48,024円
能都小木	233円	44,562円
金沢2	2,008円	18,586円
町野	257円	5,184円
鹿島能登島	232円	11,946円

福井県

福井2	706円	9,186円
福井南	862円	10,389円
麻生津	401円	16,348円
敦賀	805円	20,009円
武生局舎2	293円	20,204円
福井小浜2	656円	16,043円
東小浜	484円	17,343円
福井大野	288円	6,413円
福井勝山	273円	11,068円
鯖江	486円	27,184円
鯖江西	211円	23,759円
福井松岡別	585円	10,268円
福井三国	283円	71,643円
芦原	153円	24,759円
丸岡	411円	17,183円
春江別	477円	7,255円
山東	374円	(略)
上中	359円	19,009円
福井高浜別	686円	12,193円
福井東別	1,034円	57,001円
福井森田	367円	15,204円
西安居	242円	36,989円
福井坂井	177円	5,264円
福井朝日別	280円	8,941円
福井清水	200円	8,969円
福井	706円	36,602円
足羽別	330円	19,748円
河和田	167円	35,370円
永平寺	378円	22,804円
金津別	316円	6,105円
今立別	288円	14,744円
福井三方別	146円	15,072円
美浜	178円	15,776円
大飯	645円	22,353円
今庄	331円	12,570円
福井河合	220円	40,670円
福井鶴	273円	8,647円
五分市	472円	17,523円
上志比	296円	16,378円
福井池田	338円	16,549円
南条	560円	10,715円
福井宮崎	166円	22,431円
名田庄	198円	19,927円
越前	723円	7,883円
荒土	279円	43,132円
細呂木	97円	18,569円
織田	246円	19,867円

岐阜県

岐阜	770円	30,163円
岐阜本荘	814円	10,271円
長良	1,119円	15,490円
長森	1,065円	23,264円
岐阜加納	1,616円	39,425円
黒野	730円	10,403円
芥見	355円	7,261円
大垣南	812円	6,181円
大垣西	529円	8,757円
大垣丸ノ内南	575円	10,994円
高山第二	3,284円	23,936円
東濃B	470円	14,790円
岐阜根本	896円	15,785円
岐阜関	594円	14,850円
小金田	357円	11,565円
岐阜中津川	469円	18,631円
瑞浪	305円	8,800円
岐阜羽島	646円	15,969円
恵那B	637円	6,796円
武並	315円	14,321円
中濃	850円	19,760円
土岐	414円	10,912円
各務原	575円	28,918円
鵜沼	726円	13,187円
可児	578円	18,189円
笠松	657円	14,500円
佐波	469円	42,730円
養老	317円	25,417円
垂井	196円	15,583円
揖斐川	116円	12,029円
岐阜北方	764円	7,969円
穂積	1,0	

美濃	362円	23,752円
羽島南	360円	17,530円
下石	233円	21,924円
新駄知	310円	6,380円
美濃平田	362円	58,190円
養老東	248円	21,375円
岐阜神戸	472円	35,425円
輪之内	252円	53,152円
美濃池田	329円	14,938円
岐阜川辺	286円	14,403円
御嵩	229円	71,115円
笠原	314円	6,469円
陶	165円	3,730円
久々利	165円	7,675円
春里	254円	16,147円
海津	299円	55,543円
南濃	277円	9,556円
岐阜石津	269円	12,478円
揖斐大野	132円	17,563円
本巣	127円	15,734円
武芸川	230円	12,239円
岐阜大和	568円	16,160円
富加	274円	12,112円
八百津	210円	82,516円
美濃坂下	118円	18,521円
付知	187円	25,875円
美濃福岡	192円	113,546円
岩村	244円	48,893円
山岡	247円	26,709円
明智	420円	41,622円
岐阜萩原	745円	16,341円
飛驒国府	107円	29,038円
美濃加茂北	108円	10,664円
前宮	341円	13,598円
関ヶ原	261円	24,208円
岐阜白鳥	511円	26,160円
飛驒細江	179円	14,618円
岐阜粟野	459円	18,471円
美濃牧谷	119円	9,967円
釜戸	168円	15,219円
鶴里	120円	17,383円
上石津	157円	7,702円
名森	333円	64,649円
墨俣	398円	7,659円
岐阜美山	275円	19,938円
谷合	189円	26,589円
武儀	261円	24,836円
高鷲	68円	32,839円
美並	270円	19,875円
七宗	413円	7,029円
東白川	132円	9,369円
加子母	182円	33,684円
蛭川	216円	6,861円
上矢作	151円	10,205円
飛驒小坂	371円	18,874円
飛驒竹原	247円	6,269円
岐阜金山	603円	24,999円
町方	412円	14,049円
久々野	288円	14,643円
奥飛驒温泉	304円	16,324円
根尾	129円	10,202円
蘇原	182円	18,070円
巣南	181円	60,842円
岐阜黒川	186円	19,253円
飛驒河合	113円	30,774円
上之保	281円	24,693円
美濃春日	155円	13,315円

静岡県

用宗	1,171円	9,488円
静岡長沼	1,904円	9,956円
城北	2,842円	23,671円
静岡八幡	2,698円	45,529円
静岡大谷	523円	10,597円
静岡電々	6,093円	22,953円
浜松	1,115円	30,788円
積志	557円	18,098円
浜松住吉	1,423円	21,010円
三方原	1,098円	21,276円
神久呂	444円	7,864円
中野町	676円	5,522円
白羽	352円	4,861円
芳川	523円	19,047円
都田	601円	20,960円
向宿別	776円	13,281円
増楽	911円	7,127円
下香貫	815円	7,027円
沼津高島	1,485円	14,176円
沼津原	873円	15,278円
江ノ浦	358円	16,784円
沼津第二	1,435円	39,239円
沼津北	1,840円	23,939円
静岡清水	779円	9,907円
有度	793円	18,089円
江尻	1,623円	6,996円
三保	507円	7,448円
南熱海	444円	5,788円
第二熱海	1,687円	18,146円
三島中郷	949円	12,444円
北田町	2,009円	19,289円
富士宮	396円	16,701円
伊東	430円	14,380円

静岡県

静岡伊東 2	430円	23,087円
八幡野	517円	7,182円
静岡島田	930円	14,672円
富士	723円	12,602円
平垣	549円	23,837円
富士鈴川	427円	7,673円
富士岡	578円	5,385円
鷹岡	471円	5,731円
磐田	849円	11,681円
焼津	387円	18,683円
大富	689円	6,189円
掛川	471円	17,039円
伊達方	196円	20,196円
藤枝	1,042円	15,380円
兵太夫	1,075円	5,638円
御殿場	880円	19,008円
玉穂	565円	17,889円
袋井	1,052円	20,709円
天竜	534円	16,951円
浜北	640円	23,722円
伊東下田	595円	32,425円
裾野	1,192円	12,087円
湖西	918円	9,413円
河津	492円	21,184円
南伊豆	253円	66,866円
仁科	1,002円	5,722円
伊豆長岡	957円	48,637円
修善寺大仁	607円	20,070円
新函南	1,184円	50,200円
中土狩	1,843円	15,629円
大井川	384円	9,562円
榛原	285円	15,425円
吉田町	534円	8,431円
浜岡	326円	20,215円
掛川菊川	720円	53,086円
引佐	497円	48,111円
静岡美和	489円	38,533円
服織	1,085円	85,485円
静岡沼津	1,347円	16,026円
富士大渕	383円	6,958円
湯ヶ島	633円	22,044円
青羽根	947円	10,242円
静岡岡部	819円	123,958円
静岡金谷	200円	14,558円
舞阪	413円	15,429円
新居	580円	103,339円
細江	314円	29,331円
伊左地	351円	88,798円
館山寺	341円	8,676円
静岡興津	938円	63,807円
小島	760円	117,268円
上野北山	265円	16,790円
川奈	639円	21,567円
宇佐美	749円	22,237円
富戸	539円	32,913円
初倉	481円	6,715円
富士見台	551円	6,593円
大藤	445円	18,816円
原谷	341円	6,258円
葉梨	435円	17,582円
御殿場神山	644円	16,055円
静岡山梨	802円	29,686円
中瀬	595円	7,035円
宮口	611円	6,933円
沼津御宿	787円	15,236円
新所原	1,093円	91,372円
熱川	205円	8,017円
稻取	334円	10,597円
丹那	232円	7,134円
韭山	1,187円	9,209円
大仁	1,769円	12,982円
中伊豆	246円	27,066円
須走	289円	7,082円
静岡小山	739円	21,492円
芝川	204円	15,745円
御前崎	292円	40,392円
相良	301円	22,050円
地頭方	121円	20,550円
小笠	356円	7,675円
森町	450円	3,737円
浅羽	320円	14,220円
静岡福田	248円	11,279円
竜洋	291円	9,976円
賤機	681円	24,573円
伊豆山	682円	22,560円
猪之頭	158円	18,065円
上井出	166円	18,246円
箕作	505円	8,633円
入出	223円	21,899円
白須賀	189円	11,715円
伊東松崎	862円	52,071円
西伊豆	764円	20,301円
伊豆賀茂	351円	22,390円
静岡戸田	111円	11,695円
土肥	171円	10,077円
富士川	544円	10,879円
富士松野	194円	17,024円
蒲原	858円	5,853円
由比	655円	26,839円
静岡川根	506円	71,277円

静岡伊東 2	444円	16,251円
八幡野	592円	10,446円
静岡島田	959円	48,258円
富士	766円	11,584円
平垣	576円	22,053円
富士鈴川	442円	5,130円
富士岡	601円	5,109円
鷹岡	492円	5,555円
磐田	904円	10,928円
焼津	421円	17,898円
大富	746円	6,810円
掛川	504円	47,982円
伊達方	218円	24,373円
藤枝	1,081円	16,435円
兵太夫	1,137円	5,356円
御殿場	905円	17,538円
玉穂	625円	16,701円
袋井	1,089円	19,128円
天竜	576円	16,043円
浜北	694円	22,497円
伊東下田	678円	34,128円
裾野	1,206円	19,433円
湖西	968円	8,740円
河津	543円	19,833円
南伊豆	272円	63,118円
仁科	1,155円	5,760円
伊豆長岡	956円	44,267円
修善寺大仁	703円	11,732円
新函南	1,188円	31,547円
中土狩	1,915円	18,013円
大井川	406円	8,329円
榛原	305円	36,523円
吉田町	545円	7,799円
浜岡	337円	18,969円
掛川菊川	739円	24,811円
引佐	524円	26,920円
静岡美和	530円	76,592円
服織	1,135円	43,971円
静岡沼津	1,398円	42,427円
富士大渕	455円	9,610円
湯ヶ島	681円	22,716円
青羽根	1,157円	27,433円
静岡岡部	853円	117,208円
静岡金谷	222円	13,372円
舞阪	425円	14,048円
新居	607円	183,374円
細江	367円	27,282円
伊左地	370円	94,575円
館山寺	360円	43,306円
静岡興津	964円	118,391円
小島	842円	118,891円
上野北山	294円	23,453円
川奈	695円	20,026円
宇佐美	769円	20,802円
富戸	598円	28,961円
初倉	514円	13,066円
富士見台	642円	6,439円
大藤	499円	17,242円
原谷	374円	5,881円
葉梨	526円	15,950円
御殿場神山	678円	45,981円
静岡山梨	950円	30,490円
中瀬	625円	6,721円
宮口	646円	6,553円
沼津御宿	827円	14,059円
新所原	1,149円	94,898円
熱川	237円	7,594円
稲取	385円	10,298円
丹那	265円	6,697円
韭山	1,352円	9,068円
大仁	1,792円	11,792円
中伊豆	258円	24,772円
須走	328円	6,579円
静岡小山	771円	19,946円
芝川	242円	14,421円
御前崎	317円	36,720円
相良	322円	20,395円
地頭方	137円	15,823円
小笠	372円	52,997円
森町	461円	3,553円
浅羽	345円	13,008円
静岡福田	262円	10,354円
竜洋	303円	9,199円
賤機	718円	22,427円
伊豆山	869円	22,789円
猪之頭	232円	16,729円
上井出	196円	16,860円
箕作	628円	8,089円
入出	236円	20,216円
白須賀	202円	19,057円
伊東松崎	975円	48,842円
西伊豆	989円	18,812円
伊豆賀茂	451円	74,005円
静岡戸田	129円	10,686円
土肥	191円	9,412円
富士川	575円	10,160円
富士松野	229円	15,476円
蒲原	1,011円	7,110円
由比	667円	24,878円
静岡川根	585円	66,348円

大須賀	646円	12,350円
静岡豊岡	408円	21,579円
三ヶ日	420円	8,803円
都筑	393円	17,498円
宮口 2	611円	7,878円
掛川城東	154円	10,220円
韋山高原	103円	7,202円
用沢	397円	9,767円
中川根	402円	11,228円
千頭	265円	11,241円
掛川大東	182円	41,753円
氣多	237円	9,484円
天竜佐久間	333円	33,247円
静岡西浦	333円	11,969円
南崎	208円	4,765円
天竜春野	214円	15,997円
水窪	324円	28,660円

愛知県

大須賀	667円	25,264円
静岡豊岡	435円	29,538円
三ヶ日	477円	16,079円
都筑	491円	36,848円
宮口 2	646円	13,973円
掛川城東	166円	52,674円
韋山高原	145円	7,079円
用沢	423円	9,087円
中川根	468円	34,845円
千頭	340円	10,054円
掛川大東	195円	41,327円
氣多	281円	107,833円
天竜佐久間	446円	25,170円
静岡西浦	513円	9,513円
南崎	290円	4,714円
天竜春野	240円	17,137円
水窪	419円	39,184円

愛知県

小牧桜井	752円	17,341円
稻沢	1,968円	13,362円
豊橋新城	684円	8,204円
上野町	1,245円	12,495円
尾張横須賀B	733円	47,490円
大府	1,997円	10,433円
知多	683円	5,777円
知立2	2,063円	11,734円
尾張旭	1,117円	22,926円
愛知高浜	1,135円	21,390円
岩倉	1,595円	9,115円
豊明	934円	6,373円
東阿野	1,294円	30,113円
名古屋東郷	1,202円	19,336円
名古屋日進	817円	14,249円
長久手B	1,387円	9,005円
豊山	1,287円	21,386円
西春B	1,831円	13,031円
新川清洲	1,223円	35,056円
江南大口	907円	68,738円
扶桑	944円	5,415円
木曽川B	627円	27,117円
祖父江	588円	7,828円
海部	546円	11,646円
蟹江B	1,203円	10,233円
津島弥富	741円	19,070円
阿久比	533円	17,027円
東浦	1,006円	7,886円
幸田	1,219円	21,821円
三好	2,077円	4,957円
設楽	80円	22,104円
愛知御津	524円	5,862円
愛知田原2	1,071円	11,371円
渥美	486円	5,286円
広小路	9,506円	16,741円
名古屋万場	886円	26,695円
志段味	653円	17,074円
名古屋大森	2,254円	26,086円
河合	576円	14,942円
矢合	552円	18,602円
平和	539円	21,821円
寺沢	706円	35,925円
豊橋石巻	397円	10,547円
常磐	594円	16,714円
六ツ美	1,231円	12,296円
品野	1,596円	21,332円
水野	489円	27,699円
板山	792円	27,262円
亀崎	695円	20,404円
松平	640円	27,149円
保見	579円	3,571円
豊田駒場	875円	34,387円
刈谷桜井	1,938円	12,823円
刈谷明治	745円	55,796円
平坂	859円	11,388円
室場	556円	46,582円
三河大塚	786円	28,021円
形原	707円	11,873円
小鈴谷	268円	41,422円
尾張大野	733円	20,277円
大海	313円	20,761円
新城富岡	224円	20,910円
加木屋	1,388円	5,911円
永和	565円	11,570円
武豊	741円	7,406円
一色2	409円	10,273円
上横須賀	627円	30,215円
三好ヶ丘	1,210円	5,202円
豊田藤岡	531円	53,523円
三河一宮	1,563円	6,761円
小坂井	773円	4,880円
東海栄東西	14,463円	15,572円
豊橋	637円	24,313円
南海部	428円	53,959円
木場	874円	13,054円
鍋田	278円	28,198円
八開	376円	20,845円
南知多	327円	19,223円
師崎	195円	16,305円
愛知豊浜	273円	65,053円
愛知美浜	197円	62,723円
野間	320円	48,448円
吉良	506円	12,806円
幡豆	1,275円	19,856円
豊富	277円	20,892円
下山	77円	16,979円
鳳来大野	684円	10,627円
愛知野田	195円	59,860円
赤羽根	217円	38,237円
伊良湖岬	112円	22,510円
刈谷安城	1,027円	26,448円
尾張横須賀	733円	39,335円
篠島	706円	48,641円
日間賀	341円	35,424円
小原	84円	30,700円
小渡	386円	17,614円
東栄	298円	24,868円
稻武	332円	32,283円
鳳来	333円	18,524円
菊井	3,457円	16,452円

小牧桜井	867円	14,894円
稻沢	2,235円	12,831円
豊橋新城	803円	7,816円
上野町	1,313円	11,174円
尾張横須賀B	819円	25,173円
大府	2,282円	9,700円
知多	719円	5,581円
知立2	2,155円	11,158円
尾張旭	1,182円	21,959円
愛知高浜	1,161円	19,969円
岩倉	1,628円	8,505円
豊明	1,013円	6,080円
東阿野	1,429円	16,435円
名古屋東郷	1,559円	21,279円
名古屋日進	839円	12,124円
長久手B	1,399円	8,301円
豊山	1,407円	19,396円
西春B	1,941円	11,932円
新川清洲	1,282円	31,935円
江南大口	943円	45,657円
扶桑	960円	5,287円
木曽川B	663円	25,193円
祖父江	609円	8,698円
海部	590円	11,272円
蟹江B	1,270円	9,567円
津島弥富	760円	17,386円
阿久比	578円	15,662円
東浦	1,070円	6,928円
幸田	1,246円	19,959円
三好	2,150円	4,445円
設楽	84円	23,823円
愛知御津	550円	4,938円
愛知田原2	1,159円	12,402円
渥美	488円	7,173円
広小路	9,340円	15,999円
名古屋万場	962円	23,808円
志段味	692円	15,797円
名古屋大森	2,369円	16,709円
河合	612円	14,198円
矢合	576円	17,292円
平和	550円	70,348円
寺沢	760円	35,299円
豊橋石巻	419円	9,807円
常磐	646円	15,202円
六ツ美	1,291円	9,829円
品野	1,658円	19,350円
水野	531円	25,755円
板山	849円	16,608円
亀崎	725円	19,086円
松平	663円	24,965円
保見	583円	3,462円
豊田駒場	1,014円	31,357円
刈谷桜井	2,049円	11,876円
刈谷明治	770円	47,937円
平坂	922円	10,622円
室場	563円	42,935円
三河大塚	838円	19,563円
形原	744円	12,218円
小鈴谷	303円	37,833円
尾張大野	764円	18,340円
大海	357円	19,146円
新城富岡	242円	30,087円
加木屋	1,486円	5,730円
永和	579円	84,919円
武豊	763円	6,992円
一色2	425円	8,305円
上横須賀	659円	27,998円
三好ヶ丘	1,352円	7,432円
豊田藤岡	546円	51,299円
三河一宮	1,611円	29,713円
小坂井	785円	4,833円
東海栄東西	14,570円	14,682円
豊橋	685円	24,925円
南海部	436円	30,030円
木場	924円	10,420円
鍋田	287円	25,692円
八開	390円	19,117円
南知多	433円	17,820円
師崎	217円	15,274円
愛知豊浜	317円	33,540円
愛知美浜	228円	30,698円
野間	377円	44,266円
吉良	559円	9,276円
幡豆	1,494円	40,717円
豊富	306円	18,906円
下山	88円	15,672円
鳳来大野	825円	24,914円
愛知野田	215円	23,308円
赤羽根	234円	19,930円
伊良湖岬	118円	33,264円
刈谷安城	1,039円	23,768円
尾張横須賀	819円	24,392円
篠島	951円	35,321円
日間賀	407円	25,210円
小原	96円	28,647円
小渡	445円	22,600円
東栄	323円	26,658円
稻武	355円	29,645円
鳳来	411円	28,653円
菊井	3,785円	15,826円

	足助	857円	24,660円
三重県	片田	187円	6,190円
	高茶屋	606円	14,385円
	一身田	454円	17,230円
	津丸之内第4	433円	33,774円
	四日市B	534円	17,966円
	三ツ谷B	484円	5,023円
	四日市富田	748円	6,645円
	四日市水沢	204円	20,511円
	塩浜	554円	17,844円
	室山	538円	43,274円
	伊勢志摩2	463円	13,909円
	伊勢大湊	403円	26,043円
	松阪港	489円	11,773円
	松阪南	253円	67,805円
	松阪新座	401円	6,274円
	桑名	451円	18,766円
	七和	681円	5,578円
	伊賀上野	400円	14,894円
	鈴鹿B館	688円	21,580円
	鈴鹿白子	417円	9,227円
	庄野	484円	5,843円
	名張	414円	12,350円
	尾鷲	620円	12,416円
	三重亀山	195円	6,532円
	鳥羽	197円	23,865円
	鳥羽第2	197円	14,813円
	熊野第二	730円	15,173円
	久居	450円	8,355円
	員弁	301円	37,561円
	菰野	544円	24,254円
	三重関	189円	10,879円
	伊勢大淀	170円	16,375円
	大台	224円	15,408円
	阿児	377円	10,576円
	津丸之内第3	433円	21,494円
	小山田	262円	46,644円
	県	264円	8,389円
	保々	245円	38,016円
	下野	515円	27,086円
	伊勢豊浜	155円	33,833円
	伊勢南	214円	17,263円
	天名	199円	37,370円
	伊勢若松	378円	12,199円
	東員	176円	32,924円
	河芸	307円	10,666円
	多氣	118円	21,560円
	高野尾	102円	23,344円
	櫛田	289円	28,626円
	伊勢寺	324円	27,285円
	松阪東黒部	232円	26,276円
	松阪大石	86円	10,289円
	桑名深谷	362円	33,922円
	三重上野南	121円	99,024円
	石薬師	184円	9,349円
	三重長沢	163円	25,080円
	比奈知	208円	10,824円
	桔梗ヶ丘第一	511円	74,000円
	賀田	133円	22,587円
	北輪内	361円	9,556円
	野登	105円	37,352円
	三重長岡	84円	21,121円
	答志島	258円	12,317円
	榎原	69円	9,296円
	多度	154円	10,614円
	伊勢長島	535円	23,729円
	北勢	341円	7,974円
	大安	126円	22,416円
	朝明	142円	25,840円
	四日市楠	455円	6,792円
	四日市朝日	363円	77,578円
	椋本	147円	83,807円
	安濃	157円	15,654円
	一志	146円	25,549円
	三重白山	57円	22,595円
	三重嬉野	308円	14,831円
	三雲	269円	10,855円
	明和	289円	39,154円
	伊勢玉城	334円	16,112円
	伊勢二見	267円	14,716円
	内城田	450円	28,300円
	伊賀	134円	15,053円
	伊賀平田	151円	114,865円
	三重青山	225円	22,492円
	大王	220円	16,401円
	三重志摩	275円	7,375円
	甲賀	385円	11,147円
	紀伊長島	425円	11,872円
	三重御浜	296円	6,171円
	大安東	225円	17,399円
	三重藤原	255円	11,557円
	三重美里	252円	19,348円
	香良洲	222円	86,868円
	飯南	302円	36,592円
	柄原	248円	10,778円
	勢和	316円	18,953円
	三重荻原	227円	12,077円
	宿田曾	313円	12,116円
	五ヶ所	265円	19,360円
	南海	181円	5,785円

	足助	870円	23,513円
三重県	片田	200円	5,892円
	高茶屋	645円	13,480円
	一身田	487円	16,000円
	津丸之内第4	454円	33,090円
	四日市B	562円	16,376円
	三ツ谷B	518円	6,313円
	四日市富田	784円	6,238円
	四日市水沢	227円	19,141円
	塩浜	591円	16,350円
	室山	564円	21,934円
	伊勢志摩2	515円	12,597円
	伊勢大湊	424円	25,654円
	松阪港	551円	11,489円
	松阪南	338円	65,637円
	松阪新座	428円	6,027円
	桑名	496円	18,380円
	七和	719円	5,227円
	伊賀上野	479円	13,544円
	鈴鹿B館	791円	21,387円
	鈴鹿白子	432円	9,147円
	庄野	490円	5,426円
	名張	471円	11,331円
	尾鷲	696円	12,208円
	三重亀山	202円	5,620円
	鳥羽	245円	22,448円
	鳥羽第2	245円	14,241円
	熊野第二	957円	14,314円
	久居	479円	7,738円
	員弁	311円	27,503円
	菰野	576円	22,454円
	三重関	205円	9,781円
	伊勢大淀	180円	26,943円
	大台	287円	15,359円
	阿児	405円	9,976円
	津丸之内第3	454円	21,652円
	小山田	267円	43,153円
	県	283円	6,987円
	保々	264円	42,010円
	下野	545円	99,023円
	伊勢豊浜	170円	59,622円
	伊勢南	268円	43,489円
	天名	239円	34,976円
	伊勢若松	391円	15,256円
	東員	184円	29,842円
	河芸	337円	10,116円
	多氣	134円	29,672円
	高野尾	130円	21,130円
	櫛田	307円	26,377円
	伊勢寺	335円	24,900円
	松阪東黒部	283円	18,151円
	松阪大石	108円	62,359円
	桑名深谷	386円	31,883円
	三重上野南	138円	50,547円
	石薬師	205円	14,384円
	三重長沢	200円	22,699円
	比奈知	313円	16,731円
	桔梗ヶ丘第一	519円	110,479円
	賀田	180円	27,627円
	北輪内	485円	9,001円
	野登	126円	46,426円
	三重長岡	123円	26,284円
	答志島	447円	8,920円
	榎原	79円	19,472円
	多度	162円	17,359円
	伊勢長島	572円	22,116円
	北勢	363円	9,460円
	大安	130円	33,304円
	朝明	161円	42,333円
	四日市楠	482円	25,235円
	四日市朝日	394円	40,720円
	椋本	163円	78,868円
	安濃	162円	19,337円
	一志	172円	23,626円
	三重白山	66円	20,975円
	三重嬉野	320円	87,824円
	三雲	280円	9,759円
	明和	303円	14,296円
	伊勢玉城	362円	17,004円
	伊勢二見	301円	13,596円
	内城田	533円	25,606円
	伊賀	150円	14,055円
	伊賀平田	189円	53,258円
	三重青山	249円	43,033円
	大王	261円	26,762円
	三重志摩	304円	6,293円
	甲賀	415円	12,620円
	紀伊長島	552円	10,753円
	三重御浜	382円	6,552円
	大安東	234円	16,324円
	三重藤原	291円	16,527円
	三重美里	300円	29,332円
	香良洲	244円	86,070円
	飯南	346円	33,669円
	柄原	272円	10,333円
	勢和	364円	93,437円
</			

島ヶ原	87円	11,437円
浜島	256円	11,893円
安乗	238円	11,732円
三重磯部	175円	11,362円
三重九鬼	145円	32,317円
三重飛鳥	249円	9,317円
新鹿	143円	9,397円
二木島	272円	18,257円
美杉	200円	23,639円
三重奥津	184円	36,793円
飯高	275円	16,310円
伊勢志摩3	463円	21,349円
菅島	607円	46,865円
飯高川俣	139円	14,173円
阿山	75円	12,763円
矢口桂城	302円	22,816円
紀宝鵜殿	598円	15,494円
入鹿	115円	13,435円
海山	711円	7,928円
慥柄	143円	6,463円
三重錦	361円	15,254円
島津	282円	11,226円
神島	256円	58,422円
南島	350円	11,324円
滋賀県		
滋賀大津	954円	33,232円
堅田2	986円	10,067円
滋賀瀬田	1,163円	24,844円
石山	683円	9,038円
大津坂本2	924円	7,026円
におの浜	1,694円	10,113円
彦根3	494円	32,008円
河瀬	130円	20,144円
稻枝	260円	18,451円
滋賀長浜	463円	13,400円
近江八幡	698円	14,012円
六枚橋別館	936円	8,670円
八日市	972円	16,701円
草津	736円	20,572円
常盤	331円	14,791円
近江守山	668円	15,547円
守山北	892円	20,264円
栗東	605円	53,131円
野洲2	1,133円	13,801円
甲西	630円	20,267円
水口	416円	26,825円
滋賀甲賀	368円	17,233円
信楽	182円	28,452円
安土	547円	34,077円
近江日野	238円	26,377円
滋賀鵜川	252円	12,838円
五個荘	422円	12,415円
能登川	970円	20,180円
湖東	63円	12,024円
秦莊	136円	11,757円
愛知川	163円	42,453円
滋賀多賀	744円	13,832円
滋賀山東	54円	14,965円
米原	788円	11,684円
虎姫	180円	55,468円
滋賀湖北	194円	15,948円
びわ	283円	20,361円
近江高月	141円	8,381円
木之本	158円	26,503円
今津	202円	26,288円
安曇川	437円	14,109円
高島	251円	98,755円
新旭	177円	15,694円
関ノ津	104円	18,726円
滋賀志賀	178円	123,752円
和迩	126円	9,504円
金勝	612円	11,127円
中主	801円	15,193円
石部	196円	36,646円
下田	411円	21,243円
菩提寺	567円	27,285円
近江甲南	278円	25,831円
滋賀蒲生	65円	86,049円
竜王	56円	29,338円
豊郷	175円	16,640円
甲良	114円	11,027円
醒ヶ井	197円	31,333円
滋賀浅井	299円	21,037円
比叡平	318円	12,768円
小松	222円	44,106円
長浜局舎2	436円	16,720円
土山	233円	16,740円
滋賀大野	106円	18,823円
雲井	114円	8,538円
柏原別館	147円	22,976円
朝日	144円	4,973円
中之郷	276円	19,863円
マキノ沢	174円	22,202円
船木	183円	19,459円
愛東	133円	20,099円
マキノ	184円	18,931円
途中	165円	11,753円
上田上別館	212円	26,575円
滋賀伊吹	109円	11,237円
近江大浦	47円	44,088円
永源寺	228円	11,144円

島ヶ原	119円	21,967円
浜島	306円	10,735円
安乗	274円	32,530円
三重磯部	195円	10,242円
三重九鬼	231円	43,079円
三重飛鳥	327円	8,702円
新鹿	208円	22,675円
二木島	443円	53,828円
美杉	280円	22,306円
三重奥津	269円	34,022円
飯高	401円	15,446円
伊勢志摩3	515円	18,266円
菅島	1,035円	45,864円
飯高川俣	179円	20,090円
阿山	92円	25,954円
矢口桂城	415円	21,008円
紀宝鵜殿	779円	11,280円
入鹿	178円	12,048円
海山	749円	29,537円
慥柄	174円	6,036円
三重錦	502円	9,341円
島津	352円	10,920円
神島	418円	54,198円
南島	446円	9,035円
滋賀県		
滋賀大津	1,050円	36,643円
堅田2	1,025円	8,940円
滋賀瀬田	1,262円	22,173円
石山	706円	8,321円
大津坂本2	974円	6,453円
におの浜	2,073円	8,124円
彦根3	534円	24,755円
河瀬	341円	17,833円
稻枝	269円	17,346円
滋賀長浜	472円	13,476円
近江八幡	765円	12,722円
六枚橋別館	975円	8,347円
八日市	978円	23,036円
草津	775円	19,371円
常盤	338円	13,330円
近江守山	695円	34,847円
守山北	940円	18,384円
栗東	645円	38,856円
野洲2	1,245円	13,031円
甲西	651円	19,051円
水口	399円	24,229円
滋賀甲賀	403円	14,566円
信楽	198円	26,371円
安土	560円	18,005円
近江日野	134円	25,383円
滋賀鵜川	290円	11,226円
五個荘	452円	11,492円
能登川	1,138円	17,800円
湖東	68円	11,658円
秦莊	139円	11,460円
愛知川	173円	56,620円
滋賀多賀	796円	12,377円
滋賀山東	62円	13,554円
米原	822円	11,046円
虎姫	199円	50,669円
滋賀湖北	222円	13,468円
びわ	320円	19,376円
近江高月	150円	9,056円
木之本	167円	24,707円
今津	230円	34,803円
安曇川	456円	22,558円
高島	289円	93,129円
新旭	184円	13,362円
関ノ津	112円	14,776円
滋賀志賀	200円	115,042円
和迩	140円	11,283円
金勝	617円	10,361円
中主	811円	13,863円
石部	208円	67,917円
下田	418円	19,838円
菩提寺	656円	25,201円
近江甲南	292円	22,968円
滋賀蒲生	68円	78,041円
竜王	63円	25,421円
豊郷	184円	15,221円
甲良	125円	11,013円
醒ヶ井	227円	106,978円
滋賀浅井	325円	19,307円
比叡平	361円	10,305円
小松	254円	37,019円
長浜局舎2	448円	13,645円
土山	243円	13,934円
滋賀大野	118円	19,272円
雲井	133円	10,712円
柏原別館	163円	20,827円
朝日	166円	9,311円
中之郷	325円	18,643円
マキノ沢	198円	19,762円
船木	214円	18,354円
愛東	156円	19,035円
マキノ	201円	17,285円
途中	215円	9,885円
上田上別館	225円	23,640円
滋賀伊吹	117円	15,243円
近江大浦	61円	111,217円
永源寺	247円	10,243円

	能登川北	138円	8,196円		能登川北	150円	8,278円
	滋賀広瀬	112円	20,171円		滋賀広瀬	128円	18,292円
京都府	紫野	3,663円	8,838円	京都府	紫野	4,261円	29,760円
	京都北野	12,504円	21,385円		京都北野	14,299円	17,254円
	西陣別館	5,788円	26,863円		西陣別館	6,716円	26,271円
	賀茂	3,888円	28,020円		賀茂	4,426円	26,188円
	壬生別館	7,303円	31,556円		壬生別館	8,982円	25,186円
	京都	25,475円	32,490円		京都	29,600円	30,529円
	七条	4,158円	27,443円		七条	4,879円	36,755円
	京都南	3,330円	38,897円		京都南	3,918円	29,830円
	嵯峨2	2,672円	12,771円		嵯峨2	2,903円	11,816円
	朱雀	3,130円	33,698円		朱雀	3,526円	35,953円
	深草	2,597円	12,400円		深草	2,978円	11,958円
	京都醍醐	2,246円	14,310円		京都醍醐	2,435円	50,185円
	伏見	3,855円	30,657円		伏見	4,197円	24,085円
	淀	1,234円	56,943円		淀	1,306円	54,413円
	山科	2,298円	27,318円		山科	2,520円	25,424円
	京都桂	4,825円	26,710円		京都桂	5,230円	23,964円
	大原野	1,273円	7,347円		大原野	1,339円	7,201円
	前田	662円	38,014円		前田	708円	35,590円
	福知山	1,376円	16,414円		福知山	1,854円	15,448円
	京都舞鶴	952円	23,865円		京都舞鶴	946円	22,857円
	舞鶴西	447円	34,166円		舞鶴西	438円	31,335円
	綾部	885円	34,446円		綾部	1,002円	30,007円
	宇治2	1,962円	32,738円		宇治2	2,088円	21,331円
	京都新田	1,923円	13,130円		京都新田	2,373円	12,593円
	宮津	311円	21,005円		宮津	269円	19,387円
	亀岡	1,485円	18,205円		亀岡	1,571円	16,647円
	城陽	1,770円	44,711円		城陽	1,866円	42,980円
	京都西山	5,849円	11,636円		京都西山	5,589円	11,041円
	長岡京	2,946円	20,078円		長岡京	3,292円	22,149円
	京都八幡	948円	8,593円		京都八幡	887円	37,973円
	山城田辺	1,347円	24,194円		山城田辺	1,398円	22,846円
	精華2	1,072円	23,787円		精華2	1,113円	50,388円
	園部	921円	29,146円		園部	980円	25,676円
	岩滝	281円	32,357円		岩滝	291円	31,939円
	加悦谷	123円	13,200円		加悦谷	127円	51,509円
	峰山	180円	20,813円		峰山	174円	15,659円
	丹後大宮	107円	50,426円		丹後大宮	118円	162,100円
	網野	162円	34,796円		網野	179円	32,244円
	鞍馬	1,053円	17,002円		鞍馬	1,103円	109,792円
	木幡	1,562円	13,733円		木幡	1,717円	11,681円
	山城木津	1,161円	11,746円		山城木津	1,254円	11,383円
	福知山上川口	325円	60,058円		福知山上川口	371円	60,819円
	宮前	229円	45,595円		宮前	256円	41,585円
	井手	535円	22,838円		井手	551円	32,898円
	山城町	427円	16,980円		山城町	460円	15,385円
	山城加茂	638円	37,689円		山城加茂	666円	34,942円
	京都八木	983円	36,770円		京都八木	747円	41,891円
	丹波町	215円	15,792円		丹波町	244円	13,760円
	京都弥栄	386円	136,876円		京都弥栄	426円	130,645円
	京都吉田別館	6,155円	22,002円		京都吉田別館	6,954円	19,891円
	山城大原	148円	12,497円		山城大原	176円	16,856円
	祇園別館	4,961円	10,464円		祇園別館	5,773円	16,713円
	八田	97円	21,032円		八田	113円	105,729円
	三和	168円	27,697円		三和	206円	25,171円
	朱雀・桂2	4,825円	58,821円		朱雀・桂2	5,230円	31,630円
	何北	67円	30,062円		何北	95円	33,055円
	天ノ橋立	256円	26,009円		天ノ橋立	283円	23,881円
	和束	91円	26,693円		和束	96円	31,656円
	京北	444円	21,564円		京北	503円	19,942円
	京都美山	376円	12,008円		京都美山	421円	13,241円
	京都下山	214円	7,519円		京都下山	287円	12,746円
	京都日吉	291円	16,691円		京都日吉	323円	9,652円
	瑞穂	164円	26,970円		瑞穂	201円	25,160円
	和知	231円	70,479円		和知	281円	58,879円
	夜久野	86円	55,235円		夜久野	101円	50,983円
	丹後木津	450円	13,847円		丹後木津	498円	47,051円
	丹後町	325円	12,618円		丹後町	411円	13,334円
	神野	275円	52,696円		神野	335円	48,432円
	久美浜	518円	88,630円		久美浜	589円	84,708円
	舞鶴八雲2	107円	135,874円		舞鶴八雲2	95円	123,501円
	宇治田原	383円	29,611円		宇治田原	403円	26,408円
	舞鶴岡田	151円	121,323円		舞鶴岡田	174円	111,480円
	京都大江	368円	22,525円		京都大江	383円	14,978円
	平野	194円	55,977円		平野	229円	54,934円
	伊根	109円	145,126円		伊根	151円	139,953円
	中上林	163円	28,877円		中上林	221円	30,345円
	大河内	138円	8,652円		大河内	173円	8,094円
大阪府	都島	2,981円	55,718円	大阪府	都島	3,933円	52,310円
	此花	2,245円	25,372円		此花	2,555円	24,227円
	大阪新町新	5,491円	27,066円		大阪新町新	6,578円	23,527円
	西	3,350円	21,286円		西	3,868円	20,732円
	大阪港	2,377円	29,379円		大阪港	2,435円	31,429円
	大阪大正別館	1,843円	33,856円		大阪大正別館	2,139円	53,379円
	天王寺	2,962円	20,644円		天王寺	3,467円	18,824円
	大阪桜川	1,586円	19,798円		大阪桜川	1,745円	19,330円
	日本橋北館	5,323円	40,606円		日本橋北館	6,696円	34,988円
	西淀川	1,677円	29,728円		西淀川	2,128円	37,953円
	東淀川	3,656円	27,206円		東淀川	4,268円	52,080円
	東成	4,195円	13,862円		東成	5,048円	68,485円
	生野	1,638円	22,513円		生野	1,860円	21,155円
	巽	1,835円	21,051円		巽	2,080円	29,304円
	大阪旭	2,979円	52,998円				

天下茶屋	2,316円	16,152円
大阪淀川3	2,111円	39,508円
大阪三国	2,572円	34,436円
大阪鶴見	5,328円	13,676円
住之江	2,963円	18,008円
南港	1,584円	14,747円
大阪平野	2,969円	16,111円
北平野	1,862円	10,948円
大阪北	7,039円	24,649円
北	4,056円	18,609円
堀川	6,527円	17,548円
豊崎	8,797円	29,402円
高津	3,900円	32,830円
大阪東	3,405円	37,734円
大阪中央ビル	8,031円	26,858円
堺	2,209円	30,592円
大阪石津	1,965円	27,248円
金岡	3,043円	10,674円
鳳	2,016円	25,483円
浜寺	2,090円	17,185円
登美丘	5,741円	24,884円
泉北	1,645円	17,232円
深井	1,587円	40,608円
初芝	2,044円	11,499円
南大阪2	1,316円	26,001円
東岸和田	723円	24,304円
山直	851円	5,245円
豊中	4,209円	16,213円
服部	4,055円	17,063円
庄内	3,439円	17,790円
池田石橋	2,927円	48,603円
池田別館	3,717円	15,099円
西吹田	2,972円	22,515円
吹田	2,208円	13,824円
千里	2,917円	25,623円
万国博	2,844円	25,858円
泉大津	1,598円	15,646円
高槻	2,743円	24,442円
南高槻	2,120円	35,360円
茨木富田	1,297円	22,396円
安岡寺	2,000円	43,870円
上牧	1,845円	13,166円
水間	391円	16,104円
大阪守口	2,001円	28,424円
枚方	2,735円	32,511円
牧野	3,724円	19,276円
中宮	1,780円	34,022円
香里丘	1,603円	16,402円
津田	1,931円	19,688円
香里	4,283円	18,327円
茨木	2,585円	52,848円
星見	2,745円	21,398円
郡	2,284円	11,142円
平田	2,154円	14,972円
八尾	2,521円	14,400円
志紀	2,063円	10,574円
千塚	1,324円	13,518円
泉佐野	911円	20,504円
大阪田尻	524円	26,151円
日根野2	607円	14,434円
富田林	758円	17,414円
金剛	3,491円	24,848円
佐備	1,152円	8,823円
寝屋川	1,399円	16,406円
池田	2,358円	30,202円
河内長野	1,856円	41,381円
三日市町	683円	7,835円
大阪松原	2,901円	23,344円
大阪大東	2,934円	42,563円
大阪和泉	1,353円	29,376円
三林	779円	6,275円
箕面	4,176円	23,985円
白島	2,198円	68,748円
柏原	458円	23,103円
柏原国分	1,325円	31,545円
羽曳野	1,217円	12,377円
門真	2,434円	20,277円
大和田	1,495円	29,142円
摂津	2,003円	63,364円
淀川鳥飼	1,905円	57,746円
高砂	722円	10,120円
藤井寺	1,543円	44,889円
東大阪	2,667円	13,253円
北布施	2,412円	21,551円
大阪河内	2,092円	27,994円
枚岡	2,127円	21,267円
鴻池	1,728円	17,749円
泉南	760円	14,753円
四条畷	2,473円	15,678円
交野	1,925円	56,597円
大阪狭山	1,898円	12,601円
大阪尾崎	669円	12,639円
山崎	1,087円	10,767円
熊取	754円	12,237円
大阪岬	334円	9,699円
太子別館	366円	70,560円
美原	1,002円	20,524円
土佐堀	9,350円	32,191円
北浜R.T	9,084円	6,461円
島之内南	5,530円	43,437円

天下茶屋	2,687円	14,719円
大阪淀川3	2,507円	50,454円
大阪三国	3,002円	29,579円
大阪鶴見	6,089円	11,966円
住之江	3,716円	16,816円
南港	1,772円	15,099円
大阪平野	3,194円	30,201円
北平野	2,187円	16,959円
大阪北	8,902円	30,709円
北	5,076円	16,927円
堀川	7,946円	24,899円
豊崎	10,668円	31,347円
高津	4,308円	33,954円
大阪東	4,227円	27,263円
大阪中央ビル	11,175円	22,928円
堺	2,475円	30,016円
大阪石津	2,086円	23,887円
金岡	3,346円	9,673円
鳳	2,279円	22,254円
浜寺	2,187円	15,745円
登美丘	6,131円	23,472円
泉北	1,832円	15,792円
深井	1,802円	36,851円
初芝	2,257円	12,292円
南大阪2	1,364円	23,811円
東岸和田	1,289円	25,005円
山直	957円	5,858円
豊中	4,517円	15,668円
服部	4,879円	15,749円
庄内	3,940円	16,035円
池田石橋	3,028円	45,317円
池田別館	3,924円	14,003円
西吹田	3,348円	21,382円
吹田	2,540円	13,498円
千里	3,248円	23,532円
万国博	2,974円	24,923円
泉大津	1,709円	27,251円
高槻	3,205円	31,215円
南高槻	2,333円	31,773円
茨木富田	1,412円	28,357円
安岡寺	2,366円	39,615円
上牧	2,078円	12,518円
水間	438円	15,253円
大阪守口	2,297円	25,511円
枚方	2,967円	24,568円
牧野	3,790円	12,365円
中宮	1,992円	32,663円
香里丘	1,610円	15,082円
津田	2,110円	84,491円
香里	4,137円	17,092円
茨木	3,021円	49,456円
星見	3,097円	42,277円
郡	2,435円	9,415円
平田	2,432円	16,721円
八尾	2,522円	14,327円
志紀	2,143円	10,172円
千塚	1,443円	12,565円
泉佐野	954円	18,206円
大阪田尻	539円	24,861円
日根野2	633円	13,671円
富田林	781円	14,650円
金剛	3,706円	23,133円
佐備	1,646円	6,986円
寝屋川	1,570円	15,414円
池田	2,767円	28,926円
河内長野	2,197円	38,206円
三日市町	1,066円	7,562円
大阪松原	2,891円	20,796円
大阪大東	3,202円	38,896円
大阪和泉	1,412円	25,959円
三林	823円	5,624円
箕面	4,402円	22,254円
白島	2,334円	64,882円
柏原	489円	20,712円
柏原国分	1,414円	73,141円
羽曳野	1,362円	10,727円
門真	2,956円	18,528円
大和田	1,569円	26,254円
摂津	2,241円	59,793円
淀川鳥飼	2,054円	54,729円
高砂	799円	67,239円
藤井寺	1,716円	41,702円
東大阪	2,664円	50,317円
北布施	2,458円	19,649円
大阪河内	2,263円	26,020円
枚岡	2,525円	18,701円
鴻池	1,994円	16,675円
泉南	771円	34,179円
四条畷	3,326円	15,108円
交野	2,380円	53,224円
大阪狭山	1,961円	11,054円
大阪尾崎	693円	11,430円
山崎	1,144円	37,076円
熊取	793円	17,609円
大阪岬	422円	7,503円
太子別館	503円	31,593円
美原	1,193円	10,547円
土佐堀	11,787円	29,126円
北浜R.T	10,499円	5,576円
島之内南	6,978円	44,287円

西面	1,417円	10,349円
大岩	365円	25,233円
寝屋川高宮	2,412円	14,630円
大阪内田	604円	7,925円
箱作	280円	17,108円
豊中吉川	1,360円	13,302円
河南	162円	51,291円
内畠	159円	26,538円
大阪横山	163円	18,376円
多奈川	88円	22,392円
赤阪	242円	41,731円
茨木 2	2,585円	36,126円
茨木 3	2,585円	18,610円
田尻別館	530円	12,773円
東能勢	345円	43,504円
野間中	171円	14,547円
能勢	197円	142,016円
淡輪	190円	15,558円
日本橋	5,323円	200,437円

兵庫県

西面	1,791円	9,698円
大岩	388円	24,638円
寝屋川高宮	2,935円	15,469円
大阪内田	605円	7,346円
箱作	317円	16,167円
豊中吉川	1,490円	11,959円
河南	172円	51,275円
内畠	173円	24,456円
大阪横山	188円	17,219円
多奈川	140円	19,842円
赤阪	268円	38,946円
茨木 2	3,021円	33,667円
茨木 3	3,021円	12,722円
田尻別館	539円	12,079円
東能勢	377円	38,269円
野間中	201円	12,831円
能勢	227円	65,707円
淡輪	272円	28,202円
日本橋	6,696円	184,189円

兵庫県

兵庫御影	5,967円	36,275円
御影営業所	5,967円	17,588円
東灘	3,423円	28,131円
灘 2	4,740円	17,117円
湊川	2,616円	26,680円
兵庫	2,084円	25,929円
神戸西	2,039円	52,176円
須磨	3,164円	22,810円
妙法寺	2,498円	38,662円
名谷	1,902円	17,305円
舞子	1,593円	14,969円
福田	1,834円	19,317円
塩屋	1,829円	18,288円
鈴蘭台	1,077円	16,619円
有馬	1,243円	15,125円
有馬温泉	863円	14,581円
山田 2	693円	29,903円
北神別館	805円	33,043円
神戸港	5,542円	41,150円
葺合	3,213円	27,668円
港島	2,158円	19,754円
兵庫三宮	9,618円	39,701円
神戸中電	3,596円	22,871円
岩岡	1,543円	4,806円
神出	121円	31,082円
栌谷	126円	29,830円
押部谷	144円	10,510円
伊川谷	1,349円	34,906円
姫路	1,087円	42,170円
姫路西	1,432円	22,263円
飾磨	788円	12,200円
広畑	674円	11,381円
網干	735円	18,499円
姫路白浜	953円	12,750円
御着	591円	8,004円
飾西	800円	24,414円
太市	451円	14,651円
兵庫姫路	1,138円	19,204円
尼崎	2,355円	34,481円
尼崎西	2,101円	34,707円
尼崎東	2,422円	36,856円
尼崎北	3,495円	36,727円
武庫之荘	3,540円	20,007円
明石 2	2,326円	25,150円
大久保	2,002円	19,788円
二見	1,297円	32,086円
明石西	1,508円	37,222円
江井ヶ島	1,157円	36,920円
西宮	3,868円	19,190円
瓦木	4,281円	17,306円
甲子園	4,380円	9,416円
仁川	5,495円	66,590円
夙川	3,025円	25,172円
瓦木南別館	3,259円	20,047円
洲本	506円	28,702円
芦屋別館	4,828円	9,606円
伊丹	2,891円	14,819円
兵庫相生	341円	27,902円
豊岡	566円	29,283円
別府	1,013円	40,001円
加古川 1	1,602円	9,999円
竜野	501円	33,012円
赤穂	502円	25,582円
西脇別館	484円	11,343円
宝塚	2,179円	16,875円
宝塚別館	2,075円	55,149円
三木	529円	10,378円
兵庫高砂	614円	13,445円
兵庫川西	2,188円	23,571円
兵庫小野	727円	16,960円
兵庫三田	761円	33,650円
加西	725円	13,959円
社	595円	18,642円
播磨八千代	64円	7,726円
福崎	855円	20,158円
播磨山崎	737円	9,139円
日高	103円	21,142円
出石	158円	31,624円
浜坂	150円	17,704円
八鹿	265円	56,932円
和田山	430円	20,903円

西面	1,791円	9,698円
大岩	388円	24,638円
寝屋川高宮	2,935円	15,469円
大阪内田	605円	7,346円
箱作	317円	16,167円
豊中吉川	1,490円	11,959円
河南	172円	51,275円
内畠	173円	24,456円
大阪横山	188円	17,219円
多奈川	140円	19,842円
赤阪	268円	38,946円
茨木 2	3,021円	33,667円
茨木 3	3,021円	12,722円
田尻別館	539円	12,079円
東能勢	377円	38,269円
野間中	201円	12,831円
能勢	227円	65,707円
淡輪	272円	28,202円
日本橋	6,696円	184,189円

丹波柏原	136円	20,769円
水上別館	159円	33,840円
春日	135円	14,839円
兵庫津名	237円	13,684円
緑	228円	27,983円
淡路三原	124円	16,598円
西神中央	128円	6,964円
名塩	674円	16,363円
宝塚山本	2,474円	68,531円
清和台	803円	20,570円
猪名川	194円	31,539円
六甲山	159円	34,353円
仁豊野	118円	17,319円
播磨山田	115円	41,340円
谷内	144円	39,382円
林田	335円	54,004円
淡路由良	190円	19,587円
安乎	266円	13,784円
若狭野	111円	25,276円
矢野	101円	18,514円
津居山	87円	21,404円
志方	123円	31,710円
平莊	96円	5,799円
宝殿	1,996円	8,376円
国包	58円	94,943円
神岡	224円	13,630円
揖西	139円	14,395円
西構	123円	55,324円
坂越	167円	59,925円
有年	161円	41,785円
宝塚西谷	103円	26,749円
口吉川	97円	10,242円
緑ヶ丘	1,624円	14,752円
大塩	698円	19,847円
曾根	995円	49,967円
兵庫山下	1,244円	17,236円
多田	1,058円	15,709円
青野ヶ原	83円	10,321円
小田	63円	7,538円
広野	336円	47,801円
相野	97円	75,264円
高平	83円	5,679円
北条賀茂	73円	23,316円
姫路下里	66円	41,288円
在田	260円	11,925円
和泉	78円	25,269円
富合	76円	66,497円
中野	284円	8,040円
滝野	683円	24,196円
稻美	133円	27,140円
母里	33円	6,683円
兵庫市川	393円	19,066円
香寺	752円	112,271円
揖保川	683円	42,160円
太子	777円	9,240円
上郡	194円	39,150円
佐用	505円	28,779円
村岡	186円	27,752円
兵庫養父	115円	132,347円
朝来	329円	20,101円
水上	147円	30,518円
山南	84円	14,793円
篠山	335円	9,770円
篠山城東	142円	6,476円
篠山福住	126円	5,249円
兵庫宮田	136円	12,838円
丹南	571円	140,619円
古市	235円	11,736円
今田	171円	9,799円
淡路阿万	83円	25,299円
木津	93円	6,894円
加古川吉川	135円	46,575円
吉川西	177円	7,727円
兵庫鶴川	77円	15,374円
上久米	68円	22,707円
兵庫東条	80円	11,755円
中東条	83円	11,479円
中町	202円	39,727円
加美	59円	62,966円
杉原谷	43円	67,966円
黒田庄	59円	33,751円
家島	137円	9,178円
家島坊勢	128円	16,346円
夢前	113円	32,984円
菅野	133円	11,139円
粟賀	336円	37,470円
瀬加	224円	17,559円
鶴居	266円	22,937円
寺前	70円	15,466円
播磨新宮	570円	11,161円
香島	83円	49,642円
播磨御津	1,107円	8,530円
船坂	49円	9,475円
上月	62円	15,399円
久崎	58円	13,550円
徳久	62円	10,869円
三日月	131円	7,674円
安富	125円	15,086円
播磨一宮	76円	56,195円
三方	60円	13,139円

丹波柏原	172円	20,946円
水上別館	165円	31,902円
春日	144円	13,855円
兵庫津名	258円	35,899円
緑	255円	16,948円
淡路三原	144円	14,475円
西神中央	150円	31,971円
名塩	827円	16,166円
宝塚山本	2,593円	44,391円
清和台	1,045円	19,125円
猪名川	217円	27,550円
六甲山	166円	31,039円
仁豊野	134円	15,602円
播磨山田	129円	37,263円
谷内	161円	35,518円
林田	354円	48,956円
淡路由良	227円	17,940円
安乎	320円	14,817円
若狭野	119円	23,484円
矢野	121円	16,821円
津居山	113円	62,067円
志方	131円	29,084円
平莊	106円	5,000円
宝殿	2,155円	7,816円
国包	62円	89,620円
神岡	275円	11,346円
揖西	168円	12,911円
西構	129円	50,887円
坂越	182円	54,646円
有年	191円	27,963円
宝塚西谷	122円	16,931円
口吉川	109円	9,429円
緑ヶ丘	1,508円	14,323円
大塩	622円	16,794円
曾根	846円	48,439円
兵庫山下	1,300円	17,289円
多田	1,152円	45,379円
青野ヶ原	91円	14,255円
小田	67円	14,230円
広野	339円	51,248円
相野	117円	68,479円
高平	96円	5,938円
北条賀茂	80円	21,550円
姫路下里	69円	33,720円
在田	282円	10,923円
和泉	87円	22,837円
富合	82円	62,223円
中野	315円	9,669円
滝野	647円	20,946円
稻美	137円	30,618円
母里	40円	12,139円
兵庫市川	493円	21,040円
香寺	791円	98,867円
揖保川	730円	38,786円
太子	831円	8,132円
上郡	199円	32,334円
佐用	572円	31,421円
村岡	255円	25,754円
兵庫養父	125円	125,325円
朝来	405円	18,598円
水上	165円	25,428円
山南	93円	18,745円
篠山	347円	9,408円
篠山城東	161円	14,287円
篠山福住	142円	4,979円
兵庫宮田	153円	11,866円
丹南	469円	131,520円
古市	257円	18,736円
今田	186円	9,280円
淡路阿万	89円	23,187円
木津	105円	6,736円
加古川吉川	139円	51,625円
吉川西	184円	10,876円
兵庫鶴川	113円	14,072円
上久米	72円	20,636円
兵庫東条	92円	10,831円
中東条	94円	10,404円
中町	221円	37,196円
加美	62円	69,404円
杉原谷	45円	53,393円
黒田庄	62円	22,240円
家島	194円	11,129円
家島坊勢	166円	18,172円
夢前	126円	38,463円
菅野	149円	13,728円
粟賀	378円	34,967円
瀬加	261円	20,838円
鶴居	371円	20,652円
寺前	93円	10,753円
播磨新宮	569円	10,287円
香島	93円	49,626円
播磨御津	1,203円	8,309円
船坂	62円	8,678円
上月	98円	14,263円
久崎	63円	12,400円
徳久	88円	10,374円
三日月	165円	15,644円
安富	147円	19,305円
播磨一宮	96円	50,785円
三方	70円	11,706円

波賀	50円	11,074円
播磨千種	37円	6,167円
城崎	1,330円	85,624円
竹野	121円	9,529円
香住	127円	18,090円
神鍋	47円	35,900円
栗山	55円	101,923円
但東中山	73円	6,849円
小代	82円	15,114円
湯村	115円	7,877円
大屋	50円	17,928円
閑宮	126円	20,004円
兵庫生野	119円	59,973円
竹田	91円	13,559円
兵庫山東	89円	59,121円
青垣	74円	65,076円
東中	70円	55,669円
西脇和田	58円	45,578円
市島	95円	68,935円
中竹田	62円	8,662円
生穂	97円	12,569円
淡路岩屋	287円	30,077円
北淡	206円	78,886円
淡路室津	97円	41,609円
淡路一宮	141円	11,713円
江井	66円	126,418円
五色	104円	10,684円
鮎原	106円	22,430円
洲本鳥飼	70円	10,197円
淡路東浦	400円	10,351円
西淡	377円	112,750円
西淡阿那賀	170円	29,199円
南淡	165円	8,135円
沼島	91円	48,271円

奈良県	奈良 2	3,343円	50,837円
	西奈良	2,632円	22,896円
	大宮	1,812円	25,500円
	大中	991円	12,481円
	大和郡山	1,220円	29,732円
	昭和 2	688円	12,458円
	天理	764円	52,726円
	二階堂	456円	31,870円
	櫟本 2	721円	16,481円
	大和檍原 2	1,368円	14,796円
	畠傍	5,523円	13,883円
	奈良桜井 2	733円	20,878円
	五條	267円	24,656円
	御所	616円	19,663円
	奈良名柄	264円	18,161円
	生駒	2,414円	23,780円
	高山第一	1,099円	30,261円
	香芝	1,169円	26,782円
	斑鳩	836円	6,034円
	田原本	936円	15,276円
	大和榛原	375円	18,541円
	高取別館	385円	28,063円
	大和新庄	816円	19,020円
	王寺	1,072円	21,369円
	広陵	575円	17,433円
	奈良吉野	231円	25,538円
	奈良下市別館	430円	17,899円
	十津川	65円	12,619円
	上北山	85円	17,904円
	平城	1,177円	29,858円
	大和高田	587円	24,400円
	南生駒 2	969円	8,148円
	平群	945円	8,122円
	馬見	961円	5,579円
	天理中山	365円	14,462円
	川西	219円	12,115円
	明日香	691円	14,236円
	奈良当麻 2	813円	12,750円
	大安寺別館	1,601円	24,584円
	大宇陀	299円	23,492円
	初瀬	359円	27,976円
	葛	85円	13,224円
	菟田野	134円	25,295円
	御杖	169円	29,515円
	大柳生	83円	26,074円
	都祁	162円	18,333円
	室生	177円	12,986円
	東吉野	291円	7,605円
	西吉野	291円	7,962円
	川上柏木	114円	12,298円

和歌山県	和歌山 3	937円	27,223円
	和歌山東	964円	18,088円
	和歌浦別館	1,259円	67,049円
	狐島別館	777円	12,123円
	海南	454円	28,381円
	和歌山橋本	461円	18,616円
	箕島	599円	17,849円
	御坊	550円	23,776円
	田辺	876円	39,015円
	和歌山新宮	523円	24,556円
	岩出	389円	28,703円
	かつらぎ	144円	73,882円
	湯浅	220円	29,791円
	和歌山南部	226円	16,671円
	和歌山白浜	350円	21,037円
	串本	153円	27,004円

波賀	62円	10,509円
播磨千種	44円	12,610円
城崎	1,497円	80,343円
竹野	131円	12,459円
香住	156円	17,110円
神鍋	50円	33,277円
栗山	60円	97,435円
但東中山	107円	8,496円
小代	113円	14,292円
湯村	130円	7,377円
大屋	57円	14,471円
閑宮	168円	12,393円
兵庫生野	129円	54,977円
竹田	109円	12,228円
兵庫山東	104円	54,467円
青垣	85円	64,968円
東中	77円	52,677円
西脇和田	64円	50,079円
市島	106円	63,718円
中竹田	69円	14,497円
生穂	112円	11,485円
淡路岩屋	324円	17,246円
北淡	223円	40,415円
淡路室津	111円	37,776円
淡路一宮	164円	13,694円
江井	76円	111,007円
五色	131円	10,075円
鮎原	126円	13,063円
洲本鳥飼	81円	8,520円
淡路東浦	434円	9,634円
西淡	498円	107,762円
西淡阿那賀	235円	26,851円
南淡	178円	7,579円
沼島	139円	43,907円

奈良県	奈良 2	3,863円	47,346円
	西奈良	2,674円	26,853円
	大宮	2,016円	38,515円
	大中	1,136円	11,071円
	大和郡山	1,445円	26,715円
	昭和 2	704円	11,465円
	天理	791円	67,221円
	二階堂	435円	35,009円
	櫟本 2	602円	17,205円
	大和檍原 2	1,404円	13,064円
	畠傍	5,699円	12,711円
	奈良桜井 2	704円	19,353円
	五條	291円	18,574円
	御所	672円	18,237円
	奈良名柄	296円	16,381円
	生駒	2,377円	21,977円
	高山第一	1,585円	26,760円
	香芝	1,184円	25,219円
	斑鳩	847円	5,772円
	田原本	988円	12,361円
	大和榛原	399円	16,209円
	高取別館	416円	24,741円
	大和新庄	440円	22,291円
	王寺	1,079円	45,062円
	広陵	606円	16,184円
	奈良吉野	242円	22,954円
	奈良下市別館	721円	15,287円
	十津川	88円	11,932円
	上北山	107円	17,666円
	平城	1,252円	27,875円
	大和高田	607円	21,674円
	南生駒 2	1,089円	8,992円
	平群	972円	9,115円
	馬見	1,033円	48,632円
	天理中山	412円	13,420円
	川西	225円	11,188円
	明日香	741円	15,138円
	奈良当麻 2	844円	46,631円
	大安寺別館	816円	32,131円
	大宇陀	334円	21,817円
	初瀬	292円	18,311円
	葛	93円	11,875円
	菟田野	154円	14,388円
	御杖	218円	18,115円
	大柳生	90円	19,874円
	都祁	178円	13,744円
	室生	202円	9,184円
	東吉野	377円	7,106

京橋別館2	1,122円	28,565円
和歌山山東	125円	15,789円
安原	177円	26,953円
紀伊	594円	15,900円
阪井	425円	28,611円
紀見	483円	7,266円
打田	181円	17,979円
粉河	340円	11,782円
桃山	154円	41,650円
貴志川	6円	113,312円
高野口	339円	13,017円
太地	113円	36,457円
和佐	162円	24,534円
三輪崎	430円	18,146円
下津	429円	18,721円
野上	455円	22,141円
那賀	284円	16,512円
九度山	258円	40,250円
和歌山吉備	601円	23,203円
上富田	175円	19,556円
那智勝浦	299円	40,952円
和歌山加太	323円	23,588円
糸我	297円	20,759円
名田	489円	28,896円
美里	425円	14,518円
金屋	762円	17,085円
印南	758円	17,683円
田辺下里	333円	28,398円
宇久井	190円	48,273円
本宮	322円	23,915円
和歌山由良	150円	30,188円
日置川	187円	24,039円
富貴	184円	35,548円
和歌山清水	498円	19,131円
和歌山日高	567円	24,788円
南部川	558円	29,665円
すさみ	339円	15,052円
古座	275円	23,737円
中辺路	436円	15,007円
切目	342円	27,232円
田辺富田	852円	28,239円
五西月	408円	25,976円
比井	243円	19,709円
江住	488円	13,596円
和深	80円	22,810円

鳥取県

京橋別館2	1,180円	25,756円
和歌山山東	143円	13,947円
安原	191円	25,470円
紀伊	410円	13,588円
阪井	462円	18,906円
紀見	716円	8,930円
打田	138円	16,476円
粉河	382円	9,303円
桃山	173円	37,636円
貴志川	32円	107,739円
高野口	387円	14,988円
太地	279円	33,105円
和佐	177円	22,357円
三輪崎	392円	18,195円
下津	533円	16,686円
野上	515円	19,772円
那賀	333円	14,103円
九度山	315円	36,327円
和歌山吉備	638円	21,228円
上富田	201円	17,839円
那智勝浦	368円	38,088円
和歌山加太	382円	24,806円
糸我	322円	26,027円
名田	606円	29,760円
美里	507円	16,145円
金屋	585円	16,157円
印南	889円	16,077円
田辺下里	402円	31,453円
宇久井	231円	51,708円
本宮	360円	25,399円
和歌山由良	181円	27,219円
日置川	221円	21,658円
富貴	260円	75,761円
和歌山清水	666円	18,353円
和歌山日高	635円	29,861円
南部川	640円	26,736円
すさみ	371円	13,645円
古座	341円	22,152円
中辺路	470円	14,774円
切目	394円	24,025円
田辺富田	897円	25,485円
五西月	498円	22,635円
比井	297円	20,988円
江住	650円	16,580円
和深	109円	24,529円

鳥取県

鳥取寺町2	733円	30,249円
鳥取賀露	614円	20,434円
鳥取叶	132円	32,148円
米子3	346円	17,385円
米子巖	346円	12,459円
米子河崎	191円	24,214円
倉吉	394円	20,109円
倉吉上井	759円	19,655円
境港	162円	8,102円
郡家	215円	20,522円
三朝	421円	42,776円
岸本	602円	13,950円
根雨	161円	48,383円
末恒	416円	136,186円
米子大篠津	62円	39,851円
米子福市	253円	27,093円
倉吉福光	64円	18,694円
境港余子	104円	100,896円
岩美	137円	12,149円
浜村	73円	16,787円
青谷	116円	18,323円
羽合	144円	14,960円
倉吉泊	104円	16,583円
倉吉松崎	142円	18,476円
倉吉北条	108円	15,370円
東伯	104円	19,222円
西伯	472円	13,873円
淀江	147円	86,678円
用瀬	74円	12,827円
智頭	150円	25,760円
鳥取鹿野	100円	11,881円
会見	247円	20,519円
米子大山	152円	122,431円
大山寺	217円	24,023円
溝口	295円	14,723円
河原	78円	124,383円
由良	98円	12,721円
東伯赤崎	110円	12,287円
御来屋	228円	19,106円
若桜	61円	15,667円
生山	313円	22,964円
八東	241円	149,794円
関金	42円	24,020円
倉吉下市	289円	131,456円
江尾	292円	13,501円
上石見	114円	13,717円

島根県

鳥取寺町2	742円	27,276円
鳥取賀露	647円	36,886円
鳥取叶	145円	28,743円
米子3	352円	16,421円
米子巖	372円	10,574円
米子河崎	213円	22,444円
倉吉	491円	18,453円
倉吉上井	949円	17,797円
境港	192円	7,803円
郡家	233円	18,918円
三朝	489円	37,938円
岸本	659円	11,573円
根雨	254円	47,531円
末恒	491円	128,689円
米子大篠津	66円	35,883円
米子福市	278円	31,243円
倉吉福光	68円	24,171円
境港余子	106円	53,586円
岩美	144円	20,308円
浜村	77円	14,537円
青谷	131円	15,439円
羽合	146円	12,701円
倉吉泊	153円	14,659円
倉吉松崎	165円	15,710円
倉吉北条	115円	13,120円
東伯	120円	17,844円
西伯	514円	11,964円
淀江	169円	80,309円
用瀬	107円	11,148円
智頭	160円	23,297円
鳥取鹿野	123円	140,250円
会見	282円	13,694円
米子大山	191円	53,465円
大山寺	357円	23,142円
溝口	371円	12,666円
河原	87円	53,074円
由良	105円	11,153円
東伯赤崎	127円	10,484円
御来屋	285円	17,171円
若桜	75円	14,581円
生山	406円	19,963円
八東	284円	142,129円
関金	47円	17,398円
倉吉下市	326円	61,082円
江尾	375円	11,044円
上石見	168円	12,440円

島根県

松江	419円	48,191円
松江古江	894円	52,091円
島根浜田	363円	11,164円
出雲	575円	27,370円
益田	214円	20,205円
石見大田	150円	16,423円
安来	484円	22,695円
江津	204円	24,758円
出雲平田	392円	52,634円

木次	291円	12,718円
斐川	676円	65,718円
大社	296円	37,378円
川本 2	116円	65,576円
西郷	603円	22,871円
松江八雲	621円	29,239円
多伎	264円	128,494円
温泉津	354円	113,076円
粕淵	66円	29,795円
都賀	33円	33,707円
川本瑞穂	48円	19,705円
石見	55円	150,565円
桜江	142円	19,292円
金城	81円	13,063円
石見旭	117円	23,411円
匹見	73円	12,243円
津和野	502円	24,717円
海士	98円	24,527円
西ノ島	91円	36,176円
浜田西	296円	17,296円
益田横田	443円	172,332円
益田西	236円	17,094円
益田東	436円	93,900円
安来荒島	346円	120,974円
江津西	323円	11,253円
恵曇	583円	37,164円
美保関	338円	150,927円
揖屋	492円	15,065円
松江玉造	533円	18,092円
宍道	314円	142,463円
島根広瀬	227円	136,640円
伯太	346円	20,791円
仁多	226円	167,121円
出雲横田	151円	110,599円
木次加茂	181円	155,978円
三刀屋	242円	19,571円
仁万	191円	140,986円
浜田三隅	388円	30,650円
六日市	107円	16,682円
津和野七日市	105円	14,614円
西郷布施	192円	276,886円
西郷五箇	234円	153,165円
都万	308円	133,169円
掛合	286円	15,998円
松江本庄	218円	13,696円
秋鹿	126円	11,064円
神西	303円	11,695円
出雲稗原	264円	11,683円
大根島	287円	14,150円
頓原	194円	15,789円
赤来	251円	10,515円
松江馬潟	633円	46,945円
浜田東	296円	17,941円
出雲長浜	302円	124,869円
石見大田三瓶	62円	19,022円
木次大東	304円	122,366円
江津東	87円	145,888円
平田河下	161円	17,166円
松江加賀	118円	17,254円

岡山県

木次	315円	12,185円
斐川	693円	36,381円
大社	302円	30,324円
川本 2	138円	59,522円
西郷	628円	20,475円
松江八雲	675円	26,415円
多伎	313円	56,020円
温泉津	384円	105,552円
粕淵	78円	39,280円
都賀	43円	30,525円
川本瑞穂	68円	23,783円
石見	73円	141,789円
桜江	164円	14,358円
金城	100円	11,827円
石見旭	145円	21,263円
匹見	68円	19,391円
津和野	539円	22,719円
海士	109円	29,628円
西ノ島	98円	29,986円
浜田西	344円	15,119円
益田横田	528円	160,273円
益田西	267円	12,030円
益田東	525円	86,658円
安来荒島	387円	114,706円
江津西	363円	10,210円
恵曇	648円	33,467円
美保関	377円	142,053円
揖屋	562円	12,623円
松江玉造	572円	15,053円
宍道	351円	133,913円
島根広瀬	247円	130,727円
伯太	403円	18,569円
仁多	261円	152,550円
出雲横田	184円	102,325円
木次加茂	217円	147,211円
三刀屋	263円	17,363円
仁万	208円	132,442円
浜田三隅	400円	26,883円
六日市	124円	12,548円
津和野七日市	140円	13,222円
西郷布施	213円	138,897円
西郷五箇	284円	66,989円
都万	381円	58,138円
掛合	297円	14,919円
松江本庄	238円	12,132円
秋鹿	150円	9,276円
神西	350円	9,970円
出雲稗原	287円	19,343円
大根島	329円	24,004円
頓原	228円	15,355円
赤来	285円	8,776円
松江馬潟	769円	42,743円
浜田東	335円	26,043円
出雲長浜	344円	56,126円
石見大田三瓶	86円	13,564円
木次大東	325円	115,616円
江津東	113円	137,159円
平田河下	192円	22,167円
松江加賀	136円	14,944円

岡山県

美作	275円	20,691円
岡山高島	1,334円	16,054円
甲浦	360円	31,704円
野谷	286円	21,819円
足守	368円	14,381円
備前一宮	710円	82,966円
備中高松	399円	20,578円
西大寺上南	199円	9,513円
児島郷内	476円	27,675円
玉島黒崎	207円	17,802円
玉野西	382円	40,802円
玉野莊内	640円	15,480円
灘崎	776円	13,118円
金光	603円	10,917円
鴨方	490円	12,689円
真備	459円	20,436円
岡山藤田	348円	18,813円
吉備線路2	1,046円	6,347円
上道	550円	11,796円
児島下津井	294円	16,794円
津山山北	754円	8,992円
津山河辺	249円	29,415円
津山一宮	438円	20,153円
玉野山田	625円	13,363円
玉野八浜	378円	17,388円
総社新本	324円	23,687円
福渡御津	701円	16,951円
福渡	794円	7,542円
山陽	472円	77,701円
日生	267円	14,394円
和氣	93円	25,537円
長船	827円	22,250円
玉島船穂	465円	14,164円
里庄	332円	21,423円
矢掛	403円	7,150円
成羽	199円	15,359円
高梁川上	199円	12,465円
ひるぜん	64円	47,564円
勝央	287円	10,252円
亀甲	366円	19,281円
福渡旭	120円	12,982円
津山久米	88円	14,165円
榎	199円	29,477円
井原高屋	305円	15,294円
美星	157円	10,219円
哲西	178円	16,883円
湯原	118円	18,218円
美新	23円	25,751円
津山加茂	317円	14,912円
児島塩生	314円	14,416円
笠岡北	243円	38,380円
総社豪渓	422円	11,370円
美袋	110円	14,722円
高倉	180円	14,026円
備前香登	219円	12,460円
備前三石	131円	26,183円
備前伊里	194円	15,110円
加茂川	105円	11,072円
瀬戸万富	600円	30,374円
岡山瀬戸赤坂	473円	19,465円
熊山	264円	10,365円
周匝	595円	10,099円
吉永	403円	22,189円
備前佐伯	204円	11,496円
芳井	69円	13,674円
賀陽	304円	11,020円
備中	111円	10,773円
大佐	151円	12,648円
英田	217円	11,178円
福渡弓削	500円	18,091円
岡山原	771円	17,155円
西大寺神崎	188円	20,890円
牛窓	711円	14,600円
北房	90円	24,002円
作東	223円	11,774円
牟佐	353円	11,975円
寄島	547円	15,566円
有漢	130円	11,624円
柵原	324円	20,259円
加茂川井原	65円	19,682円
土橋	112円	17,093円
南笠岡	81円	49,646円
美作勝田	184円	13,887円

広島県

美作	314円	19,203円
岡山高島	1,378円	20,348円
甲浦	411円	26,473円
野谷	315円	20,135円
足守	374円	13,058円
備前一宮	752円	78,908円
備中高松	416円	19,523円
西大寺上南	204円	9,939円
児島郷内	489円	23,068円
玉島黒崎	226円	22,729円
玉野西	412円	20,911円
玉野莊内	689円	21,039円
灘崎	800円	16,750円
金光	647円	11,620円
鴨方	501円	15,617円
真備	472円	18,666円
岡山藤田	387円	14,956円
吉備線路2	1,215円	5,518円
上道	594円	10,957円
児島下津井	357円	15,640円
津山山北	930円	8,477円
津山河辺	312円	27,193円
津山一宮	481円	19,168円
玉野山田	659円	23,476円
玉野八浜	407円	16,583円
総社新本	350円	20,063円
福渡御津	763円	16,473円
福渡	1,048円	56,419円
山陽	491円	33,369円
日生	320円	13,804円
和氣	108円	21,144円
長船	853円	124,461円
玉島船穂	475円	13,638円
里庄	353円	18,701円
矢掛	464円	13,528円
成羽	218円	30,852円
高梁川上	231円	10,889円
ひるぜん	82円	26,860円
勝央	321円	9,762円
亀甲	396円	37,925円
福渡旭	152円	12,152円
津山久米	98円	18,460円
榎	234円	30,651円
井原高屋	336円	132,649円
美星	199円	14,570円
哲西	319円	15,838円
湯原	160円	25,884円
美新	27円	24,843円
津山加茂	381円	14,515円
児島塩生	358円	12,786円
笠岡北	275円	28,467円
総社豪渓	562円	10,804円
美袋	130円	11,500円
高倉	234円	13,062円
備前香登	243円	12,419円
備前三石	143円	34,556円
備前伊里	215円	24,842円
加茂川	111円	18,868円
瀬戸万富	635円	37,577円
岡山瀬戸赤坂	515円	23,804円
熊山	286円	9,734円
周匝	703円	14,060円
吉永	457円	20,154円
備前佐伯	258円	11,693円
芳井	74円	12,704円
賀陽	333円	10,879円
備中	162円	10,093円
大佐	185円	12,729円
英田	261円	11,010円
福渡弓削	559円	15,048円
岡山原	841円	42,697円
西大寺神崎	198円	18,363円
牛窓	750円	9,805円
北房	101円	22,297円
作東	263円	9,663円
牟佐	371円	10,751円
寄島	585円	12,543円
有漢	172円	16,644円
柵原	370円	23,971円
加茂川井原	92円	15,235円
土橋	166円	14,631円
南笠岡	108円	42,696円
美作勝田	237円	22,143円

広島県

広島西	3,641円	19,771円
広島南2	5,211円	29,362円
広島中	6,976円	33,875円
広島大州	2,682円	18,851円
宇品	3,300円	26,230円
広島西蟹屋	2,951円	21,011円
仁保	2,637円	84,380円
広島庚午	4,286円	55,400円
広島三篠	2,183円	7,769円
安古市	2,129円	16,008円
安芸祇園	2,296円	18,396円
可部	1,035円	20,676円
高陽	1,073円	23,477円
海田	2,349円	84,306円
五日市廿日2	2,114円	19,561円
吳東	1,296円	33,705円
吳吉浦	385円	22,594円

吳天応	377円	17,990円
郷原	477円	11,049円
吳2	1,304円	16,788円
竹原	323円	23,688円
尾道	506円	39,341円
尾道高須	281円	80,167円
尾道美ノ郷	204円	23,840円
尾道東	1,307円	11,770円
因島	150円	17,829円
因島中庄	495円	13,205円
因島重井	224円	11,137円
福山	1,038円	18,835円
福山東	915円	30,541円
松永	487円	82,405円
新福山	1,227円	26,902円
福山西	542円	7,847円
福山北	437円	27,813円
福山水呑	465円	15,825円
福山南	642円	8,493円
福山坪生	583円	10,638円
駅家	557円	45,374円
福山加茂	334円	40,656円
福山熊野	205円	19,739円
府中	764円	4,735円
府中本町	419円	47,681円
三次	1,685円	19,006円
三次塩町	124円	10,635円
庄原	445円	58,234円
東広島	1,227円	29,306円
八本松	320円	27,046円
八本松原	120円	10,187円
廿日市	1,821円	5,757円
五日市地御前	746円	20,597円
江田島	261円	20,592円
安芸大野1	423円	16,298円
宮島口	1,355円	20,888円
安芸吉田	388円	5,932円
黒瀬	251円	28,522円
甲山	165円	15,408円
神辺電話交2	303円	24,022円
神辺御領	113円	14,758円
神辺中条	442円	12,335円
新市	386円	9,231円
広島中山	995円	16,239円
広島戸坂	1,286円	15,538円
安古市安2	1,824円	15,010円
八木	801円	16,490円
伴	1,377円	34,164円
坂	1,496円	75,040円
福木	691円	17,711円
戸山	388円	11,674円
高陽狩小川	595円	25,740円
白木井原	333円	31,149円
海田畠賀	721円	13,031円
新矢野	2,046円	9,083円
五日廿日寺田	1,256円	49,788円
五日廿日石内	1,332円	39,905円
吳仁方	530円	18,608円
吳焼山	409円	99,364円
大竹	754円	28,714円
志和	83円	23,416円
三永	164円	17,222円
五日廿日宮内	1,574円	30,286円
安芸熊野	711円	21,519円
安佐	108円	15,858円
吳警固屋	563円	18,854円
竹原忠海	311円	21,771円
三原幸崎	788円	32,573円
三原長谷	104円	16,080円
松永藤江	208円	9,481円
福山芦田	219円	75,382円
大竹玖波	398円	10,094円
高屋	702円	24,353円
音戸	237円	28,980円
音戸先奥	100円	37,838円
倉橋	343円	24,386円
倉橋室尾	388円	16,424円
安芸佐伯	317円	13,724円
安芸佐伯友和	176円	14,695円
能美	549円	20,544円
大柿	197円	29,109円
八千代	624円	10,273円
甲田	589円	9,484円
東広島福富	162円	23,187円
東広島豊栄	257円	11,911円
甲山大和	126円	10,771円
東広島河内	108円	12,805円
河内河戸	149円	5,632円
本郷	399円	21,213円
安芸津	301円	42,141円
安浦	150円	35,551円
吳川尻	333円	11,068円
瀬戸田	218円	20,412円
久井	165円	12,328円
尾道向島	1,319円	6,593円
東城	387円	23,695円
尾道三原2	996円	10,467円
宮島	571円	16,631円
御調	94円	44,897円
安佐久地	531円	13,915円

吳天応	425円	16,884円
郷原	569円	10,959円
吳2	1,342円	15,694円
竹原	345円	23,943円
尾道	541円	40,051円
尾道高須	544円	36,562円
尾道美ノ郷	207円	21,654円
尾道東	1,414円	85,281円
因島	170円	18,891円
因島中庄	508円	12,006円
因島重井	237円	20,661円
福山	1,141円	17,308円
福山東	1,010円	27,461円
松永	522円	48,133円
新福山	1,754円	25,241円
福山西	598円	7,543円
福山北	518円	24,506円
福山水呑	523円	14,654円
福山南	666円	8,054円
福山坪生	612円	9,877円
駅家	575円	34,669円
福山加茂	346円	28,338円
福山熊野	215円	23,821円
府中	975円	37,835円
府中本町	434円	31,594円
三次	1,887円	17,095円
三次塩町	141円	10,338円
庄原	474円	56,248円
東広島	1,294円	26,605円
八本松	327円	74,244円
八本松原	136円	9,933円
廿日市	1,828円	5,399円
五日市地御前	851円	40,779円
江田島	263円	16,413円
安芸大野1	430円	34,498円
宮島口	1,397円	19,835円
安芸吉田	411円	15,081円
黒瀬	305円	25,627円
甲山	171円	14,584円
神辺電話交2	315円	21,104円
神辺御領	114円	10,965円
神辺中条	480円	8,783円
新市	394円	8,529円
広島中山	1,145円	15,219円
広島戸坂	1,328円	13,956円
安古市安2	2,055円	12,451円
八木	877円	15,454円
伴	1,569円	43,351円
坂	1,593円	35,040円
福木	759円	14,578円
戸山	493円	25,482円
高陽狩小川	709円	23,139円
白木井原	357円	28,778円
海田畠賀	762円	13,332円
新矢野	2,223円	7,214円
五日廿日寺田	1,349円	24,042円
五日廿日石内	1,579円	30,923円
吳仁方	553円	131,737円
吳焼山	415円	95,102円
大竹	803円	26,639円
志和	104円	22,746円
三永	193円	15,622円
五日廿日宮内	1,838円	28,567円
安芸熊野	852円	20,116円
安佐	127円	16,369円
吳警固屋	615円	14,024円
竹原忠海	380円	15,709円
三原幸崎	859円	30,000円
三原長谷	111円	15,082円
松永藤江	220円	11,771円
福山芦田	246円	44,560円
大竹玖波	420円	59,783円
高屋	757円	21,573円
音戸	232円	25,598円
音戸先奥	107円	34,488円
倉橋	372円	17,869円
倉橋室尾	399円	10,476円
安芸佐伯	367円	12,738円
安芸佐伯友和	237円	11,282円
能美	584円	19,641円
大柿	221円	27,365円
八千代	817円	9,949円
甲田	606円	9,415円
東広島福富	199円	19,530円
東広島豊栄	277円	11,532円
甲山大和	139円	10,865円
東広島河内	134円	18,545円
河内河戸	203円	6,552円
本郷	396円	19,618円
安芸津	326円	26,883円
安浦	166円	27,056円
吳川尻	367円	10,480円
瀬戸田	255円	15,755円
久井	172円	11,445円
尾道向島	1,452円	6,404円
東城	410円	21,904円
尾道三原2	1,022円	9,923円
宮島	610円	38,232円
御調	108円	39,114円
安佐久地	604円	13,002円

安佐後山	533円	17,898円
可部三入	623円	9,992円
瀬野川	1,001円	14,824円
瀬野	481円	21,230円
竹原莊野	335円	7,743円
鞆	294円	15,553円
松永本郷	255円	22,174円
庄原山内	82円	15,142円
造賀	104円	11,104円
砂谷	70円	27,941円
沖美	464円	13,782円
加計	259円	12,477円
戸河内	410円	14,638円
大朝	290円	18,979円
広島千代田	294円	32,632円
豊平	250円	11,856円
都志見	207円	11,071円
高宮	183円	17,558円
福山内海	357円	66,526円
沼隈	361円	23,555円
沼隅山南	346円	12,294円
吉舎	86円	8,236円
三良坂	190円	7,936円
郷田	194円	10,168円
新向原	940円	60,345円
芸北	176円	14,934円
比和	150円	18,010円
木江白水	506円	23,087円
広島似島	183円	11,759円
三原木原	297円	13,831円
浦崎	298円	56,058円
坂小屋浦	723円	13,788円
下蒲刈	296円	21,569円
湯来	76円	24,959円
木江大崎	390円	15,659円
木江	296円	7,158円
東城三和	211円	54,496円
上下	177円	26,824円
三次三和	138円	23,241円
作木	137円	139,672円
世羅西	36円	21,019円
西城	182円	15,209円
木江豊島	299円	28,881円
蒲刈	259円	48,267円
豊	352円	126,725円
木江沖浦	443円	8,839円
神石	100円	20,152円
神石永渡	56円	37,457円

安佐後山	683円	13,964円
可部三入	796円	9,057円
瀬野川	1,047円	13,976円
瀬野	517円	19,641円
竹原莊野	376円	13,744円
鞆	337円	128,339円
松永本郷	285円	21,762円
庄原山内	100円	15,521円
造賀	134円	11,250円
砂谷	101円	24,873円
沖美	632円	18,049円
加計	289円	17,443円
戸河内	583円	16,820円
大朝	348円	17,147円
広島千代田	319円	29,568円
豊平	318円	11,253円
都志見	266円	11,176円
高宮	235円	14,171円
福山内海	463円	61,877円
沼隈	380円	20,723円
沼隅山南	438円	12,015円
吉舎	95円	7,832円
三良坂	210円	22,484円
郷田	240円	9,752円
新向原	1,346円	53,643円
芸北	233円	14,856円
比和	207円	18,743円
木江白水	576円	21,322円
広島似島	283円	11,810円
三原木原	377円	13,891円
浦崎	320円	41,991円
坂小屋浦	794円	10,790円
下蒲刈	318円	16,970円
湯来	86円	23,780円
木江大崎	444円	14,605円
木江	321円	7,797円
東城三和	233円	48,054円
上下	193円	22,109円
三次三和	174円	14,922円
作木	198円	133,398円
世羅西	42円	15,143円
西城	216円	15,052円
木江豊島	420円	28,159円
蒲刈	338円	26,148円
豊	537円	56,482円
木江沖浦	633円	10,419円
神石	124円	18,432円
神石永渡	62円	36,807円

#### 山口県

#### 山口県

下関東	405円	23,948円
下関北	644円	30,151円
下関中	300円	16,361円
下関西	279円	26,822円
下関王司	573円	18,138円
下関勝山	1,036円	21,596円
宇部3	308円	22,061円
宇部	308円	16,379円
宇部西	466円	16,918円
宇部床波	331円	11,251円
宇部東岐波	403円	20,907円
山口2	559円	31,952円
二島	68円	17,921円
萩	148円	16,733円
徳山	766円	18,272円
徳山周南	803円	42,475円
防府	346円	23,224円
防府2	346円	24,377円
下松	323円	43,079円
岩国支店3棟	476円	9,003円
岩国4	476円	22,297円
岩国西	962円	127,024円
新岩国南	1,033円	16,806円
宇部小野田	152円	22,597円
光	307円	23,188円
長門	289円	55,735円
柳井	228円	23,096円
美祢	139円	13,656円
新南陽1	753円	13,450円
小郡	333円	18,998円
山口大内	417円	22,428円
下関安岡	299円	42,956円
小月	410円	36,998円
山口下関	444円	19,105円
厚東	94円	22,977円
山口仁保	389円	12,905円
四辻	128円	21,946円
嘉川	174円	20,448円
萩大井	303円	32,072円
見島	74円	35,116円
徳山櫛ヶ浜	637円	9,282円
徳山戸田	255円	32,122円
都濃	267円	26,184円
防府西の浦	207円	11,379円
防府大道	182円	22,603円
防府富海	176円	18,158円
下松久保	282円	46,939円
岩国通津	305円	22,148円
御庄	703円	9,910円
岩国河内	188円	13,953円
西ノ浜	239円	37,485円
光室積	393円	16,062円

下関東	435円	21,841円
下関北	661円	27,425円
下関中	324円	15,176円
下関西	318円	21,318円
下関王司	632円	16,159円
下関勝山	1,140円	25,637円
宇部3	339円	22,478円
宇部	339円	15,877円
宇部西	497円	24,048円
宇部床波	351円	13,863円
宇部東岐波	420円	19,040円
山口2	584円	29,048円
二島	74円	15,682円
萩	161円	16,281円
徳山	776円	15,961円
徳山周南	857円	38,506円
防府	359円	22,302円
防府2	359円	22,605円
下松	335円	21,495円
岩国支店3棟	485円	8,187円
岩国4	485円	20,103円
岩国西	995円	66,100円
新岩国南	1,249円	17,522円
宇部小野田	155円	21,825円
光	321円	21,373円
長門	309円	44,545円
柳井	249円	20,536円
美祢	148円	14,757円
新南陽1	769円	10,911円
小郡	364円	16,438円
山口大内	444円	19,198円
下関安岡	330円	22,574円
小月	422円	33,910円
山口下関	447円	14,205円
厚東	114円	20,172円
山口仁保	441円	11,097円
四辻	129円	18,410円
嘉川	185円	15,073円
萩大井	412円	26,530円
見島	83円	32,699円
徳山櫛ヶ浜	678円	7,343円
徳山戸田	287円	23,571円
都濃	320円	23,784円
防府西の浦	232円	13,076円
防府大道	206円	19,735円
防府富海	203円	20,950円
下松久保	325円	43,829円
岩国通津	381円	20,273円
御庄	807円	9,376円
岩国河内	257円	13,162円
西ノ浜	260円	33,727円
光室積	402円	14,746円

光島田	322円	9,662円
久賀	600円	57,701円
大島	199円	18,695円
久賀橋	445円	15,845円
由宇	484円	13,668円
玖珂	198円	10,592円
周東	394円	20,149円
岩田	120円	8,252円
田布施	296円	23,564円
田布施南	291円	26,246円
平生	186円	14,045円
下松熊毛	138円	45,946円
徳山鹿野	243円	33,358円
秋穂	185円	9,637円
宇部楠	139円	20,195円
下関菊川	397円	18,520円
豊浦	298円	18,976円
豊北	366円	13,596円
特牛	352円	18,056円
長門三隅	84円	20,393円
長門仙崎	203円	13,937円
美祢豊田	326円	20,165円
阿月	122円	11,776円
新南陽 2	526円	5,496円
久賀下田	332円	9,724円
久賀和田	223円	11,485円
錦町	217円	13,630円
大畠	395円	19,519円
上関	319円	15,373円
徳地	204円	12,920円
厚狭埴生	175円	19,568円
秋芳	58円	17,470円
長門古市	215円	19,862円
油谷	260円	29,000円
油谷久津	84円	20,615円
下関吉見	184円	12,894円
阿知須	345円	18,481円
美東	167円	16,712円
阿東	129円	21,843円
長門湯本	163円	13,228円
岩国坂上	332円	12,824円
厚狭	143円	36,583円
阿東生雲	171円	17,426円
伊陸	213円	10,602円
祝島	114円	371,630円
通	181円	49,286円
平郡	47円	370,688円
下松笠戸島	81円	26,856円
日積	165円	10,674円
奈古	276円	14,719円
田万川	267円	40,438円

徳島県

光島田	333円	7,198円
久賀	660円	54,149円
大島	224円	16,512円
久賀橋	546円	13,605円
由宇	496円	127,660円
玖珂	203円	10,156円
周東	409円	17,736円
岩田	131円	7,096円
田布施	305円	35,087円
田布施南	354円	23,727円
平生	198円	12,930円
下松熊毛	163円	42,719円
徳山鹿野	266円	28,434円
秋穂	195円	14,649円
宇部楠	149円	17,349円
下関菊川	418円	16,280円
豊浦	310円	37,369円
豊北	463円	11,511円
特牛	443円	14,798円
長門三隅	94円	16,830円
長門仙崎	218円	11,837円
美祢豊田	383円	17,234円
阿月	139円	14,922円
新南陽 2	534円	5,369円
久賀下田	397円	15,881円
久賀和田	281円	9,903円
錦町	240円	12,741円
大畠	419円	15,364円
上関	365円	12,911円
徳地	227円	10,874円
厚狭埴生	199円	26,986円
秋芳	69円	14,876円
長門古市	270円	13,825円
油谷	293円	25,370円
油谷久津	101円	13,934円
下関吉見	217円	12,110円
阿知須	376円	16,742円
美東	200円	19,525円
阿東	155円	14,996円
長門湯本	234円	11,066円
岩国坂上	412円	12,162円
厚狭	149円	34,438円
阿東生雲	221円	22,584円
伊陸	263円	9,146円
祝島	150円	240,235円
通	281円	143,848円
平郡	68円	151,462円
下松笠戸島	91円	24,545円
日積	233円	17,433円
奈古	356円	18,222円
田万川	319円	37,393円

徳島県

阿波津田	801円	46,924円
阿波川内	575円	40,519円
八万	772円	30,893円
地蔵橋	712円	17,067円
沖洲	783円	6,174円
徳島西	984円	29,607円
鳴門	311円	39,146円
小松島	502円	11,631円
阿波阿南	300円	24,319円
阿波石井	449円	14,019円
那賀川	309円	5,843円
松茂	509円	42,083円
北島	753円	10,701円
藍住	515円	18,676円
板野	427円	12,626円
上板	383円	9,919円
阿波	548円	10,079円
鴨島	698円	16,044円
山川	395円	11,138円
脇町	311円	35,488円
阿波池田	347円	28,641円
徳島B	770円	45,658円
阿波国府	548円	13,582円
多家良	289円	7,207円
応神	376円	8,163円
阿波大麻	194円	6,544円
堂浦	234円	10,227円
鳴門公園	161円	12,589円
新赤石	510円	13,486円
阿波橋	434円	13,177円
桑野	336円	7,083円
阿波福井	337円	11,856円
新野	440円	5,250円
阿波椿	341円	35,619円
阿波一宮	234円	101,974円
羽ノ浦	501円	12,545円
丹生谷	385円	23,650円
阿波海南	408円	15,444円
阿波吉野	466円	21,244円
土成	416円	9,481円
市場	319円	17,915円
阿波川島	417円	18,149円
美馬	102円	7,572円
貞光	304円	17,798円
三野	269円	10,343円
阿波三好	300円	9,733円
三繩	319円	12,377円
阿波井川	486円	5,776円
三加茂	120円	24,592円

阿波津田	837円	37,848円
阿波川内	589円	35,017円
八万	806円	28,761円
地蔵橋	751円	15,475円
沖洲	827円	5,832円
徳島西	1,127円	28,856円
鳴門	321円	40,201円
小松島	527円	10,890円
阿波阿南	344円	22,310円
阿波石井	470円	28,838円
那賀川	328円	5,069円
松茂	547円	93,525円
北島	883円	7,982円
藍住	537円	17,656円
板野	437円	11,481円
上板	433円	10,028円
阿波	561円	7,689円
鴨島	935円	15,012円
山川	418円	10,762円
脇町	317円	21,716円
阿波池田	470円	23,923円
徳島B	796円	38,076円
阿波国府	631円	11,727円
多家良	301円	6,978円
応神	395円	7,604円
阿波大麻	203円	6,339円
堂浦	250円	9,701円
鳴門公園	186円	10,202円
新赤石	644円	12,831円
阿波橋	460円	74,462円
桑野	372円	8,718円
阿波福井	407円	11,128円
新野	475円	10,394円
阿波椿	470円	33,851円
阿波一宮	246円	93,946円
羽ノ浦	532円	7,898円
丹生谷	422円	22,167円
阿波海南	455円	13,908円
阿波吉野	549円	19,118円
土成	474円	11,551円
市場	335円	8,829円
阿波川島	443円	17,459円
美馬	113円	7,124円
貞光	345円	16,790円
三野	293円	9,723円
阿波三好	328円	10,318円
三繩	365円	11,138円
阿波井川	583円	5,403円
三加茂	122円	22,090円

牟岐	350円	25,251円	牟岐	386円	25,183円	
阿波勝浦	146円	22,088円	阿波勝浦	159円	21,135円	
日和佐	195円	68,120円	日和佐	211円	64,842円	
阿波半田	83円	12,511円	阿波半田	88円	10,087円	
穴吹	80円	9,777円	穴吹	120円	9,187円	
山城	(略)	14,935円	山城	(略)	14,226円	
阿波神山	70円	5,882円	阿波神山	72円	5,856円	
阿波広野	60円	10,600円	阿波広野	71円	8,626円	
佐那河内	73円	11,891円	佐那河内	80円	11,657円	
宍喰	92円	4,926円	宍喰	101円	5,178円	
東祖谷	49円	50,696円	東祖谷	73円	48,846円	
由岐	109円	10,735円	由岐	141円	8,223円	
阿波今井	65円	3,284円	阿波今井	75円	3,256円	
香川県	讃岐三条	709円	23,195円	讃岐三条	806円	21,170円
	高松北2	437円	10,884円	高松北2	477円	10,142円
	屋島	705円	37,438円	屋島	890円	21,984円
	香西	890円	20,406円	香西	928円	12,794円
	円座2	639円	17,462円	円座2	649円	16,087円
	讃岐前田	310円	9,557円	讃岐前田	351円	8,963円
	讃岐川島	332円	18,726円	讃岐川島	376円	17,364円
	西植田	247円	17,276円	西植田	317円	15,541円
	新仏生山	851円	19,517円	新仏生山	1,115円	18,289円
	丸亀	422円	19,130円	丸亀	447円	22,563円
	讃岐郡家	670円	6,849円	讃岐郡家	683円	6,384円
	坂出	(略)	23,368円	坂出	(略)	21,591円
	讃岐加茂	353円	18,695円	讃岐加茂	376円	20,002円
	讃岐林田	271円	36,313円	讃岐林田	285円	18,331円
	善通寺	709円	38,817円	善通寺	923円	24,959円
	觀音寺	613円	13,094円	觀音寺	700円	11,946円
	引田	290円	18,040円	引田	319円	16,473円
	讃岐津田	171円	29,227円	讃岐津田	188円	26,679円
	讃岐大川	220円	16,791円	讃岐大川	231円	15,526円
	志度	236円	12,705円	志度	273円	11,147円
	長尾	412円	122,889円	長尾	431円	115,330円
	内海	331円	16,840円	内海	348円	15,764円
	土庄	426円	22,941円	土庄	444円	20,802円
	讃岐三木	356円	20,044円	讃岐三木	381円	18,138円
	讃岐牟礼	445円	14,692円	讃岐牟礼	482円	13,651円
	香川	465円	14,649円	香川	535円	13,619円
	綾南	556円	26,447円	綾南	612円	24,385円
	讃岐国分寺	377円	12,031円	讃岐国分寺	425円	10,672円
	宇多津	516円	50,858円	宇多津	637円	47,155円
	琴平	346円	22,186円	琴平	375円	20,074円
	多度津	444円	16,446円	多度津	466円	15,355円
	讃岐高瀬	317円	29,770円	讃岐高瀬	327円	27,724円
	讃岐豊浜	238円	32,847円	讃岐豊浜	245円	30,539円
	本島	118円	22,562円	本島	145円	20,457円
	与島	211円	155,916円	与島	277円	150,031円
	木之郷	431円	10,038円	木之郷	472円	9,568円
	伊吹	141円	79,318円	伊吹	193円	73,836円
	鴨部	380円	16,998円	鴨部	536円	15,059円
	庵治	225円	15,223円	庵治	240円	14,223円
	綾上	448円	18,627円	綾上	514円	16,081円
	讃岐昭和	456円	19,093円	讃岐昭和	591円	16,855円
	綾歌	284円	13,008円	綾歌	313円	12,239円
	讃岐飯山	398円	8,634円	讃岐飯山	433円	7,883円
	讃岐吉野	143円	5,618円	讃岐吉野	154円	5,502円
	大野原	393円	6,183円	大野原	434円	5,895円
	讃岐豊中	277円	10,887円	讃岐豊中	301円	9,701円
	仁尾	188円	13,309円	仁尾	209円	10,840円
	三本松2	158円	105,998円	三本松2	196円	31,433円
	山本	327円	5,842円	山本	349円	15,926円
	讃岐神山	220円	17,988円	讃岐神山	302円	16,165円
	塩江	390円	12,501円	塩江	486円	11,962円
	麻二宮	274円	16,000円	麻二宮	300円	20,791円
	詫間	246円	29,703円	詫間	263円	24,729円
	財田	266円	17,601円	財田	290円	16,755円
	高松	704円	67,877円	高松	708円	82,797円
	讃岐池田	407円	26,992円	讃岐池田	424円	24,809円
	讃岐莊内	80円	11,339円	讃岐莊内	101円	24,257円
	直島	469円	17,773円	直島	498円	16,423円
愛媛県	西須賀	641円	23,607円	西須賀	684円	21,916円
	吉田浜	867円	7,348円	吉田浜	916円	48,540円
	堀江	471円	3,780円	堀江	526円	7,185円
	伊予石井2	1,113円	13,086円	伊予石井2	1,132円	14,619円
	久谷	768円	6,519円	久谷	778円	6,061円
	新久米	1,150円	20,786円	新久米	1,280円	24,089円
	山越本	739円	23,206円	山越本	751円	20,108円
	松山3	1,609円	25,788円	松山3	1,533円	27,650円
	今治	406円	27,339円	今治	504円	22,913円
	伊予桜井2	674円	53,206円	伊予桜井2	767円	25,096円
	宇和島	517円	33,905円	宇和島	532円	32,103円
	八幡浜	347円	13,815円	八幡浜	380円	13,310円
	新居浜3	580円	13,141円	新居浜3	643円	12,505円
	泉州	362円	4,996円	泉州	388円	4,852円
	多喜浜	312円	7,956円	多喜浜	324円	56,750円
	伊予西条	623円	24,524円	伊予西条	670円	22,412円
	大洲	326円	31,898円	大洲	333円	29,788円
	新谷	335円	20,289円	新谷	352円	12,495円
	川之江	655円	20,377円	川之江	682円	18,748円
	伊予三島西	795円	13,644円	伊予三島西	893円	12,920円
	伊予2	589円	18,334円	伊予2	643円	17,143円
	伊予北条	502円	16,602円	伊予北条	519円	15,600円
	壬生川2	341円	9,722円	壬生川2	356円	9,491円
	伊予土居	274円	33,338円	伊予土居	295円	25,178円
	大西	801円	24,198円	大西	906円	18,256円
	重信	966円	28,475円	重信	1,008円	14,923円
	松前2	894円	20,753円	松前2	930円	19,308円
	砥部	1,396円	25,034円	砥部	1,428円	12,594円
	宇和	346円	6,856円	宇和	368円	50,850円

広見	264円	18,391円
御荘 2	137円	36,924円
湯山	2,096円	15,890円
波止浜交換 2	396円	15,408円
来	539円	21,760円
日土	697円	27,950円
穴井	630円	4,480円
伊予永見	574円	19,458円
伊予豊岡	758円	7,080円
伊予三芳	481円	5,874円
粟井	383円	9,895円
伊予小松	654円	23,510円
丹原	419円	27,024円
伊予玉川	348円	14,182円
菊間	191円	25,174円
吉海	353円	15,245円
伯方	786円	11,319円
伊予川内	538円	8,195円
久万	158円	26,643円
保内	368円	22,856円
伊予吉田	371円	20,478円
伊予津島	379円	19,939円
今治支店旧	414円	8,703円
大洲新棟	303円	5,437円
伊予長浜	250円	27,447円
内子	592円	20,822円
伊予三瓶	345円	5,406円
愛媛野村	450円	24,680円
三間	167円	18,434円
伊予朝倉	267円	23,172円
宮窪	77円	14,403円
伊予上浦	52円	9,241円
伊予小田	233円	8,180円
伊予中山機械	655円	23,273円
伊予松野	60円	15,902円
一本松	52円	18,216円
生名	109円	6,952円
伊予弓削	93円	17,031円
双海	592円	4,683円
伊方	188円	108,688円
城川交換機	56円	31,040円
重信 2	980円	11,856円
伊予中島	392円	6,934円
岩城	55円	18,239円
城川土居	30円	6,229円
興居島	70円	5,890円
大三島	64円	19,731円
睦月	143円	75,230円
神和	211円	16,190円
伊予三崎	138円	117,479円
伊予西海	155円	23,415円

高知県

高知東	1,093円	54,525円
潮江	995円	32,904円
土佐朝倉	887円	24,874円
土佐一宮	1,017円	9,388円
種崎	410円	16,994円
土佐大津	845円	9,949円
安芸	150円	17,249円
南国	411円	33,014円
須崎	281円	11,563円
土佐中村	235円	28,409円
赤岡	357円	80,277円
土佐山田	294円	31,766円
伊野	651円	22,399円
池川	429円	6,156円
土佐春野	92円	11,764円
土佐羽根	450円	9,875円
片山	761円	8,615円
土佐国府	604円	10,939円
戸波	266円	8,008円
具同	346円	8,891円
宿毛	359円	45,640円
片島	88円	24,467円
土佐長浜	307円	7,377円
介良	1,190円	15,593円
室戸	360円	25,664円
土佐	333円	12,699円
土佐宇佐	174円	6,245円
野市	505円	12,269円
美良布	433円	12,919円
中土佐	344円	10,287円
佐川	264円	24,653円
芸西	624円	9,797円
吾川	462円	8,195円
越知	332円	7,968円
土佐日高	479円	23,536円
吉良川	49円	8,934円
大柄	87円	10,778円
吾北	112円	11,480円
仁淀	80円	6,194円
高知	670円	38,904円
大杉	86円	19,428円
土佐平田	55円	7,983円
土佐清水	282円	38,484円
窪川	230円	28,135円
大方	184円	6,578円
土佐大月	143円	40,053円
野根	67円	13,526円
嶺北	152円	23,614円
土佐佐賀	115円	9,362円

広見	284円	21,551円
御荘 2	156円	35,760円
湯山	2,195円	14,749円
波止浜交換 2	456円	11,032円
来	586円	19,560円
日土	884円	22,181円
穴井	1,049円	4,984円
伊予永見	619円	17,693円
伊予豊岡	829円	6,191円
伊予三芳	535円	6,261円
粟井	466円	9,326円
伊予小松	691円	14,694円
丹原	463円	20,925円
伊予玉川	375円	19,631円
菊間	232円	22,649円
吉海	377円	13,847円
伯方	826円	60,331円
伊予川内	557円	7,711円
久万	196円	25,887円
保内	385円	21,043円
伊予吉田	400円	16,867円
伊予津島	404円	18,099円
今治支店旧	504円	8,107円
大洲新棟	305円	68,100円
伊予長浜	278円	22,861円
内子	574円	17,382円
伊予三瓶	376円	5,169円
愛媛野村	486円	18,496円
三間	173円	16,084円
伊予朝倉	251円	20,700円
宮窪	97円	12,682円
伊予上浦	53円	16,553円
伊予小田	277円	7,656円
伊予中山機械	728円	21,036円
伊予松野	67円	14,082円
一本松	58円	14,923円
生名	154円	12,309円
伊予弓削	97円	15,045円
双海	661円	4,425円
伊方	206円	49,636円
城川交換機	59円	28,915円
重信 2	1,008円	9,905円
伊予中島	464円	6,351円
岩城	76円	16,898円
城川土居	35円	10,491円
興居島	88円	6,952円
大三島	70円	17,913円
睦月	154円	70,172円
神和	314円	15,252円
伊予三崎	187円	51,058円
伊予西海	235円	21,643円

高知県

高知東	1,234円	45,066円
潮江	1,145円	33,901円
土佐朝倉	967円	18,670円
土佐一宮	1,069円	6,037円
種崎	473円	15,289円
土佐大津	772円	9,387円
安芸	164円	15,130円
南国	422円	28,478円
須崎	339円	38,747円
土佐中村	261円	27,083円
赤岡	407円	76,901円
土佐山田	327円	29,783円
伊野	672円	79,627円
池川	579円	4,755円
土佐春野	180円	8,301円
土佐羽根	666円	11,064円
片山	796円	6,616円
土佐国府	628円	10,233円
戸波	287円	7,883円
具同	448円	8,932円
宿毛	378円	44,910円
片島	96円	22,530円
土佐長浜	369円	7,484円
介良	1,510円	17,810円
室戸	415円	23,724円
土佐	370円	11,864円
土佐宇佐	185円	6,146円
野市	522円	11,666円
美良布	460円	12,138円
中土佐	367円	9,464円
佐川	318円	22,323円
芸西	668円	8,372円
吾川	591円	7,408円
越知	356円	7,576円
土佐日高	517円	20,547円
吉良川	61円	8,514円
大柄	108円	10,044円
吾北	129円	11,972円
仁淀	111円	6,100円
高知	702円	37,530円
大杉	103円	18,122円
土佐平田	60円	7,671円
土佐清水	368円	36,637円
窪川	250円	27,380円
大方	207円	5,519円
土佐大月	165円	32,059円
野根	73円	11,161円
嶺北	169円	20,788円
土佐佐賀	135円	8,661円

土佐田野	138円	26,910円
東津野	88円	133,834円
土佐下田	62円	9,671円
江川崎	63円	28,176円
十和	48円	7,412円
小筑紫	82円	13,944円
足摺岬	60円	10,263円
土佐大正	93円	5,253円
東又	66円	5,659円
梼原	114円	9,895円
本山	163円	6,639円
竜串	106円	9,704円
母島	32円	18,542円
福岡県		
門司 2	645円	9,160円
門司恒見	372円	20,703円
門司大里	1,032円	8,054円
福岡若松	653円	20,285円
若松二島	616円	53,158円
戸畠	736円	34,143円
小倉南	1,706円	32,473円
小倉西	997円	7,179円
北九州古船場	752円	21,156円
北九州 1	1,304円	26,399円
北九州 2	1,122円	9,550円
北九州 3	1,122円	13,598円
小倉南曾根	782円	6,505円
小倉南徳力	1,750円	11,298円
八幡楓田	666円	5,726円
北九州八幡 2	461円	11,899円
折尾 3	819円	5,456円
八幡黒崎	606円	12,774円
八幡上津役	747円	14,964円
八幡香月別館	1,043円	12,744円
福岡東	7,088円	22,669円
香椎	7,340円	19,330円
二股瀬	2,875円	16,236円
和白	2,230円	12,378円
博多	18,335円	15,518円
土居町	4,983円	18,720円
福岡南	3,868円	13,490円
福岡中央 2	26,548円	17,663円
福岡平尾	6,328円	14,566円
筑紫ヶ丘	3,998円	7,478円
屋形原	1,231円	15,555円
姪浜	2,906円	28,313円
金武	2,330円	21,714円
今宿 2	2,285円	8,680円
七隈	2,753円	20,608円
福岡西新	10,270円	27,656円
大牟田	386円	11,008円
久留米	676円	11,903円
荒木	535円	15,991円
御井町	962円	19,333円
久留米上津	961円	13,133円
久留米 2	1,084円	19,895円
直方 2	263円	29,580円
飯塚 3	448円	12,306円
田川	275円	9,530円
福岡山田	75円	18,630円
甘木	598円	15,590円
八女	158円	12,242円
筑後	390円	12,291円
福岡大川	669円	14,430円
行橋 2	345円	12,173円
中間	252円	14,946円
福岡小郡	670円	13,384円
二日市	1,444円	12,424円
二日市原田	1,217円	10,817円
福岡南大野	2,269円	9,236円
乙金	2,619円	10,028円
宗像	522円	5,215円
日の里	1,578円	11,898円
前原営業所	532円	27,120円
宇美	949円	5,321円
志免	1,944円	10,162円
古賀新宮	1,054円	20,453円
古賀	970円	17,673円
長者原	4,468円	12,604円
福間	558円	42,965円
福岡芦屋	334円	8,126円
折尾水巻	406円	12,309円
折尾海老津	384円	10,532円
直方鞍手	168円	10,940円
田主丸	319円	34,019円
瀬高	316円	9,281円
柳川	298円	14,831円
苅田	768円	11,336円
行橋犀川	317円	20,029円
行橋豊津	395円	13,430円
門司黒川	460円	9,416円
若松小島	259円	30,068円
西谷石原	132円	18,587円
多々良	1,436円	24,665円
早良内野	638円	24,529円
倉永	316円	34,059円
善導寺	286円	13,299円
福岡三国	447円	10,889円
篠栗	1,368円	29,897円
久山	690円	13,590円
折尾遠賀川	468円	16,184円

土佐田野	174円	26,008円
東津野	93円	128,471円
土佐下田	82円	9,340円
江川崎	94円	26,528円
十和	53円	7,786円
小筑紫	92円	13,058円
足摺岬	91円	11,204円
土佐大正	103円	7,174円
東又	83円	6,790円
梼原	135円	15,904円
本山	176円	6,107円
竜串	116円	9,323円
母島	39円	17,486円
福岡県		
門司 2	668円	7,299円
門司恒見	388円	18,800円
門司大里	1,085円	7,350円
福岡若松	677円	15,780円
若松二島	626円	31,872円
戸畠	743円	22,264円
小倉南	1,984円	18,458円
小倉西	1,008円	6,200円
北九州古船場	769円	22,312円
北九州 1	1,265円	23,481円
北九州 2	1,157円	8,879円
北九州 3	1,157円	13,496円
小倉南曾根	799円	6,063円
小倉南徳力	1,857円	9,258円
八幡楓田	773円	8,671円
北九州八幡 2	466円	11,205円
折尾 3	927円	5,161円
八幡黒崎	609円	11,307円
八幡上津役	767円	13,803円
八幡香月別館	1,200円	13,086円
福岡東	6,573円	20,881円
香椎	6,933円	16,818円
二股瀬	3,155円	14,870円
和白	2,404円	12,534円
博多	19,553円	17,662円
土居町	6,140円	16,660円
福岡南	4,685円	12,258円
福岡中央 2	26,882円	19,064円
福岡平尾	6,378円	13,720円
筑紫ヶ丘	4,040円	9,053円
屋形原	1,290円	11,964円
姪浜	2,978円	17,853円
金武	2,417円	19,866円
今宿 2	2,334円	10,162円
七隈	2,997円	18,822円
福岡西新	12,204円	16,398円
大牟田	467円	9,509円
久留米	679円	10,779円
荒木	577円	14,749円
御井町	1,084円	18,426円
久留米上津	1,040円	9,719円
久留米 2	1,196円	19,086円
直方 2	305円	19,837円
飯塚 3	593円	11,096円
田川	292円	9,009円
福岡山田	81円	26,379円
甘木	687円	12,314円
八女	163円	22,969円
筑後	395円	11,417円
福岡大川	700円	13,330円
行橋 2	349円	10,699円
中間	266円	14,211円
福岡小郡	809円	13,656円
二日市	1,496円	16,093円
二日市原田	1,263円	10,149円
福岡南大野	2,340円	15,259円
乙金	2,788円	9,540円
宗像	533円	5,027円
日の里	1,690円	13,791円
前原営業所	539円	23,134円
宇美	970円	6,213円
志免	2,110円	9,735円
古賀新宮	1,072円	13,595円
古賀	1,037円	11,532円
長者原	4,557円	11,602円
福間	567円	40,807円
福岡芦屋	348円	7,859円
折尾水巻	463円	9,922円
折尾海老津	429円	9,120円
直方鞍手	181円	10,490円
田主丸	363円	33,053円
瀬高	329円	8,273円
柳川	317円	44,177円
苅田	790円	8,238円
行橋犀川	371円	18,188円
行橋豊津	433円	12,227円
門司黒川	560円	8,296円
若松小島	291円	27,477円
西谷石原	158円	16,856円
多々良	1,486円	22,441円
早良内野	704円	22,572円
倉永	368円	31,300円
善導寺	322円	11,671円
福岡三国	481円	8,513円
篠栗	1,510円	27,206円
久山	706円	11,982円
折尾遠賀川	496円	14,638円

柳川大和	285円	11,961円
江浦	277円	12,899円
西戸崎	595円	17,913円
北崎	972円	15,859円
直方小竹	183円	43,374円
直方宮田	318円	20,229円
稻築	296円	8,013円
前原志摩	825円	9,571円
田主丸吉井	390円	22,957円
大刀洗	151円	6,352円
広川	300円	91,774円
豊前	377円	13,739円
津屋崎	699円	9,119円
宗像玄海	278円	7,688円
直方若宮	104円	29,551円
飯塚桂川	234円	26,768円
飯塚碓井	112円	51,431円
飯塚大隈	340円	19,187円
飯塚筑穂	274円	11,683円
飯塚庄内	274円	8,939円
杷木	388円	45,342円
甘木朝倉	335円	19,361円
夜須	334円	35,270円
二丈	408円	12,544円
福吉	199円	18,316円
芥屋	214円	10,043円
浮羽	140円	11,165円
久留米北野	827円	25,623円
大木	527円	67,115円
三潴	380円	138,510円
黒木	209円	16,417円
瀬高山川	318円	20,984円
田川香春	326円	90,773円
田川添田	224円	11,008円
田川金田	363円	7,156円
田川糸田	347円	12,765円
田川豊前川崎	248円	5,300円
田川赤池	150円	9,501円
田川大任	253円	15,741円
田川油須原	276円	23,584円
友枝	209円	9,259円
直方東	367円	26,457円
福岡大川2	669円	4,120円
那珂川別	653円	11,117円
若宮吉川	65円	19,905円
城島	476円	11,113円
行橋勝山	552円	20,606円
行橋築城	374円	9,508円
上陽	387円	31,708円
光友	154円	36,448円
星野	207円	19,726円
行橋椎田	258円	20,079円
八女大渕	222円	17,254円
福岡矢部	86円	16,829円
芦辺	199円	15,490円
壱岐石田	235円	16,963円
勝本	208円	38,217円
小船越	152円	16,269円
小茂田	51円	43,603円
仁田	199円	23,098円
対馬佐賀	301円	12,078円
比田勝	494円	46,670円
豊玉交換送	394円	33,332円

柳川大和	331円	14,367円
江浦	301円	17,108円
西戸崎	605円	13,314円
北崎	1,012円	11,820円
直方小竹	195円	40,074円
直方宮田	365円	17,485円
稻築	318円	6,414円
前原志摩	847円	20,225円
田主丸吉井	418円	25,266円
大刀洗	162円	16,015円
広川	318円	86,647円
豊前	390円	12,866円
津屋崎	707円	8,585円
宗像玄海	302円	7,278円
直方若宮	119円	27,140円
飯塚桂川	258円	24,572円
飯塚碓井	132円	44,161円
飯塚大隈	392円	21,895円
飯塚筑穂	318円	10,628円
飯塚庄内	280円	8,044円
杷木	398円	19,603円
甘木朝倉	379円	11,821円
夜須	354円	22,309円
二丈	428円	33,965円
福吉	220円	22,323円
芥屋	233円	11,279円
浮羽	156円	10,082円
久留米北野	876円	22,860円
大木	556円	40,014円
三潴	387円	113,652円
黒木	228円	97,786円
瀬高山川	396円	20,907円
田川香春	338円	41,247円
田川添田	263円	9,760円
田川金田	378円	75,821円
田川糸田	369円	11,476円
田川豊前川崎	252円	5,401円
田川赤池	162円	31,955円
田川大任	274円	14,051円
田川油須原	304円	46,927円
友枝	239円	8,673円
直方東	424円	23,091円
福岡大川2	700円	3,895円
那珂川別	747円	10,047円
若宮吉川	87円	46,072円
城島	500円	7,934円
行橋勝山	612円	17,706円
行橋築城	424円	11,164円
上陽	463円	28,667円
光友	188円	33,218円
星野	250円	18,404円
行橋椎田	288円	18,495円
八女大渕	290円	16,589円
福岡矢部	121円	15,468円
芦辺	218円	128,356円
壱岐石田	286円	27,380円
勝本	282円	34,802円
小船越	167円	15,535円
小茂田	56円	39,928円
仁田	265円	21,309円
対馬佐賀	343円	11,251円
比田勝	538円	67,831円
豊玉交換送	513円	30,586円

佐賀県

佐賀県

高木瀬	1,165円	22,536円
唐津	426円	13,726円
佐賀鳥栖	849円	16,879円
多久	296円	14,294円
伊万里	298円	8,100円
伊万里黒川	158円	9,718円
武雄	240円	11,692円
佐賀鹿島	258円	14,192円
川副南	306円	31,400円
神埼	490円	47,314円
基山	600円	11,888円
小城	414円	20,857円
牛津	381円	21,526円
玄海	360円	34,887円
嬉野電交局舎	491円	14,950円
有田	335円	16,457円
蓮池	108円	5,889円
川久保	98円	7,314円
唐津山本	393円	13,599円
唐津鏡	451円	10,039円
東多久	116円	14,109円
久原	182円	11,746円
波多津	244円	13,716円
伊万里松浦	90円	13,859円
大川野	68円	36,224円
南波多	82円	10,811円
諸富	394円	10,883円
佐賀千代田	673円	9,034円
鳥栖中原	817円	10,085円
北茂安	487円	12,690円
呼子	194円	11,770円
西有田	285円	23,765円
武雄北方	522円	19,942円
佐賀大町	387円	7,004円
佐賀白石	306円	13,418円
鹿島塩田	507円	14,435円
久保田	704円	41,006円

佐賀大和	437円	24,601円
江北	370円	12,813円
佐賀福富	353円	10,949円
有明	543円	13,202円
太良	441円	31,573円
若木	200円	15,096円
浜崎	397円	7,889円
武雄山内	222円	9,484円
三根	639円	9,404円
入野	213円	20,424円
西川登	300円	23,299円
七山	217円	18,696円
湊	218円	26,753円
厳木	137円	15,914円
相知	110円	14,967円
太良大浦	217円	11,555円
長崎県	浦上	2,225円
	新長	2,415円
	小ヶ倉	406円
	稻佐	2,322円
	深堀	319円
	東長崎	1,275円
	滑石	1,787円
	佐世保別	1,061円
	早岐	458円
	佐世保大和	452円
	佐世保大野	663円
	袖木	350円
	相浦	314円
	島原	362円
	諫早	578円
	西諫早	521円
	大村	283円
	福江	163円
	長崎平戸	421円
	時津	1,016円
	有川	243円
	壱岐	389円
	厳原	378円
	大瀬戸	210円
	長崎小浜	174円
	豆駿	72円
	竹松	505円
	長崎茂木	651円
	木鉢	676円
	長崎三重	365円
	鹿子前	333円
	針尾	335円
	松浦	344円
	御厨	216円
	長崎三和	313円
	多良見	498円
	長与	873円
	琴海	294円
	西彼	239円
	東彼杵	261円
	川棚	262円
	波佐見	183円
	湯江	287円
	小長井	190円
	島原有明	229円
	島原国見	153円
	諫早吾妻	274円
	愛野森山	891円
	千々石	227円
	有家	236円
	島原深江	645円
	田平	97円
	江迎	160円
	佐々	416円
	佐世保吉井	115円
	黒口	163円
	飯盛	579円
	島原瑞穂	495円
	鹿町	275円
	小佐々	302円
	楠泊	201円
	式見	633円
	三川内	820円
	紐差	235円
	津吉	113円
	今福	161円
	西彼大串	306円
	南風崎	668円
	有喜	136円
	鶴知	599円
	崎戸	84円
	雲仙	52円
	伊万里福島	251円
	鷹島	152円
	野母崎	500円
	加津佐	94円
	長崎口之津	151円
	南有馬	599円
	富江	181円
	青方	269円
	五島柘島	70円
	長崎高島	63円
	三井楽	124円
	小値賀別	116円

佐賀大和	468円	22,713円
江北	419円	11,495円
佐賀福富	389円	12,634円
有明	619円	14,669円
太良	474円	28,357円
若木	239円	14,470円
浜崎	416円	7,148円
武雄山内	270円	13,912円
三根	696円	8,679円
入野	257円	18,938円
西川登	356円	20,058円
七山	255円	17,823円
湊	267円	99,263円
厳木	158円	14,465円
相知	120円	13,755円
太良大浦	281円	11,079円
長崎県	浦上	2,347円
	新長	2,677円
	小ヶ倉	436円
	稻佐	2,418円
	深堀	363円
	東長崎	1,325円
	滑石	652円
	佐世保別	1,071円
	早岐	559円
	佐世保大和	485円
	佐世保大野	771円
	袖木	371円
	相浦	321円
	島原	454円
	諫早	632円
	西諫早	573円
	大村	285円
	福江	199円
	長崎平戸	474円
	時津	1,032円
	有川	297円
	壱岐	422円
	厳原	414円
	大瀬戸	229円
	長崎小浜	200円
	豆駿	96円
	竹松	513円
	長崎茂木	738円
	木鉢	717円
	長崎三重	442円
	鹿子前	396円
	針尾	376円
	松浦	367円
	御厨	223円
	長崎三和	326円
	多良見	565円
	長与	952円
	琴海	316円
	西彼	277円
	東彼杵	286円
	川棚	265円
	波佐見	193円
	湯江	323円
	小長井	223円
	島原有明	238円
	島原国見	167円
	諫早吾妻	309円
	愛野森山	1,234円
	千々石	264円
	有家	261円
	島原深江	739円
	田平	106円
	江迎	170円
	佐々	419円
	佐世保吉井	135円
	黒口	180円
	飯盛	624円
	島原瑞穂	549円
	鹿町	321円
	小佐々	335円
	楠泊	228円
	式見	702円
	三川内	863円
	紐差	278円
	津吉	149円
	今福	180円
	西彼大串	288円
	南風崎	769円
	有喜	149円
	鶴知	622円
	崎戸	103円
	雲仙	58円
	伊万里福島	304円
	鷹島	187円
	野母崎	575円
	加津佐	103円
	長崎口之津	171円
	南有馬	667円
	富江	220円
	青方	297円
	五島柘島	104円
	長崎高島	83円
	三井楽	145円
	小値賀別	139円

新魚目交換局	320円	56,131円
生月電交	329円	17,210円
大瀬戸黒崎	365円	34,711円
長崎岐宿	214円	17,911円
長崎奈留	1,048円	15,828円
奈良尾	134円	20,729円
南串山	243円	10,565円
肥前大島	93円	60,119円
平戸大島	103円	18,550円
北有馬	287円	33,273円
有川若松	93円	29,242円
池島	122円	53,376円
熊本県		
東	1,952円	18,481円
健軍	1,027円	11,241円
立田	723円	20,904円
田迎	1,463円	16,818円
桜町	1,677円	24,379円
熊本清水	957円	15,676円
北部	546円	16,387円
蒂山	1,251円	26,179円
託麻別館	1,244円	14,806円
新川尻	817円	13,635円
熊本南部	395円	12,994円
郡築	166円	40,247円
人吉別館	128円	43,592円
水俣	1,128円	10,617円
玉名	307円	11,622円
本渡	603円	17,183円
山鹿	216円	7,573円
牛深	143円	20,558円
菊池	592円	8,750円
松橋	433円	19,112円
松橋小川	122円	10,776円
植木岩野	717円	9,907円
熊本大津	258円	26,805円
西合志	280円	6,867円
一の宮	181円	10,174円
熊本小国	678円	24,585円
高森	471円	20,307円
南阿蘇	64円	31,966円
木山	834円	43,687円
矢部別館	431円	14,728円
荒尾	162円	6,386円
宇土	360円	12,955円
合志	143円	8,151円
熊本小島	607円	11,324円
天明	91円	15,186円
日奈久	317円	24,910円
府本	103円	6,234円
荒尾緑ヶ丘	581円	25,251円
網田	248円	23,845円
三角	474円	7,641円
松橋城南	300円	12,850円
堅志田	174円	10,648円
砥用	123円	15,194円
岱明	52円	16,159円
天水	307円	13,813円
南関	214円	10,186円
熊本長洲	194円	9,004円
鹿本	387円	17,673円
菊陽	2,271円	9,462円
泗水	261円	12,169円
南小国	425円	19,523円
熊本西原	483円	23,559円
嘉島	299円	22,308円
甲佐	483円	7,702円
坂本	197円	274,034円
熊本鏡	169円	13,077円
宮原	184円	10,436円
東陽	230円	28,247円
湯浦	202円	28,962円
津奈木	317円	14,702円
錦	265円	21,488円
多良木	230円	20,253円
大矢野	889円	14,248円
本渡松島	382円	48,472円
赤崎	280円	28,322円
飽田	549円	50,181円
竜峰	365円	15,717円
松橋豊野	35円	8,707円
玉東	324円	29,564円
菊水	255円	58,927円
坊中	153円	22,241円
御船	301円	24,996円
千丁	473円	21,402円
水俣田浦	211円	12,495円
熊本河内	471円	17,564円
水源	154円	16,357円
郡浦	147円	10,347円
鹿北	203円	53,989円
菊鹿	146円	61,273円
鹿央	93円	26,733円
旭志	213円	37,957円
矢部清和	82円	17,713円
芦北	454円	12,589円
湯前	142円	26,012円
姫戸	280円	34,433円
三加和	127円	11,010円
阿蘇	219円	40,834円
本渡富岡	357円	30,607円

新魚目交換局	382円	52,028円
生月電交	396円	16,098円
大瀬戸黒崎	451円	28,424円
長崎岐宿	239円	16,796円
長崎奈留	1,124円	15,579円
奈良尾	201円	73,925円
南串山	314円	13,549円
肥前大島	100円	65,210円
平戸大島	120円	56,688円
北有馬	368円	18,922円
有川若松	109円	27,360円
池島	188円	49,977円
熊本県		
東	1,956円	15,989円
健軍	1,069円	10,318円
立田	686円	18,468円
田迎	1,546円	15,415円
桜町	1,984円	22,691円
熊本清水	1,039円	14,524円
北部	563円	14,615円
蒂山	1,356円	24,418円
託麻別館	1,483円	13,248円
新川尻	860円	12,454円
熊本南部	449円	11,204円
郡築	187円	36,752円
人吉別館	133円	35,722円
水俣	1,270円	12,852円
玉名	342円	11,404円
本渡	631円	12,309円
山鹿	266円	8,906円
牛深	167円	15,517円
菊池	792円	8,789円
松橋	436円	15,589円
松橋小川	132円	10,197円
植木岩野	780円	9,371円
熊本大津	270円	25,088円
西合志	287円	6,386円
一の宮	195円	9,203円
熊本小国	893円	21,750円
高森	506円	17,042円
南阿蘇	69円	29,760円
木山	939円	64,040円
矢部別館	609円	16,204円
荒尾	176円	6,063円
宇土	370円	12,125円
合志	160円	8,004円
熊本小島	635円	10,747円
天明	95円	13,793円
日奈久	391円	23,265円
府本	117円	5,738円
荒尾緑ヶ丘	749円	23,398円
網田	294円	21,727円
三角	662円	7,062円
松橋城南	315円	11,865円
堅志田	208円	11,349円
砥用	166円	12,369円
岱明	63円	10,099円
天水	396円	51,175円
南関	265円	9,399円
熊本長洲	205円	8,520円
鹿本	422円	15,815円
菊陽	2,296円	9,331円
泗水	271円	13,043円
南小国	464円	17,717円
熊本西原	507円	21,754円
嘉島	317円	94,673円
甲佐	525円	7,087円
坂本	312円	113,791円
熊本鏡	179円	12,699円
宮原	194円	18,718円
東陽	297円	25,835円
湯浦	218円	25,642円
津奈木	394円	20,826円
錦	302円	24,840円
多良木	255円	19,242円
大矢野	955円	13,421円
本渡松島	433円	45,456円
赤崎	343円	26,798円
飽田	576円	46,025円
竜峰	438円	24,287円
松橋豊野	40円	8,515円
玉東	359円	27,597円
菊水	290円	56,424円
坊中	166円	20,620円
御船	321円	25,613円
千丁	532円	19,510円
水俣田浦	262円	10,411円
熊本河内	550円	16,313円
水源	220円	23,546円
郡浦	205円	9,743円
鹿北	251円	32,725円
菊鹿	182円	67,267円
鹿央	104円	30,798円
旭志	249円	35,366円
矢部清和	100円	23,577円
芦北	471円	11,702円
湯前	177円	24,249円
姫戸	333円	31,833円
三加和	152円	15,482円
阿蘇	262円	35,734円
本渡富岡	407円	27,962円

河浦	281円	27,715円
蘇陽	181円	21,020円
免田	267円	9,381円
一勝地	116円	31,543円
竜ヶ岳	337円	106,870円
五和	500円	26,024円
玉名大浜	241円	19,174円
横島	174円	10,850円
松合	198円	14,092円
栖本	262円	17,882円
倉岳	344円	40,334円
天草	287円	23,354円
本渡新和	186円	28,026円
御所浦	195円	179,637円

大分県

大分	1,953円	27,972円
鶴崎	318円	18,805円
大分東	866円	15,848円
大分滝尾	414円	17,254円
大分大道	1,094円	22,394円
大分市外	752円	21,495円
大分別府	428円	11,246円
別府北	464円	6,458円
如水	80円	10,681円
新中津	383円	10,229円
日田三本松	314円	18,063円
佐伯	551円	22,321円
臼杵	430円	29,427円
津久見	240円	13,692円
大分竹田	227円	19,859円
豊後高田	330円	15,154円
杵築別館	296円	21,078円
大分宇佐	264円	15,667円
国東	195円	17,509円
日出	579円	6,077円
由布院	499円	29,811円
大分三重	204円	23,902円
玖珠	432円	13,232円
大分種田	964円	14,393円
大分中津	295円	31,377円
大分戸次	772円	24,064円
鶴崎松岡	414円	13,726円
長洲	244円	11,628円
豊後高田田原	65円	8,595円
大分賀来	916円	17,067円
坂ノ市別館	675円	10,669円
海崎	83円	12,847円
保戸島	295円	72,721円
宇佐八幡	213円	5,547円
山香	263円	5,933円
大分挾間	445円	12,260円
大分庄内	259円	25,356円
佐賀関	144円	9,216円
幸崎	180円	19,461円
佐伯弥生	472円	16,524円
野津	287円	13,826円
緒方	183円	10,140円
三重大野	291円	9,278円
三重千歳	63円	11,990円
天ヶ瀬	454円	18,450円
三光	189円	12,932円
大分野津原	370円	21,929円
直川	232円	22,086円
本耶馬渓	268円	23,059円
院内	125円	13,265円
安心院	199円	10,183円
真玉	140円	11,191円
国東国見	124円	18,680円
国東富来	169円	9,366円
佐伯鶴見	382円	9,956円
竹田荻	87円	9,655円
日田大山	414円	31,356円
大分犬飼	172円	19,245円
大分吉野	83円	9,567円
安岐	176円	13,971円
武藏	283円	6,497円
宇目	214円	10,187円
蒲江	196円	14,248円
耶馬渓下郷	227円	25,206円
山国	150円	29,949円
香々地	117円	15,843円
三重清川	54円	14,158円
久住	356円	55,886円
恵良	209円	12,622円
津江	257円	9,995円
耶馬渓	286円	12,754円
合河	193円	18,481円
新畑之浦	223円	33,006円
朝地	98円	33,988円
長湯	146円	9,547円
城原	92円	9,506円
田染	116円	52,500円
佐伯上浦	233円	24,933円
東中浦	126円	25,123円

宮崎県

生目	314円	16,815円
宮崎大淀	652円	35,855円
木花	704円	21,769円
都城	561円	20,765円
都城莊内	76円	10,721円
沖水	177円	54,363円

河浦	366円	25,486円
蘇陽	248円	22,957円
免田	316円	15,425円
一勝地	149円	29,204円
竜ヶ岳	439円	58,206円
五和	523円	23,954円
玉名大浜	283円	17,293円
横島	226円	9,884円
松合	252円	13,066円
栖本	335円	16,838円
倉岳	401円	34,662円
天草	339円	21,178円
本渡新和	205円	26,142円
御所浦	252円	171,607円

大分県

大分	2,112円	25,702円
鶴崎	354円	17,464円
大分東	902円	14,780円
大分滝尾	461円	15,980円
大分大道	1,161円	29,534円
大分市外	779円	33,183円
大分別府	449円	10,528円
別府北	470円	6,091円
如水	92円	9,889円
新中津	454円	9,490円
日田三本松	349円	16,295円
佐伯	638円	19,764円
臼杵	555円	22,543円
津久見	272円	12,943円
大分竹田	295円	19,467円
豊後高田	472円	14,211円
杵築別館	383円	17,704円
大分宇佐	355円	15,697円
国東	209円	15,930円
日出	608円	6,006円
由布院	541円	27,176円
大分三重	226円	21,876円
玖珠	441円	12,897円
大分種田	984円	9,674円
大分中津	328円	47,347円
大分戸次	962円	21,857円
鶴崎松岡	438円	37,731円
長洲	270円	10,750円
豊後高田田原	89円	8,197円
大分賀来	955円	14,401円
坂ノ市別館	825円	11,292円
海崎	95円	79,370円
保戸島	484円	67,824円
宇佐八幡	230円	56,540円
山香	285円	5,459円
大分挾間	480円	31,934円
大分庄内	305円	48,805円
佐賀関	195円	8,052円
幸崎	216円	17,947円
佐伯弥生	511円	14,793円
野津	306円	16,941円
緒方	214円	15,457円
三重大野	367円	8,092円
三重千歳	79円	13,614円
天ヶ瀬	605円	16,984円
三光	220円	11,862円
大分野津原	439円	60,435円
直川	307円	26,481円
本耶馬渓	292円	21,408円
院内	142円	11,922円
安心院	211円	9,464円
真玉	179円	10,431円
国東国見	141円	17,120円
国東富来	191円	8,374円
佐伯鶴見	440円	8,981円
竹田荻	98円	9,308円
日田大山	477円	28,536円
大分犬飼	212円	17,416円
大分吉野	114円	9,152円
安岐	210円	12,797円
武藏	315円	5,958円
宇目	266円	9,833円
蒲江	228円	18,742円
耶馬渓下郷	268円	22,955円
山国	200円	26,882円
香々地	174円	14,794円
三重清川	70円	14,613円
久住	490円	33,350円
恵良	219円	11,378円
津江	363円	44,414円
耶馬渓	362円	11,712円
合河	246円	16,956円
新畑之浦	310円	32,426円
朝地	132円	30,875円
長湯	214円	15,879円
城原	119円	12,161円
田染	152円	25,379円
佐伯上浦	294円	23,277円
東中浦	168円	24,079円
臼杵深江	325円	13,476円

宮崎県

都城中郷	88円	12,494円
土々呂	455円	8,474円
延岡市外	476円	11,565円
日南	203円	11,725円
宮崎小林	240円	19,647円
日向別館	234円	32,796円
西都	324円	16,512円
高城	175円	20,970円
宮崎住吉	562円	8,951円
柳瀬	294円	32,170円
宮崎本郷	532円	10,889円
志和池	82円	50,086円
大堂津	138円	23,185円
飫肥	150円	10,175円
西小林	165円	20,240円
串間	224円	21,463円
三財	238円	21,597円
えびの営機械	176円	10,899円
飯野駅前	156円	11,136円
清武	711円	30,553円
宮崎田野	286円	8,373円
佐土原	284円	11,128円
西佐土原	205円	18,887円
日南北郷	295円	59,310円
日南南郷	192円	17,050円
三股	200円	11,897円
都城高崎	144円	14,851円
高原	162円	21,099円
小林野尻	218円	19,672円
紙屋	108円	12,179円
宮崎高岡	280円	99,357円
国富	359円	25,860円
綾	278円	28,467円
高鍋営業所 1	271円	4,716円
新富	348円	7,165円
木城	334円	11,675円
川南	161円	16,320円
都農	163円	11,720円
門川	284円	7,236円
大東	104円	10,069円
都城山田	140円	35,312円
高千穂別館	226円	13,640円
都城高野	144円	15,051円
美々津	247円	10,451円
岩脇	181円	16,550円
真幸	201円	12,957円
山陰	145円	10,947円
神門	195円	22,067円
日向西郷	95円	11,819円
宇納間	61円	16,323円
曾木	139円	9,939円
北川	216円	20,953円
延岡北浦	251円	17,611円
宮崎東	749円	62,799円
青島	232円	22,431円
都城山之口	132円	11,771円
日之影	139円	24,909円
五ヶ瀬	194円	16,479円
宮崎内海	351円	90,363円
諸塙	119円	26,663円
都井	146円	80,289円
市木	120円	12,526円
南浦	200円	21,022円
須木	132円	12,620円
天の岩戸	175円	48,116円

鹿児島県

鴨池甲南新館	3,146円	16,691円
谷山	1,157円	20,439円
伊敷	1,042円	13,655円
原良	3,230円	13,157円
広木	3,029円	12,978円
坂之上	1,836円	8,479円
鹿児島川内	589円	18,960円
鹿屋	317円	18,099円
枕崎	149円	15,226円
名瀬	782円	15,148円
出水	155円	9,666円
指宿	341円	12,265円
加世田	216円	10,706円
国分	483円	13,862円
種子島	127円	21,349円
加治木	497円	15,215円
帖佐	406円	17,313円
丸尾	146円	19,878円
志布志	92円	7,804円
屋久島	83円	19,948円
徳之島	244円	26,218円
鹿児島吉野	385円	10,751円
鹿児島春日	1,700円	16,381円
鹿児島大口	230円	10,986円
隼人	424円	42,404円
河頭	77円	14,009円
高須	74円	12,667円
大姶良	84円	24,187円
鹿屋南	25円	21,252円
串木野	180円	16,156円
阿久根	216円	17,687円
米之津	93円	20,277円
宮ケ浜	65円	7,980円
鹿児島垂水	110円	23,021円
指宿山川	43円	23,306円

都城中郷	101円	11,013円
土々呂	469円	7,620円
延岡市外	514円	10,399円
日南	227円	10,699円
宮崎小林	256円	15,757円
日向別館	260円	23,954円
西都	376円	15,641円
高城	195円	19,134円
宮崎住吉	604円	8,331円
柳瀬	314円	29,500円
宮崎本郷	605円	14,615円
志和池	92円	29,044円
大堂津	155円	21,172円
飫肥	174円	8,853円
西小林	199円	19,362円
串間	242円	17,018円
三財	255円	14,220円
えびの営機械	200円	10,153円
飯野駅前	167円	9,888円
清武	742円	28,257円
宮崎田野	309円	7,488円
佐土原	291円	10,210円
西佐土原	212円	17,175円
日南北郷	328円	34,586円
日南南郷	208円	15,523円
三股	214円	20,132円
都城高崎	184円	13,758円
高原	191円	19,736円
小林野尻	240円	11,076円
紙屋	137円	10,999円
宮崎高岡	304円	94,664円
国富	381円	24,123円
綾	299円	26,089円
高鍋営業所 1	308円	5,844円
新富	466円	6,622円
木城	373円	19,600円
川南	175円	21,495円
都農	177円	10,488円
門川	298円	6,695円
大東	141円	9,266円
都城山田	147円	32,784円
高千穂別館	310円	12,819円
都城高野	217円	13,702円
美々津	278円	9,138円
岩脇	200円	14,881円
真幸	215円	11,925円
山陰	202円	10,114円
神門	234円	46,291円
日向西郷	118円	39,476円
宇納間	79円	43,034円
曾木	172円	9,589円
北川	297円	19,057円
延岡北浦	303円	16,631円
宮崎東	751円	52,737円
青島	248円	20,788円
都城山之口	154円	10,903円
日之影	183円	23,250円
五ヶ瀬	255円	15,935円
宮崎内海	484円	88,033円
諸塙	141円	24,907円
都井	176円	44,716円
市木	145円	11,499円
南浦	241円	19,750円
須木	163円	12,069円
天の岩戸	223円	45,177円

鹿児島県

鴨池甲南新館	3,288円	19,890円
谷山	1,214円	18,516円
伊敷	1,090円	12,386円
原良	3,455円	11,983円
広木	3,430円	12,712円
坂之上	2,238円	8,118円
鹿児島川内	627円	14,872円
鹿屋	459円	23,482円
枕崎	167円	11,209円
名瀬	839円	13,365円
出水	175円	9,102円
指宿	340円	11,772円
加世田	275円	8,585円
国分	505円	12,702円
種子島	160円	19,418円
加治木	541円	14,158円
帖佐	456円	18,164円
丸尾	149円	18,543円
志布志	97円	7,496円
屋久島	90円	18,631円
徳之島	289円	20,458円
鹿児島吉野	420円	10,169円
鹿児島春日	1,710円	14,559円
鹿児島大口	266円	9,756円
隼人	464円	38,280円
河頭	88円	11,794円
高須	101円	26,505円
大姶良	104円	23,330円
鹿屋南	31円	20,486円
串木野	200円	14,517円
阿久根	273円	21,280円
米之津	109円	18,821円
宮ケ浜	71円	7,501円
鹿児島垂水	127円	21,880円
指宿山川	44円	19,821円

開聞	76円	61,798円
知覧	227円	16,683円
知覧瀬世	27円	11,455円
加世田川辺	186円	22,008円
市来	210円	8,932円
東市来	183円	14,874円
伊集院	287円	16,811円
松元	132円	23,345円
伊集院郡山	310円	23,988円
金峰	157円	8,507円
入来	51円	31,000円
宮之城	102円	23,112円
高尾野	86円	13,946円
菱刈	56円	10,952円
蒲生	84円	9,140円
十三塚原	74円	11,176円
加治木横川	78円	26,561円
栗野	242円	16,105円
吉松	49円	23,409円
霧島	50円	8,483円
岩川	130円	7,201円
財部	54円	11,527円
都城末吉	314円	41,154円
志布志有明	157円	20,198円
蓬原	94円	30,612円
志布志大崎	75円	27,004円
菱田	45円	22,729円
串良	54円	34,946円
鹿屋高山	139円	17,224円
吾平	98円	21,046円
大根占	164円	9,317円
根占	78円	12,899円
古江	192円	9,702円
川内東郷	277円	30,690円
牧ノ原	106円	69,402円
百引	107円	34,153円
志布志松山	22円	11,195円
大根占田代	84円	36,696円
川内西方	23円	87,248円
城上	76円	16,421円
高隈	175円	10,431円
阿久根脇本	107円	10,596円
阿久根大川	42円	24,883円
鹿屋新城	47円	12,963円
牛根	235円	20,771円
西桜島	204円	29,012円
喜入	157円	27,268円
瀬々串	95円	29,263円
穎娃	116円	7,570円
石垣	39円	11,558円
笠沙	64円	8,572円
加世田大浦	176円	13,533円
樋脇	75円	32,919円
市比野	140円	12,111円
宮野城鶴田	224円	24,537円
薩摩	176円	58,464円
祁答院	146円	13,119円
出水野田	220円	10,804円
牧園	98円	13,150円
細山田	42円	11,678円
内の浦	199円	23,036円
佐多	155円	30,814円
喜界島	316円	38,460円
鹿児島吉田	258円	10,150円
伊集院吹上	60円	11,133円
出水鷹巣	314円	16,809円
指江	212円	26,604円
童郷	56円	36,002円
笠利	534円	30,321円
天城	91円	25,760円
伊仙	359円	20,502円
与論島	49円	26,025円
川内羽島	189円	10,929円
山門野	172円	15,165円
瀬戸内	1,184円	23,186円
知名	96円	18,009円
木慈	72円	74,374円
勝能	77円	110,092円
管鉈	100円	23,570円
与路島	102円	344,335円
請島	153円	271,262円
節子	289円	36,255円
生見	61円	19,120円
中種子	178円	26,540円
南種子	417円	25,408円
母間	52円	75,558円
沖之永良部	(略)	36,544円
坊	156円	19,351円
伊集院日吉	53円	15,972円
現和	92円	20,668円
国上	84円	23,116円
早町	38円	28,659円
中甑	206円	52,381円

沖縄県

開聞	77円	58,451円
知覧	236円	41,211円
知覧瀬世	34円	10,675円
加世田川辺	205円	18,344円
市来	248円	8,882円
東市来	199円	11,966円
伊集院	326円	24,075円
松元	199円	21,864円
伊集院郡山	333円	24,301円
金峰	173円	8,006円
入来	66円	36,261円
宮之城	117円	21,186円
高尾野	98円	12,956円
菱刈	72円	10,362円
蒲生	100円	13,846円
十三塚原	84円	18,352円
加治木横川	81円	28,761円
栗野	266円	14,903円
吉松	52円	21,945円
霧島	53円	7,895円
岩川	151円	6,703円
財部	60円	10,465円
都城末吉	349円	23,080円
志布志有明	196円	19,098円
蓬原	118円	28,897円
志布志大崎	94円	25,340円
菱田	63円	21,522円
串良	72円	32,161円
鹿屋高山	178円	15,867円
吾平	120円	47,797円
大根占	224円	13,539円
根占	89円	12,092円
古江	209円	7,999円
川内東郷	331円	30,845円
牧ノ原	117円	68,730円
百引	133円	46,576円
志布志松山	29円	10,766円
大根占田代	118円	49,643円
川内西方	26円	82,953円
城上	100円	10,602円
高隈	232円	38,279円
阿久根脇本	135円	9,668円
阿久根大川	48円	23,299円
鹿屋新城	58円	12,227円
牛根	332円	19,650円
西桜島	247円	23,426円
喜入	173円	23,001円
瀬々串	116円	27,293円
穎娃	130円	7,066円
石垣	43円	7,624円
笠沙	76円	16,715円
加世田大浦	182円	12,362円
樋脇	104円	37,499円
市比野	168円	11,137円
宮野城鶴田	263円	22,843円
薩摩	238円	54,446円
祁答院	159円	20,164円
出水野田	268円	10,097円
牧園	109円	11,932円
細山田	48円	11,045円
内の浦	246円	45,884円
佐多	204円	28,724円
喜界島	402円	35,936円
鹿児島吉田	351円	9,510円
伊集院吹上	67円	13,659円
出水鷹巣	386円	15,785円
指江	228円	25,256円
童郷	58円	34,082円
笠利	605円	28,950円
天城	98円	24,046円
伊仙	439円	18,882円
与論島	57円	19,401円
川内羽島	210円	10,082円
山門野	211円	14,259円
瀬戸内	1,288円	21,726円
知名	138円	16,986円
木慈	90円	69,294円
勝能	100円	103,996円
管鉈	134円	24,937円
与路島	151円	214,802円
請島	243円	169,077円
節子	423円	33,428円
生見	70円	14,950円
中種子	209円	24,425円
南種子	494円	23,664円
母間	64円	72,238円
沖之永良部	(略)	34,271円
坊	189円	18,684円
伊集院日吉	61円	11,764円
現和	146円	19,180円
国上	127円	22,778円
早町	52円	27,026円
中甑	217円	47,452円
青瀬	85円	44,479円
寄宮	2,535円	18,687円
牧志	3,887円	22,958円
小禄	2,576円	14,562円
首里	6,138円	12,431円
田場	381円	9,350円
大謝名	2,595円	16,789円
普天間	1,288円	11,485円
沖縄宮古	624円	16,109円
八重山	1,281円	37,688円
浦添別	2,846円	12,650円
名護別館	1,053円	33,581円

沖縄県

照屋	786円	8,062円
コザ	845円	26,985円
胡屋	1,083円	7,121円
コザ北谷	2,059円	12,549円
豊見城	1,348円	19,130円
与那原	1,246円	16,552円
南風原	1,472円	25,097円
久辺	102円	93,799円
嘉手納	2,135円	16,128円
沖縄石川別	430円	19,172円
具志川	632円	36,444円
仲尾次	164円	21,225円
米須	289円	25,227円
今帰仁	565円	14,586円
本部	456円	8,756円
コザ金武	653円	23,661円
与那城	429円	6,227円
読谷	771円	12,753円
中城	842円	9,888円
東風平	713円	16,302円
与那原玉城	193円	17,104円
佐敷	338円	14,096円
本部山川	342円	18,999円
北中城	1,801円	31,114円
南大東	52円	45,255円
北大東	54円	275,568円
久米島	428円	131,406円
城辺	207円	15,988円
沖縄上野	279円	27,772円
平安座	166円	21,984円
座間味	21円	25,000円
伊良部	483円	27,749円
波照間	93円	13,738円
与那国	305円	85,257円
国頭別	308円	14,749円
伊江	474円	40,785円
伊是名	80円	65,998円
伊平屋	62円	98,509円
多良間	155円	68,881円
国頭安田	43円	58,148円
粟国	70円	10,264円
渡名喜	60円	10,849円
八重山黒島	91円	159,187円
八重山小浜	180円	141,073円
池間	139円	50,474円

照屋	916円	9,229円
コザ	926円	26,195円
胡屋	1,359円	7,950円
コザ北谷	2,393円	13,451円
豊見城	1,482円	18,664円
与那原	1,524円	16,461円
南風原	1,790円	21,527円
久辺	107円	52,886円
嘉手納	2,272円	16,505円
沖縄石川別	522円	18,014円
具志川	684円	33,666円
仲尾次	190円	20,394円
米須	339円	23,507円
今帰仁	674円	13,601円
本部	551円	8,203円
コザ金武	710円	21,786円
与那城	551円	6,801円
読谷	925円	12,746円
中城	935円	10,639円
東風平	748円	15,612円
与那原玉城	229円	17,442円
佐敷	386円	13,342円
本部山川	359円	17,724円
北中城	1,943円	19,401円
南大東	62円	46,746円
北大東	78円	254,292円
久米島	483円	187,627円
城辺	217円	14,360円
沖縄上野	290円	16,749円
平安座	211円	16,284円
座間味	37円	24,518円
伊良部	501円	21,643円
波照間	101円	14,445円
与那国	400円	96,601円
国頭別	394円	15,002円
伊江	497円	38,596円
伊是名	90円	63,001円
伊平屋	80円	90,075円
多良間	166円	38,877円
国頭安田	53円	49,781円
粟国	98円	12,079円
渡名喜	68円	12,075円
八重山黒島	95円	74,726円
八重山小浜	215円	136,350円
池間	155円	47,004円

第2 とう道又は管路に係る負担額

(略)

- 1 (略)
- 2 とう道又は管路に係る料金額

2-1 とう道に係る料金額

適用する行政区域	内容	1メートルごとに年額
富山県		34,057円
石川県		37,387円
福井県		28,323円
岐阜県		30,466円
静岡県		51,331円
愛知県		50,126円
三重県		36,531円
滋賀県		62,847円
京都府		40,403円
大阪府		58,419円
兵庫県		52,698円
奈良県		34,144円
和歌山県		18,699円
鳥取県		69,630円
島根県		26,826円
岡山県		61,460円
広島県		59,861円
山口県		36,468円
徳島県		67,472円
香川県		42,782円
愛媛県		52,312円
高知県		39,339円
福岡県		62,396円
佐賀県		22,736円
長崎県		18,849円
熊本県		35,916円
大分県		48,445円
宮崎県		37,987円
鹿児島県		49,533円
沖縄県		44,223円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容	1条あたり1メートルごとに年額
富山県		158円
石川県		164円
福井県		169円
岐阜県		196円
静岡県		221円
愛知県		208円
三重県		206円
滋賀県		205円
京都府		301円
大阪府		230円
兵庫県		262円
奈良県		230円
和歌山県		258円
鳥取県		197円
島根県		199円
岡山県		191円
広島県		203円
山口県		159円
徳島県		206円
香川県		191円
愛媛県		185円
高知県		168円
福岡県		241円
佐賀県		182円
長崎県		161円
熊本県		232円
大分県		228円
宮崎県		158円
鹿児島県		209円
沖縄県		259円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額1,331円とします。

第2 とう道又は管路に係る負担額

(略)

- 1 (略)
- 2 とう道又は管路に係る料金額

2-1 とう道に係る料金額

適用する行政区域	内容	1メートルごとに年額
富山県		36,707円
石川県		40,470円
福井県		31,417円
岐阜県		33,182円
静岡県		55,904円
愛知県		53,551円
三重県		40,264円
滋賀県		60,114円
京都府		42,587円
大阪府		64,062円
兵庫県		56,727円
奈良県		36,095円
和歌山県		20,500円
鳥取県		77,023円
島根県		30,119円
岡山県		65,676円
広島県		64,284円
山口県		39,255円
徳島県		74,616円
香川県		47,390円
愛媛県		55,898円
高知県		40,859円
福岡県		67,047円
佐賀県		24,486円
長崎県		21,611円
熊本県		38,939円
大分県		52,320円
宮崎県		40,644円
鹿児島県		56,749円
沖縄県		59,437円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容	1条あたり1メートルごとに年額
富山県		171円
石川県		179円
福井県		180円
岐阜県		213円
静岡県		244円
愛知県		228円
三重県		230円
滋賀県		224円
京都府		316円
大阪府		256円
兵庫県		279円
奈良県		245円
和歌山県		286円
鳥取県		212円
島根県		221円
岡山県		204円
広島県		219円
山口県		174円
徳島県		230円
香川県		216円
愛媛県		196円
高知県		185円
福岡県		259円
佐賀県		193円
長崎県		186円
熊本県		255円
大分県		248円
宮崎県		170円
鹿児島県		236円
沖縄県		304円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額1,397円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額  
第1 (略)

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

$$\text{未償却残高} = \{ (\text{光信号引込等設備の取得固定資産価額 (22,266円)} - \text{光信号引込等設備の残存価額}) \times \text{光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率} + \text{光信号引込等設備の残存価額} \} \times (1 + \text{貸倒率})$$

ア 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。  
耐用年数残存期間比率 = 光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数 / (光信号引込等設備の耐用年数 (25年) × 365 (閏年にあっては 366 とします。))

イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに	
区分	内容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	18,137円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	339円

第5表 その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額  
第1 (略)

第2 中間配線盤に係るもの

- 1 (略)  
2 料金額

区分	単位	料金額	備考
中間配線盤利用機能	1ポートごとに月額	87円	――

第4表 光信号引込等設備に係る負担額  
第1 (略)

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

$$\text{未償却残高} = \{ (\text{光信号引込等設備の取得固定資産価額 (22,544円)} - \text{光信号引込等設備の残存価額}) \times \text{光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率} + \text{光信号引込等設備の残存価額} \} \times (1 + \text{貸倒率})$$

ア 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。  
耐用年数残存期間比率 = 光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数 / (光信号引込等設備の耐用年数 (25年) × 365 (閏年にあっては 366 とします。))

イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに	
区分	内容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	18,464円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	361円

第5表 その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額  
第1 (略)

第2 中間配線盤に係るもの

- 1 (略)  
2 料金額

区分	単位	料金額	備考
中間配線盤利用機能	1ポートごとに月額	46円	――

**別表1 接続により提供する機能**  
1-1 1-2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
(略)	(略)	
番号案内機能	契約者回線番号等の案内を行う機能	この機能の接続可否については、技術的条件集別表1に規定します。

**別表2 接続形態**

1 適用

区分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 表の適用	ア～サ (略) シ 2-2表又は2-3表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する事業者と利用者料金設定事業者が同一となる接続形態は、以下の場合に限ります。 (ア) (略) (イ) 当社又は特定端末系事業者が着信事業者となる場合であって、番号計画に定める電報受付機能に係る番号に着信するとき

2 利用者料金設定、請求事業者等

○利用者料金設定事業者の別

別添1のとおり

**別表3 様式**

**様式第14 (第24条第1項第1号関係)**

相互接続用電気通信設備建設申込書

年 月 日 第 号

N T T 東日本株式会社／N T T 西日本株式会社  
殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第24条(申込みに必要な資料の提出)第1項第1号の規定により、年度 相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容  
別紙のとおり

**別表1 接続により提供する機能**  
1-1 1-2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
(略)	(略)	
削除	_____	_____

**別表2 接続形態**

1 適用

区分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 表の適用	ア～サ (略) シ 2-2表又は2-3表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する事業者と利用者料金設定事業者が同一となる接続形態は、以下の場合に限ります。 (ア) (略) (イ) 当社又は特定端末系事業者が着信事業者となる場合であって、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第7項第3号で定める特定信書便役務の受付の用に供する番号に着信するとき

2 利用者料金設定、請求事業者等

○利用者料金設定事業者の別

別添2のとおり

**別表3 様式**

**様式第14 (第24条第1項第1号関係)**

相互接続用電気通信設備建設申込書

年 月 日 第 号

N T T 東日本株式会社／N T T 西日本株式会社  
殿

所属(法人名等)

貴社接続約款第24条(申込みに必要な資料の提出)第1項第1号の規定により、年度 相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容  
別紙のとおり

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- 2 別紙として、通話線に関するNTT支店名、POIビル名、NTTビル名、NTTユニット名、接続事業者ビル名、接続事業者ユニット名、接続種別、前年度末回線数、当年度末回線数、当年度における月別の回線数の増減を記載した資料及び伝送装置等の収容状況に係る情報等並びに共通線に関するNTT信号エリア、A面B面別のSTPに係るNTT支店名、NTTビル名、NTTユニット名、リンク種別、昨年度末リンク数、当年度末リンク数、月別のリンク数の増減を記載した資料及び伝送装置等の収容状況に係る情報等を添付すること。
- 3 参考資料として、相互接続点ごとの接続対象地域を示す資料、料金単位区域ごとの発着呼量を示す資料及び相互接続点ごとの回線需要予測を示す資料（いずれも様式任意）を添付すること。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表4 違約金

第1～5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合 接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過するまでの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（0.33%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額  (2)～(3) (略)
	(略)

別表4 違約金

第1～5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合 接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過するまでの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（0.41%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額  (2)～(3) (略)
	(略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	1,547円	—

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	1,412円	—

附 則（令和6年12月11日相制第155500000365号）

1～2 (略)

(光信号分岐端末回線の接続料の算定方法見直しに係る経過措置)

3 この改正規定の実施より前に第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）第1項の規定に基づき維持等を開始した光信号引込等設備に係る負担額に関しては、第68条の2（光信号引込等設備に係る負担額の支払義務）の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 協定事業者は、第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）第1項の規定に基づき、光信号引込等設備の維持等を開始した日から起算してその維持等を終了した日（その光信号引込等設備の再利用ができた日又はその光信号引込等設備を撤去した日をいいます。以下同じとします。）の前日までの期間（光信号引込等設備の維持等を開始した日と終了した日が同一である場合は1日とします。）に係る以下の料金表に規定する負担額を支払うことを要します。

区分			単位	料金額	備考
ア 光信号引込等設備維持等するための負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するための負担額	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	478円	
	(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	482円	
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	477円	
イ 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1光信号引込等設備ごとに月額	74円		

附 則（令和6年12月11日相制第155500000365号）

1～2 (略)

(光信号分岐端末回線の接続料の算定方法見直しに係る経過措置)

3 この改正規定の実施より前に第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）第1項の規定に基づき維持等を開始した光信号引込等設備に係る負担額に関しては、第68条の2（光信号引込等設備に係る負担額の支払義務）の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 協定事業者は、第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）第1項の規定に基づき、光信号引込等設備の維持等を開始した日から起算してその維持等を終了した日（その光信号引込等設備の再利用ができた日又はその光信号引込等設備を撤去した日をいいます。以下同じとします。）の前日までの期間（光信号引込等設備の維持等を開始した日と終了した日が同一である場合は1日とします。）に係る以下の料金表に規定する負担額を支払うことを要します。

区分			単位	料金額	備考
ア 光信号引込等設備維持等するための負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するための負担額	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	473円	
	(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	468円	
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	470円	
イ 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1光信号引込等設備ごとに月額	76円		

附 則（令和7年3月26日相制第155500000449号）

1 (略)

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

2 第74条の2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う令和5年度の精算用料金は以下のとおりです。

区分	単位	料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	1件ごとに	46.00円	—
優先接続受付手続費	1変更ごとに	189円	—
光回線設備線路条件調査費	(7) ウ欄	1番号 又は1 住所ご との1 成功検 索ごと に	0.04円 —
	(イ) イ欄	1通信用建物ごとに	0.01円 —
光配線区域情報調査費	イ欄	1通信用建物ごとに	1,750円 —
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア(イ)欄	1件ごとに	60円 —
	イ欄	1件ごとに	98円 —
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	747円 —
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	298円 —

附 則（令和7年3月26日相制第155500000449号）

1 (略)

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施し、この改正規定のうち、第34条の7（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）については、令和7年11月1日に、料金表第2表第2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第18欄については、令和6年9月1日に遡及して適用します。ただし、第3条（用語の定義）第42欄、第49欄、第52欄、第54欄、第8条（相互接続点の設置範囲）、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）、第25条（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）、第27条（接続用設備の設置又は改修の変更等）、第36条（当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改）、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）、第67条（工事費の支払義務）、第71条（通信時間の測定等）、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1（適用）、1-1（網改造料の対象となる機能）第1欄、第2欄、第27欄、第34欄、第47欄、第2表（工事費及び手続費）第1（工事費）1（適用）、2（工事費の額）2-1（工事費）第33欄、2-2（2-1以外の工事費）、別表2（接続形態）1（適用）、別表3（様式）並びに本附則第7項に係る規定については、

認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

2 第74条の2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う令和6年度の精算用料金は以下のとおりです。

区分	単位		料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	1件ごとに		67.14 円	_____
光回線設備線路 条件調査費	ウ欄	(ア) 基本額	1番号又は1住 所ごとの1成功	0.03 円
		(イ) 加算額	検索ごとに	0.01 円
光配線区域情報 調査費	ア欄	1通信用建物ごとに		9,053 円
	イ欄	1通信用建物ごとに		1,276 円
ルーティング番 号登録工事等受 付手続費	ア(イ)欄	1件ごとに		118 円
	イ欄	1件ごとに		208 円
同一番号移転可 否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに		754 円
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに		411 円

(光回線設備線路条件調査費に係る経過措置)

3 この改正規定にかかわらず、光回線設備線路条件調査費ウ欄について令和7年度の実績値を把握したときは、従前の第74条の2（接続料金の実績に基づく精算）の規定に基づき、令和7年度に適用された接続料金について精算を行います。

(電話帳掲載手続費及び番号情報データベース登録手続費に係る経過措置)

4 令和7年度に協定事業者が利用した料金表第2表第2（手続費）に規定する電話帳掲載手続費イ欄、番号情報データベース登録手続費及び光回線設備線路条件調査費ウ欄については、第75条（工事費及び手続費等の遡及適用）の規定にかかわらず、令和7年4月1日に遡及して以下の料金額を適用します。

区分	単位		料金額	備考
電話帳掲載 手續費	1発行ごとに 1掲載あたり		62 円	_____
番号情報データベース登録手續費	1登録ごとに 1番号あたり		818 円	_____
光回線設備 線路条件調 査費	ウ 欄	(ア) 基本額	1番号又は1 住所ごとの1 成功検索ごと に	0.02 円
		(イ) 加算額		0.01 円

(とう道又は管路に係る負担額の適用に係る措置)

5 料金表第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）第1（通信用建物に係る負担額）2（接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料）及び第2（とう道又は管路に係る負担額）2（とう道又は管路に係る料金額）に規定する料金額について、令和6年度に申請した令和7年度に適用する料金は令和7年4月1日に遡って、それぞれ以下の料金額を適用するものとします。

(1) とう道に係る料金額

適用する行政区域	内容
富山県	33,837円
石川県	37,017円
福井県	28,313円
岐阜県	30,412円
静岡県	50,905円
愛知県	49,430円
三重県	36,567円
滋賀県	62,819円
京都府	40,373円
大阪府	58,601円
兵庫県	52,644円
奈良県	34,158円
和歌山县	18,801円
鳥取県	69,516円
島根県	26,838円

1メートルごとに年額

岡山県	60,274円
広島県	59,749円
山口県	36,452円
徳島県	67,266円
香川県	42,538円
愛媛県	50,806円
高知県	39,271円
福岡県	61,944円
佐賀県	22,570円
長崎県	18,645円
熊本県	35,830円
大分県	48,225円
宮崎県	37,689円
鹿児島県	49,509円
沖縄県	44,155円

(2) 管路に係る料金額

適用する行政区域	内容
富山県	156円
石川県	162円
福井県	167円
静岡県	219円
愛知県	206円
大阪府	234円
兵庫県	260円

1条あたり1メートルごとに年額

和歌山県	262円
岡山県	187円
愛媛県	179円
福岡県	239円
佐賀県	180円
長崎県	159円
熊本県	234円

(3) 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
福井県	今立別	(略)	23,621円
静岡県	御殿場	886円	(略)
	中伊豆	228円	(略)
	伊東松崎	856円	(略)
	千頭	283円	(略)
愛知県	常滑	662円	(略)
	日間賀	305円	(略)

1平方メートル毎に年額

<u>滋賀県</u>	<u>河瀬</u>	<u>334 円</u>	<u>(略)</u>
	<u>近江甲南</u>	<u>276 円</u>	<u>(略)</u>
<u>京都府</u>	<u>舞鶴八雲 2</u>	<u>83 円</u>	<u>(略)</u>
<u>大阪府</u>	<u>大阪守口</u>	<u>(略)</u>	<u>28, 284 円</u>
<u>兵庫県</u>	<u>太市</u>	<u>485 円</u>	<u>(略)</u>
	<u>丹波柏原</u>	<u>152 円</u>	<u>(略)</u>
	<u>氷上</u>	<u>157 円</u>	<u>(略)</u>
<u>和歌山県</u>	<u>太地</u>	<u>215 円</u>	<u>(略)</u>
<u>鳥取県</u>	<u>根雨</u>	<u>237 円</u>	<u>(略)</u>
<u>岡山県</u>	<u>井原</u>	<u>(略)</u>	<u>26, 450 円</u>
	<u>美作勝山</u>	<u>377 円</u>	<u>(略)</u>
	<u>足守</u>	<u>370 円</u>	<u>(略)</u>
	<u>吉備線路 2</u>	<u>1, 048 円</u>	<u>(略)</u>
	<u>津山河辺</u>	<u>291 円</u>	<u>(略)</u>
	<u>里庄</u>	<u>330 円</u>	<u>(略)</u>
<u>広島県</u>	<u>因島</u>	<u>(略)</u>	<u>20, 455 円</u>
	<u>尾道高須</u>	<u>481 円</u>	<u>(略)</u>
<u>徳島県</u>	<u>小松島</u>	<u>506 円</u>	<u>(略)</u>
<u>福岡県</u>	<u>荒木</u>	<u>565 円</u>	<u>(略)</u>
	<u>飯塚 3</u>	<u>456 円</u>	<u>(略)</u>
	<u>福岡小郡</u>	<u>792 円</u>	<u>(略)</u>
	<u>勝本</u>	<u>216 円</u>	<u>(略)</u>
<u>佐賀県</u>	<u>北茂安</u>	<u>469 円</u>	<u>(略)</u>
<u>長崎県</u>	<u>長崎小浜</u>	<u>172 円</u>	<u>(略)</u>
	<u>愛野森山</u>	<u>1, 069 円</u>	<u>(略)</u>
	<u>津吉</u>	<u>115 円</u>	<u>(略)</u>
	<u>雲仙</u>	<u>50 円</u>	<u>(略)</u>
<u>鹿児島県</u>	<u>帖佐</u>	<u>404 円</u>	<u>(略)</u>
	<u>阿久根</u>	<u>214 円</u>	<u>(略)</u>
<u>沖縄県</u>	<u>与那原</u>	<u>1, 250 円</u>	<u>(略)</u>
	<u>与那城</u>	<u>455 円</u>	<u>(略)</u>

(ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金に係る経過措置)

6 協定事業者は、令和8年度中に、N T T 東日本株式会社及びN T T 西日本株式会社以外の接続事業者が事業法第110条の2第2項に規定する特別支援区域において当社の提供する光信号端末回線を利用する場合は、その利用に応じ当社との精算が必要となる場合があります。

(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込みに係る措置)

7 当社の準備が整うまでの間、接続申込者が第34条の4第1項又は第17項に規定する申込を行い、接続開始期日以降にその工事日を指定した場合については、同条第9項に規定する延伸の申し出があったものとみなし、同条第10項の規定を適用するものとします。

(網使用料の算定に係る措置)

- 8 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能（2－1－1－1第3欄ウ欄及びエ欄、第6欄、2－1－1－1の2、2－1－1－2第1欄イ欄、第2欄イ欄並びに2－1－1－2の2に限ります。以下この附則の第10項までにおいて同じとします。）について、令和7年度以前に適用した網使用料の原価の実績値（令和7年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。）と収入の実績値との差額（以下この附則において「前期差額」といいます。）を、令和8年度以降に適用される網使用料の原価に加えて算定するものとします。
- 9 当社は、この改正規定に係る令和7年度における端末回線伝送機能の網使用料の原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額（令和7年度に係るものに限ります。）との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えてそれ以降に適用される網使用料を変更する措置を講じるものとします。
- 10 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（令和8年4月1日から令和13年3月31日まで適用するものに限ります。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。
- 11 当社は、前2項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前3項の規定にかかわらず、前3項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。







番号	利用者料金設定事業者
G 1 の 1 0	削除
G 1 の 1 1	削除
G 1 の 1 2	削除
G 1 の 1 3	削除
G 2	削除
H 1 ~ H 1 の 1 2	削除
I 1	衛星系事業者
I 1 の 2	(7) (イ) 以外の区間：衛星系事業者 (イ) 着信事業者欄：当社
I 1 の 3	(7) (イ) 以外の区間：衛星系事業者 (イ) 着信事業者欄：特定端末系事業者
I 1 の 4	(7) (イ) 以外の区間：衛星系事業者 (イ) 着信事業者欄：端末系事業者
I 1 の 5	(7) (イ) 以外の区間：衛星系事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者
I 1 の 6	(7) (イ) 以外の区間：衛星系事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 1 社目の中継事業者)
I 1 の 7	(7) (イ) 以外の区間：衛星系事業者 (イ) 発信事業者欄：当社
I 1 の 8	(7) (イ) 以外の区間：衛星系事業者 (イ) 発信事業者欄：中継事業者
I 1 の 9	(7) (イ) 以外の区間：衛星系事業者 (イ) 区間 C：特定中継事業者
I 1 の 1 0	(7) (イ) 以外の区間：衛星系事業者 (イ) 区間 D：特定中継事業者
J 1	国際系事業者
J 1 の 2	(7) (イ) 以外の区間：国際系事業者 (イ) 着信事業者欄：当社
J 1 の 3	(7) (イ) 以外の区間：国際系事業者 (イ) 着信事業者欄：特定端末系事業者
J 1 の 4	(7) (イ) 以外の区間：国際系事業者 (イ) 着信事業者欄：端末系事業者
J 1 の 5	(7) (イ) 以外の区間：国際系事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者
J 1 の 6	(7) (イ) 以外の区間：国際系事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 1 社目の中継事業者)
J 1 の 7	(7) (イ) 以外の区間：国際系事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 2 社目の中継事業者)
J 1 の 8	(7) (イ) 以外の区間：国際系事業者 (イ) 発信事業者欄：当社
J 1 の 9	(7) (イ) 以外の区間：国際系事業者 (イ) 発信事業者欄：特定端末系事業者
J 1 の 1 0	(7) (イ) 以外の区間：国際系事業者 (イ) 発信事業者欄：端末系事業者

番号	利用者料金設定事業者
J 1 の 1 1	(7) (イ) 以外の区間：国際系事業者 (イ) 発信事業者欄：中継事業者
J 1 の 1 2	(7) (イ) 以外の区間：国際系事業者 (イ) 発信事業者欄：中継事業者(発側から 1 社目の中継事業者)
J 1 の 1 3	(7) (イ) 以外の区間：国際系事業者 (イ) 区間 A：特定中継事業者
J 1 の 1 4	(7) (イ) 以外の区間：国際系事業者 (イ) 区間 B：特定中継事業者
J 1 の 1 5	(7) (イ) 以外の区間：国際系事業者 (イ) 区間 C：特定中継事業者
J 1 の 1 6	(7) (イ) 以外の区間：国際系事業者 (イ) 区間 D：特定中継事業者
K 1	旧第 2 種電気通信事業者
K 1 の 2	(7) (イ) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (イ) 着信事業者欄：端末系事業者
K 1 の 3	(7) (イ) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者
K 1 の 4	(7) (イ) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 1 社目の中継事業者)
K 1 の 5	(7) (イ) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 2 社目の中継事業者)
K 1 の 6	削除
K 1 の 7	(7) (イ) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (イ) 発信事業者欄：当社
K 1 の 8	(7) (イ) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (イ) 発信事業者欄：特定端末系事業者
K 1 の 9	(7) (イ) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (イ) D S L 回線区間：当社
K 1 の 1 0	(7) (イ) 又は (ウ) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (イ) 発信事業者欄：当社 (ウ) 着信事業者欄：当社
K 1 の 1 1	(7) (イ) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (イ) 発信事業者欄：当社 (ウ) 着信事業者欄：中継事業者
K 1 の 1 2	(7) (イ) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (イ) 発信事業者欄：当社 (ウ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 1 社目の中継事業者)
K 1 の 1 3	(7) (イ) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (イ) 発信事業者欄：当社 (ウ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 2 社目の中継事業者)
K 1 の 1 4	(7) (イ) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (イ) 発信事業者欄：特定端末系事業者 (ウ) 着信事業者欄：中継事業者
K 1 の 1 5	(7) (イ) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (イ) 発信事業者欄：特定端末系事業者 (ウ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 1 社目の中継事業者)
K 1 の 1 6	(7) (イ) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (イ) 発信事業者欄：特定端末系事業者 (ウ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 2 社目の中継事業者)
K 2	旧第 2 種電気通信事業者(発信事業者)
K 2 の 2	(7) (イ) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者(発信事業者) (イ) 着信事業者欄：旧第 2 種電気通信事業者(着信事業者)
K 3	旧第 2 種電気通信事業者(発側から 2 社目の旧第 2 種電気通信事業者)
K 4	旧第 2 種電気通信事業者(着信事業者)

番号	利用者料金設定事業者
L 1	端末回線端接続事業者
L 1 の 2	(7) (イ) 以外の区間：端末回線端接続事業者 (イ) 着信事業者欄：当社
L 1 の 3	(7) (イ) 以外の区間：端末回線端接続事業者 (イ) 着信事業者欄：特定端末系事業者
L 1 の 4	(7) (イ) 以外の区間：端末回線端接続事業者 (イ) 着信事業者欄：端末系事業者
L 1 の 5	(7) (イ) 以外の区間：端末回線端接続事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者
L 1 の 6	(7) (イ) 以外の区間：端末回線端接続事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 1 社目の中継事業者)
L 1 の 7	削除
L 1 の 8	(7) (イ) 以外の区間：端末回線端接続事業者 (イ) 区間 C：特定中継事業者
L 1 の 9	(7) (イ) 以外の区間：端末回線端接続事業者 (イ) 区間 D：特定端末系事業者
L 1 の 1 0	(7) (イ) 以外の区間：端末回線端接続事業者 (イ) 区間 D：特定中継事業者
L 1 の 1 1	(7) (イ) 以外の区間：端末回線端接続事業者 (イ) D S L 回線区間：当社
M 1	各役務提供事業者
M 1 の 2	(7) (イ) 以外の区間：各役務提供事業者 (イ) 着信事業者欄：2 - 2 表による
N 1	2 - 2 表による
N 1 の 2	(7) (イ) 以外の区間：2 - 2 表による (イ) 発信事業者欄：旧第 2 種電気通信事業者
O 1	(7) 当社の利用者に対して当社 (イ) 特定端末系事業者の利用者に対して特定端末系事業者
P 1	削除
Q 1	協定事業者

別添2

2 利用者料金設定、請求事業者等

○ 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
A 1	当社
A 1 の 2	(7) (イ) 以外の区間：当社 (イ) 着信事業者欄：当社
A 1 の 4	(7) (イ) 以外の区間：当社 (イ) 着信事業者欄：端末系事業者
A 1 の 6	(7) (イ) 以外の区間：当社 (イ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 1 社目の中継事業者)
A 1 の 1 0 - 2	(7) (イ) 以外の区間：当社 (イ) 発信事業者欄：端末系事業者
A 1 の 1 4	(7) (イ) 又は(ウ) 以外の区間：当社 (イ) 発信事業者欄：端末系事業者 (ウ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 1 社目の中継事業者)
A 1 の 2 0	(7) (イ) 又は(ウ) 以外の区間：当社 (イ) 発信事業者欄：端末系事業者(発信事業者) (ウ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 2 社目の中継事業者)
B 1	特定端末系事業者
B 1 の 3	(7) (イ) 以外の区間：特定端末系事業者 (イ) 着信事業者欄：端末系事業者
B 1 の 5	(7) (イ) 以外の区間：特定端末系事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 1 社目の中継事業者)
B 1 の 1 5	(7) (イ) 又は(ウ) 以外の区間：特定端末系事業者 (イ) 発信事業者欄：端末系事業者(発信事業者) (ウ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 1 社目の中継事業者)
B 1 の 1 6	(7) (イ) 又は(ウ) 以外の区間：特定端末系事業者 (イ) 発信事業者欄：端末系事業者(発信事業者) (ウ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 2 社目の中継事業者)
C 1	端末系事業者
C 1 の 1 5	(7) (イ) 以外の区間：端末系事業者 (イ) 発信事業者欄：旧第 2 種電気通信事業者
C 1 の 2 0	(7) (イ) 以外の区間：端末系事業者 (イ) D S L 回線区間：当社
C 1 の 2 1	(7) (イ) 又は(ウ) 以外の区間：端末系事業者 (イ) 発信事業者欄：旧第 2 種電気通信事業者 (ウ) D S L 回線区間：当社
C 2	端末系事業者(発信事業者)
C 3	端末系事業者(着信事業者)
D 1	中継事業者
D 1 の 2 0	(7) (イ) 又は(ウ) 以外の区間：中継事業者 (イ) 発信事業者欄：当社 (ウ) 着信事業者欄：当社
D 1 の 2 1	(7) (イ) 又は(ウ) 以外の区間：中継事業者 (イ) 発信事業者欄：当社 (ウ) 着信事業者欄：特定端末系事業者
D 1 の 2 7	(7) (イ) 又は(ウ) 以外の区間：中継事業者 (イ) 発信事業者欄：特定端末系事業者 (ウ) 着信事業者欄：当社
D 3	中継事業者(発側から 1 社目の中継事業者)

番号	利用者料金設定事業者
D 3 の 8	(7) (イ) 以外の区間：中継事業者(発側から 1 社目の中継事業者) (イ) 発信事業者欄：当社
D 4	中継事業者(発側から 2 社目の中継事業者)
D 4 の 3 1	(7) (イ) 又は(ウ) 以外の区間：中継事業者(発側から 2 社目の中継事業者) (イ) 区間 A：中継事業者(発側から 1 社目の中継事業者) (ウ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 1 社目の中継事業者)
E 1 の 2	(7) (イ) 以外の区間：特定中継事業者 (イ) 着信事業者欄：当社
E 1 の 8	(7) (イ) 以外の区間：特定中継事業者 (イ) 着信事業者欄：国際系事業者
F 1	携帯・自動車電話事業者
F 1 の 4	(7) (イ) 以外の区間：携帯・自動車電話事業者 (イ) 着信事業者欄：端末系事業者
F 2	携帯・自動車電話事業者(発信事業者)
J 1	国際系事業者
K 1	旧第 2 種電気通信事業者
K 1 の 8	(7) (イ) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (イ) 発信事業者欄：特定端末系事業者
K 1 の 9	(7) (イ) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (イ) D S L 回線区間：当社
K 1 の 1 3	(7) (イ) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (イ) 発信事業者欄：当社 (ウ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 2 社目の中継事業者)
K 1 の 1 5	(7) (イ) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (イ) 発信事業者欄：特定端末系事業者 (ウ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 1 社目の中継事業者)
K 1 の 1 6	(7) (イ) 以外の区間：旧第 2 種電気通信事業者 (イ) 発信事業者欄：特定端末系事業者 (ウ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 2 社目の中継事業者)
K 3	旧第 2 種電気通信事業者(発側から 2 社目の旧第 2 種電気通信事業者)
K 4	旧第 2 種電気通信事業者(着信事業者)
L 1 の 1 1	(7) (イ) 以外の区間：端末回線端接続事業者 (イ) D S L 回線区間：当社
M 1	各役務提供事業者
M 1 の 2	(7) (イ) 以外の区間：各役務提供事業者 (イ) 着信事業者欄：2-2 表による
N 1 の 2	(7) (イ) 以外の区間：2-2 表による (イ) 発信事業者欄：旧第 2 種電気通信事業者
Q 1	協定事業者

<p>技術的条件集</p> <p>第 29 節の 2 形態 1 7 - 2 (略)</p> <p>(接続方式)</p> <p>第 124 条の 3 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。</p> <p>(1) 当社網と協定事業者網間で使用する電気通信番号は次のとおりとします。</p> <p>(略)</p> <p>エ 付加的役務接続呼のダイヤル番号</p> <p><u>(ア) CD + 177</u></p> <p><u>CD : 市外局番</u></p> <p>(略)</p> <p>別表 1</p> <p>1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号 (略)</p> <p>2. サービス番号への接続条件 サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1 XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。 (略)</p> <p><u>(2) 市外局番 + 1 XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。</u> <u>ア 気象情報提供機能は、形態 1 - 2 及び形態 1 - 3 での接続番号が 0 + 市外局番 + 1 7 7 (分類 3 とする) の当社入接続において提供する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>技術的条件集</p> <p>第 29 節の 2 形態 1 7 - 2 (略)</p> <p>(接続方式)</p> <p>第 124 条の 3 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。</p> <p>(1) 当社網と協定事業者網間で使用する電気通信番号は次のとおりとします。</p> <p>(略)</p> <p>エ 付加的役務接続呼のダイヤル番号</p> <p><u>(ア) 削除</u></p> <p>(略)</p> <p>別表 1</p> <p>1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号 (略)</p> <p>2. サービス番号への接続条件 サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1 XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。 (略)</p> <p><u>(2) 削除</u></p> <p>(略)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表 2

## 1. 電話サービスの利用条件

(略)

## 2. 総合ディジタル通信サービスの利用条件

(略)

## (2) 付加機能の利用条件

付加機能(総合ディジタル通信サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
(略)	(略)
<u>発着信専用機能</u>	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類7、発信種別1、 発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への 発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用 可能とする。
(略)	(略)

別表 2

## 1. 電話サービスの利用条件

(略)

## 2. 総合ディジタル通信サービスの利用条件

(略)

## (2) 付加機能の利用条件

付加機能(総合ディジタル通信サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
(略)	(略)
<u>削除</u>	<u>削除</u>
(略)	(略)